

資 料 編

資料第1 過去の主な大規模事故等

(都総務局、本文3頁)

(網掛け部分は東京)

年月日	種目	内容
昭和31年	1. 1	事故 新潟県弥彦神社初詣事故(死者〔圧死〕 124/負傷者 94)
	3. 2	市街地大火 能代市大火(負傷者 19/焼損棟数 1,475/焼損面積 178,933)
	8. 18	市街地大火 大館市大火(負傷者 16/焼損棟数 1,344/焼損面積 156,984)
	9. 1	市街地大火 魚津市大火(死者 5/負傷者 170/焼損棟数 1,677/焼損面積 175,966)
	10. 11	火災 比叡山延暦寺大講堂火災(大津市)
昭和32年	7. 6	火災 谷中五重塔火災(台東区)
昭和33年	1. 26	船舶事故 瀬戸内海で南海丸風浪により沈没(死者・行方不明 257/負傷者 8)
	12. 27	市街地大火 鹿児島県瀬戸内町大火(負傷者 48/焼損棟数 1,628/焼損面積〔建物〕 66,314 〔林野〕 600 ha)
昭和35年	8. 24	爆発火災 東京油脂工場爆発火災(江戸川区)(死者 5/傷者 22/焼損面積 1,189)
昭和36年	5. 29	大火 三陸大火(岩手県新里村)(死者 5/負傷者 97/焼損棟数 1,062/焼損面積〔建物〕 53,047 〔林野〕 40,366 ha)
	5. 29	市街地大火 八戸市大火(焼損棟数 720/焼損面積 51,752)
	10. 23	市街地大火 北海道森町大火(負傷者 80/焼損棟数 554/焼損面積 44,664)
昭和37年	5. 3	列車事故 三河島電車事故(荒川区)(死者 160/負傷者 369)
	9. 26	市街地大火 福江市大火(負傷者 28/焼損棟数 486/焼損面積 64,698)
昭和38年	11. 9	列車事故 鶴見電車事故(横浜市)(死者 161/負傷者 120)
	11. 9	爆発 福岡県三井三池炭鉱爆発事故(死者 451/行方不明 5/負傷者 19)
昭和39年	6. 11	爆発火災 昭和電工川崎工場爆発火災(川崎市)(死者 15/負傷者 122)
	7. 14	火災 勝島倉庫火災(品川区)(消防職団員殉職 19/負傷者 158)
昭和40年	1. 11	市街地大火 東京都大島町大火(焼失棟数 585/焼失面積 37,453)
	10. 1	火災 滋賀県庁別館火災(死者 3/負傷者 10)
	10. 26	危険物火災 西宮市タンクローリー火災(死者 5/負傷者 26/焼損棟数 40)
昭和41年	1. 9	火災 川崎市金井ビル火災(死者 12)
	1. 11	市街地大火 三沢市大火(負傷者 26/焼損棟数 282/焼損面積 53,537)
	2. 4	航空機事故 全日空機東京湾に墜落(死者 133)
	3. 4	航空機事故 カナダ航空機が羽田空港で炎上(死者 64)
	3. 5	航空機事故 英国海外航空機富士山腹で遭難(死者 124)
	3. 11	火災 水上温泉菊富士ホテル火災(群馬県水上町)(死者 30/負傷者 28)
	11. 13	航空機事故 全日空機松山空港沖に墜落(死者 50)
昭和43年	10. 12	市街地大火 大館市大火(負傷者 1/焼損棟数 281/焼損面積 37,790)
	11. 2	火災 有馬温泉池之坊満月城火災(神戸市)(死者 30/負傷者 44)
昭和44年	2. 5	火災 磐梯熱海温泉磐光ホテル火災(郡山市)(死者 30/負傷者 41)
	5. 18	市街地大火 加賀市大火(負傷者 16/焼損棟数 68/焼損面積 33,846)
昭和45年	4. 8	地下ガス爆発火災 大阪市地下鉄工事現場ガス爆発火災(死者 74/負傷者 311)
	6. 29	火災 佐野市両毛病院火災(死者 17/負傷者 1)
昭和46年	1. 2	火災 寿司由楼火災(和歌山市)(死者 16/負傷者 15)
	4. 27	林野火災 呉市林野火災(消防職員殉職 17/負傷者 1/焼損面積 340ha)
	7. 3	航空機事故 雫石事故(全日空機と自衛隊機が岩手県雫石町上空で接触墜落)(死者 162)
昭和47年	5. 13	火災 千日デパートビル火災(大阪市)(死者 118/負傷者 81)
	11. 6	トンネル・列車火災 北陸トンネル内列車火災(敦賀市)(死者 30/負傷者 715)
昭和48年	3. 8	火災 済生会八幡病院火災(北九州市)(死者 13/負傷者 3)
	7. 7	危険物火災 出光石油化学徳山工場火災(徳山市)(死者 1)
	11. 29	火災 大洋デパート火災(熊本市)(死者 100/負傷者 124)
昭和49年	8. 3	爆破 三菱重工爆破事件(千代田区)(死者 8/負傷者 385)
	11. 9	船舶火災 LPGタンカー第十雄洋丸火災(東京湾)(死者 33/負傷者 34)
	12. 18	油流出 三菱石油水島製油所重油流出事故(重油 42,888 kL 流出)

年月日	種目	内容
昭和50年	2.16	危険物火災
	5.6	危険物火災
昭和51年	10.29	市街地大火
	12.26	火災
昭和52年	3.15	林野火災
	3.25	林野火災
	6.24	火災
昭和53年	3.1	火災
昭和54年	3.2	トンネル火災
	7.11	トンネル火災
昭和55年	1.12	火災
	8.16	ガス爆発火災
	11.2	火災
昭和56年	5.9	船舶火災
昭和57年	2.8	火災
	2.9	航空機事故
昭和58年	8.16	地下鉄火災
	11.22	ガス爆発
昭和59年	11.16	地下火災
昭和60年	8.12	航空機事故
昭和61年	2.11	火災
昭和62年	5.26	爆発火災
	6.6	火災
昭和63年	5.18	船舶火災
平成元年	2.1	火災
	8.24	高層建築物火災
平成2年	3.18	火災
	5.26	危険物火災
平成3年	3.7	林野火災
	3.14	橋梁事故
	5.14	列車事故
平成4年	3.17	高速道路事故
	6.2	列車事故
	6.16	爆発
	10.16	爆発
	11.2	林野火災
	11.3	列車事故
平成5年	10.5	列車事故
平成6年	4.26	航空機事故
	6.27	化学テロ
	7.6	火災
	12.21	火災
平成7年	3.2	化学テロ
平成8年	2.1	トンネル事故
	6.13	航空機事故
	6.25	列車事故
	10.28	火災

年月日	種目	内容
	10. 31	異臭事件 東京都江東区立深川第四中学校異臭事件（負傷者 130）
平成 9 年	1. 2	油流出 ロシア船籍ナホトカ号海難・流出油災害（死者 1[船長]/C 重油 6,240kl [推定]が海上流出し、8 府県に漂着）
	3. 7 ～12	林野火災 全国で大規模林野火災続発（群馬県安中市・榛名町一焼損面積 196.2ha/香川県白鳥町・引田町一焼損面積 480.0 ha/山梨県勝沼町一焼損面積 374.9ha）
	3. 11	放射性物質 流出 動燃東海事業所アスファルト固化施設火災・爆発 （放射性汚染物質が管理区域外へ漏えい）
	7. 2	油流出 パナマ船籍ダイヤモンドグレース号流出油災害 （原油 1,550kl [推定] が海上流出し、神奈川県に漂着）
	10. 12	列車事故 JR 大月駅構内列車衝突脱線事故（負傷者 32）
	12. 29	航空機事故 ユナイテッド航空機乱気流事故（死者 1/負傷者 96）
平成 11 年	9. 3	臨界事故 東海村ウラン加工施設における臨界事故 （死者 2(JCO 従業員)救急隊員 3 人、政府関係機関の防災関係者 57 人、JCO 従業員等 81 人等多数が被ばく）
	10. 29	爆発 首都高 2 号線における過酸化水素を積載したタンクローリー爆発事故 （負傷者 23 名）
平成 12 年	3. 8	列車事故 日比谷線列車脱線事故（死者 3/負傷者 32）
	6. 1	爆発火災 日進化工（株）群馬工場爆発火災事故（死者 4/負傷者 58/建物損壊 277）
	8. 1	爆発 日本油脂（株）愛知事務所 武豊工場火薬爆発事故（負傷者 79/建物損壊 538）
平成 13 年	1. 24	危険物流出 移動タンク貯蔵所からのトリクロロシラン流出事故 （石川県加賀市、付近住民約 320 名が避難）
	5. 5	火災 四街道市作業員宿舍火災（死者 11）
	7. 21	事故 第 32 回明石市民夏まつりにおける花火大会事故（死者 11/負傷者 247）
	9. 1	火災 新宿歌舞伎町でビル火災（死者 44/負傷者 3）
平成 14 年	10. 1	船舶火災 長崎市ダイヤモンド・プリンセス船舶火災
平成 15 年	8. 14	火災 爆発 三重ごみ固化燃料(RDF)発電所火災・爆発
	8. 29	危険物火災 エクソンモービル(有)名古屋油槽所火災
	9. 3	危険物火災 新日本製鐵(株)名古屋製鐵所火災
	9. 8	火災 (株)ブリヂストン栃木工場火災（タイヤ約 16 万本等焼失）
	9. 26	危険物火災 十勝沖地震・出光興産(株)北海道製油所原油タンクリング火災
	9. 28	危険物火災 出光興産(株)北海道製油所ナフサタンク全面火災
平成 16 年	8. 7	トンネル事故 山陽自動車道高山トンネル内交通事故（死者 5/負傷者 22）
	8. 9	事故 関西電力(株)美浜発電所 3 号機タービン建屋事故（死者 5/負傷者 6）
平成 17 年	4. 25	列車事故 JR 西日本福知山線列車事故（死者 107/負傷者 563）
	12. 25	列車事故 JR 東日本羽越本線列車事故（山形県庄内町）（死者 5/負傷者 32）
平成 18 年	1. 8	火災 長崎県大村市 やすらぎの里さくら館 火災（死者 7/負傷者 3）
	1. 17	危険物火災 太陽石油（株）四国事業所火災
平成 19 年	1. 2	火災 兵庫県宝塚市カラオケボックス火災（死者 3/負傷者 5）
	6. 19	爆発 東京都渋谷区温泉施設爆発火災（死者 3/負傷者 8）
	8. 2	航空機事故 那覇空港中華航空機事故（負傷者 5）
平成 20 年	8. 1	危険物火災 首都高 5 号線タンクローリー事故危険物火災
	10. 1	火災 大阪市浪速区個室ビデオ店火災（死者 15/負傷者 10）
平成 21 年	1. 7	火災 函館市飲食店ビル火災（負傷者 17）
	2. 2	航空機事故 成田国際空港南南西約 174km の上空で発生した機体動揺負傷事故（負傷者 37）
	3. 19	火災 群馬県渋川市老人ホーム火災（死者 10/負傷者 1）
	7. 5	火災 大阪市此花区パチンコ店火災（死者 4/負傷者 19）
	11. 22	火災 杉並区雑居ビル火災（死者 4/負傷者 12）
平成 22 年	1. 29	列車事故 北海道深川市における函館線での列車脱線事故（負傷者 45）
	2. 8	林野火災 三宅島阿古地区林野火災（焼損面積 156.48 ha）
	3. 13	火災 札幌市グループホーム火災（死者 7/負傷者 2）

年月日	種目	内容
	7. 2	トンネル事故 北海道石狩市における集団救急事故（トンネル内多重衝突）（死者 2/ 負傷者 37）
	7. 25	航空機事故 埼玉県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者 5/負傷者 1）
	8. 18	航空機事故 海上保安庁ヘリコプター墜落事故（死者 5）
平成 23 年	1. 31	林野火災 兵庫県高砂市における林野火災（焼損面積 119 ha）
	2. 9	火災 徳島県鳴門市病院火災（死者 1/負傷者 7）
	3. 11 ～	放射性物質 放出 東日本大震災に係る福島第一原子力発電所における原子力災害
	5. 27	トンネル・ 列車火災 北海道占冠村におけるトンネル内鉄道車両火災（負傷者 79）
	8. 17	船舶事故 静岡県浜松市において発生した天竜川遊覧船転覆事故（死者 5/負傷者 5）
	11. 17	危険物火災 東ソー株式会社南陽事業所製造施設火災（死者 1/負傷者 1）
平成 24 年	4. 22	危険物火災 三井化学株式会社社岩国大竹工場製造施設火災（死者 1/負傷者 21）
	4. 29	事故 関越道大型バス単独事故（死者 7/負傷者 39）
	5. 13	火災 広島県福山市ホテル火災（死者 7/負傷者 3）
	9. 24	列車事故 神奈川県横須賀市における京浜急行線の列車脱線事故（負傷者 56）
	9. 29	爆発 危険物火災 株式会社日本触媒姫路製造所爆発火災（死者 1/負傷者 36）
	11. 7	油流出 沖縄ターミナル（株）原油漏洩事故（防油堤内原油 4.5 kL 流出）
	12. 2	トンネル事故 山梨県大月市 中央自動車道上り笹子トンネル内崩落事故（死者 9/負 傷者 2）
平成 25 年	2. 8	火災 長崎県グループホーム火災（死者 4/負傷者 8）
	2. 12	列車事故 兵庫県高砂市における山陽電鉄線の踏切障害に伴う列車脱線事故（負傷 者 18）
	7. 31	事故 長崎県長崎市における大浦支線での軌道敷内車両脱線事故（負傷者 16）
	8. 15	危険物火災 京都府福知山市花火大会火災（死者 1/30 日死者 2/負傷者 56）
	10. 11	火災 福岡市博多区整形外科火災（死者 10/負傷者 5）
	11. 15	危険物火災 千葉県野田市工場火災（死者 2/負傷者 15）
平成 26 年	1. 9	爆発 三菱マテリアル（株）四日市工場爆発事故（死者 5/負傷者 13）
	2. 25	列車事故 神奈川県川崎市における元住吉駅構内での列車衝突事故（負傷者 72）
	4. 15	林野火災 群馬県桐生市における林野火災（焼損面積 400 ha）
	4. 27	林野火災 岩手県盛岡市における林野火災（焼損面積 100 ha）
	5. 13	火災 東京都町田市作業場火災（負傷者 8）
	6. 21	列車事故 鹿児島県指宿市における指宿枕崎線での列車脱線事故（負傷者 18）
	9. 3	火災 新日鐵住金（株）名古屋製鐵所火災事故（負傷者 15）
平成 27 年	2. 13	列車事故 岡山県倉敷市における J R 山陽線での踏切障害事故（負傷者 45）
	3. 31	林野火災 長野県岡谷市における林野火災（焼損面積 250～300 ha）
	4. 14	航空機事故 広島空港においてアンダーシュートによる航空保安無線施設との衝突 事故（負傷者 28）
	5. 17	火災 川崎市簡易宿泊所火災（死者 10/負傷者 18）
	6. 3	列車火災 東海道新幹線の車両火災（死者 2/負傷者 28）
	7. 26	航空機事故 火災 東京都調布飛行場隣住宅地における小型航空機の墜落火災（死者 3/ 負傷者 9）
	12. 11	列車事故 岩手県宮古市における J R 山田線での列車脱線事故（負傷者 16）
平成 28 年	1. 15	事故 長野県軽井沢町碓氷バイパスにおける大型観光バス横転事故（死者 15/負傷者 26）
	3. 17	トンネル事故 東広島山陽自動車道八本松トンネル内車両火災（死者 2/負傷者 71）
	5. 27	航空機事故 東京国際空港（羽田空港）における大韓航空機火災（負傷者 40）
	10. 12	洞道火災 埼玉県新座市内の送電設備（洞道内）の火災
	12. 22	市街地大火 新潟県糸魚川市大規模火災（負傷者 17/焼損 147 棟、焼失面積約 40,000 ㎡（被災エリア）、焼損面積 30,412 ㎡）
平成 29 年	1. 22	危険物火災 東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場の火災
	2. 16	大規模 倉庫火災 埼玉県三芳町倉庫火災（負傷者 2）
	3. 9	航空機事故 長野県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者 9）

年月日		種目	内容
	3.12	火災	愛媛県北宇和郡松野町障害者支援施設火災（死者 3/負傷者 2）
	5.8	林野火災	岩手県釜石市における林野火災（焼損面積 413 ha）
	12.17	火災	さいたま市特殊浴場火災（死者 4/負傷者 8）
平成30年	1.31	火災	札幌市下宿火災（死者 11/負傷者 3）
	7.2	爆発 危険物火災	福井県若狭町化学工場の爆発火災（死者 1/負傷者 11）
	7.26	火災	東京都多摩市における工事中の建物火災（死者 5/負傷者 42）
	8.1	航空機事故	群馬県消防防災ヘリコプター墜落事故（死者 9）
	12.16	爆発火災	札幌市爆発火災（負傷者 52）
平成31年	1.4	火災	神奈川県横浜市簡易宿泊所火災（死者2/負傷者8）
	1.18	火災	大阪府寝屋川市学校火災（負傷者44）
令和元年	7.8	危険物火災	京都府京都市伏見区で発生した爆発火災（死者36/負傷者35）
	8.28	油流出	大雨により佐賀県大町町において、鉄工所から焼き入れ油が事業所外へ大量流出
	9.5	列車事故 車両火災	神奈川県横浜市における電車と大型トラックの交通事故（死者1/負傷者30）
	10.31	火災	沖縄県那覇市首里城跡火災
令和2年	7.3	爆発	福島県郡山市で発生した爆発事故（死者1/負傷者19）

資料第2 地域別・高さ別高層建築物一覧表

(都都市整備局、本文9頁)

高さ m 地 区	45超え 50以下	50超え 60以下	60超え 70以下	70超え 80以下	80超え 90以下	90超え 100以下	100超え 120以下	120超え 140以下	140超え 160以下	160超え 180以下	180超え 200以下	200超え るもの	合 計
千代田区	96	121	40	32	23	21	38	18	19	12	5	3	428
中央区	165	160	17	21	12	14	18	10	8	13	9	1	448
港 区	177	194	53	40	39	50	50	27	26	17	6	16	695
新宿区	88	63	13	11	17	13	7	15	5	6	4	9	251
文京区	64	38	6	8	7	8	2	1	4	0	0	0	138
台東区	64	27	6	3	4	1	4	4	0	0	0	0	113
墨田区	18	10	3	2	3	9	1	2	2	0	0	1	51
江東区	55	56	20	10	9	14	25	6	8	7	0	0	210
品川区	51	40	15	14	17	21	18	4	7	0	0	0	187
目黒区	17	4	2	1	2	2	3	0	2	2	0	0	35
大田区	31	12	3	11	4	3	1	0	0	0	0	0	65
世田谷区	13	3	1	2	3	4	2	2	1	0	0	0	31
渋谷区	61	65	22	14	6	10	10	7	1	4	2	3	205
中野区	12	6	0	0	2	6	3	2	1	0	0	0	32
杉並区	8	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	14
豊島区	36	18	7	7	6	8	4	4	2	0	2	1	95
北 区	18	15	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	44
荒川区	15	17	2	1	3	2	4	3	1	0	0	0	48
板橋区	16	12	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	35
練馬区	12	2	1	2	2	7	3	0	0	0	0	0	29
足立区	18	7	6	2	1	4	1	0	0	0	0	0	39
葛飾区	13	7	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	25
江戸川区	11	20	4	3	3	2	2	0	0	0	0	0	45
区 部 計	1059	898	227	193	169	203	197	107	87	61	28	34	3,263
八王子市	21	12	2	3	0	2	0	0	1	0	0	0	41
立川市	5	6	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	14
武蔵野市	4	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	10
三鷹市	6	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
府中市	9	6	2	1	0	2	1	1	0	0	0	0	22
調布市	6	11	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	18
町田市	5	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13
小平市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
日野市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東村山市	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
国分寺市	1	4	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	8
小金井市	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
国立市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大和市	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
清瀬市	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
東久留米市	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
多摩市	12	9	1	0	3	1	2	0	0	0	0	0	28
稲城市	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
西東京市	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
福生市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
市 部 計	94	73	10	5	4	10	6	4	1	0	0	0	207
東京都合計	1153	971	237	198	173	213	203	111	88	61	28	34	3,470
	2,124		821				525						3,470
	2,124		1,346										3,470

*昭和39年から令和2年3月末までに建築確認済みの建築物の棟数（高さ45mを超えるもの）

資料第3 流域別保安林の面積現況

(都産業労働局、関東森林管理局、11頁)

(令和2年4月現在)

種類 流域名	国有林 民有林 の別	水源 かん養 保安林	土砂流 出防備 保安林	土砂崩 壊防備 保安林	飛砂 防備 保安林	防風 保安林	水防 保安林	潮害 防備 保安林	干害 防備 保安林	防雪 保安林	防霧 保安林	なだれ 防止 保安林	落石 防止 保安林	防火 保安林	魚つき 保安林	航行 標 保安林	保健 保安林	風致 保安林	合計
多摩川	国有林	490	296														(555)	(122)	(677)
	民有林	11,930	(60) 1,272	(1) 53			1		7				35	(10) —			(1,528) 433	(23) 71	(1,622) 13,802
荒川	国有林																		
	民有林	62	74																136
島しょ	国有林		136	13					390								(581) 1,082		(581) 1,685
	民有林		2,383	108	18	85		(3) 13	75				31	3	21				(3) 2,736
計	国有林	490	432	13				63	390								(1,136) 1,236	(122)	(1,258) 2,625
	民有林	11,992	(60) 3,729	(1) 161	18	86		(3) 13	82				66	(10) 3	21		(1,528) 433	(23) 71	(1,625) 16,674
合計		12,482	(60) 4,161	(1) 174	18	86		(3) 76	472				66	(10) 3	21		(2,664) 1,669	(145) 71	(2,883) 19,299

(注) () は兼種保安林で外数

資料第4 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覽表

(都環境局、本文13頁)
(令和2年3月31日現在)

区分 地区別	第一種製造所										貯蔵所					
	一般高圧ガス					冷凍					毒性ガス			その他		
	可燃性 毒ガス	可燃性 ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数	アンモニア ・炭酸ガス	フロン	事業者数	可燃性 毒ガス	可燃性 ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数	
千代田区		1				1		98	98				2	3	1	
中央区							5	25	30				2	2	2	
港区		5		1	4	5	1	78	79	1	2		2	3	2	
新宿区		2		4	6	3	2	37	39				5	8	3	
文京区				2	7	3		19	19				12	8	4	
台東区								11	11							
墨田区		1				1		4	4				1	2	2	
江東区		11		3	5	14	3	23	26	5	27	4	13	61	16	
品川区		6			2	5		14	14	4	10	5	5	25	8	
目黒区					15	3		4	4	1	1		5	6	2	
大田区		10		6	19	17	15	16	31	5	24	2	7	28	8	
世田谷区		1		2		2		7	7				2		1	
渋谷区					1	1		14	14				5	3	2	
中野区								5	5				2	2	1	
杉並区		1				1		2	2							
豊島区								13	13							
北区		1		1	3	3		5	5							
荒川区		9			2	3		1	1	3	11	1	6	16	3	
板橋区		4		4	8	7		2	2	1	7		6	13	5	
練馬区		3			2	2		5	5		2			2	1	
足立区		3		2	3	5	2	2	4							
葛飾区		2			1	2		3	3		1			1	1	
江戸川区		5		9	14	9	2	6	8		5		5	8	4	

資料第5 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧

(都環境局、本文13頁)

(令和2年3月31日現在)

業種別 地区別	第一種製造所		販売事業所
	スタンド	充てん所	
千代田区			2
中央区			4
港区	1		4
新宿区	1		2
文京区	1		1
台東区	1		1
墨田区			6
江東区	5	1 (1)	12
品川区	3		1
目黒区	2	1 (1)	
大田区	4	1 (1)	11
世田谷区	3	1 (1)	17
渋谷区	1		6
中野区	2		
杉並区	3		5
豊島区			5
板橋区	4		25
練馬区	2		23
北区	4		10
荒川区	1		12
足立区	7	2 (1)	58
葛飾区	5	1 (1)	42
江戸川区	1		45
八王子市	1	3 (2)	51
立川市			19
武蔵野市			1

業種別 地区別	第一種製造所		販売事業所
	スタンド	充てん所	
三鷹市	2		3
青梅市		2 (2)	1
府中市		2 (2)	6
昭島市	1	3 (1)	17
調布市			8
町田市	2	2 (2)	27
小金井市			1
小平市			13
日野市			1
東村山市			6
国分寺市			1
国立市			4
西東京市		1 (1)	11
福生市	1	2 (1)	12
狛江市			2
東大和市			9
清瀬市			5
東久留米市			9
武蔵村山市		1	14
多摩市	1		1
稲城市			6
あきる野市			1
羽村市		2 (2)	1
瑞穂町		2 (1)	1
日の出町			3
奥多摩町			5

業種別 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
檜原村				4
大島町				8
三宅村				3
御蔵島村				1
八丈町		1		7
新島村				3
神津島村				2
利島村				1
青ヶ島村				1
小笠原村				2
合計	59	28 (20)	6	645

(注)

- 1 充てん所の()内の数字は、スタンド兼業の内数を示す。
- 2 液化石油ガス製造事業所(第1種製造者)
高圧ガス保安法第5条第1項第1号に定める事業所でLPガスを1日30m³以上処理する設備を使用して、LPガスの製造を行うもの
- 3 液化石油ガス販売事業者
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条に定める事業者

資料第6 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧表

(都福祉保健局、本文13、41頁)

(令和2年3月31日現在)

地域別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者(要届出)		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めつき業	金属熱処理業	運送業
千代田区	6	196	747	4	1	1	0	0
中央区	3	235	831	2	4	0	0	0
港区	0	151	532	3	1	0	0	0
新宿区	1	35	222	3	2	1	0	0
文京区	2	38	239	4	0	4	0	0
台東区	4	21	244	0	1	26	0	0
墨田区	8	13	192	8	0	30	0	4
江東区	5	20	245	4	0	3	0	1
品川区	2	36	254	3	0	15	0	3
目黒区	2	5	80	0	1	5	0	0
大田区	14	19	295	6	1	37	1	1
世田谷区	2	12	137	3	0	5	0	0
渋谷区	3	22	139	1	0	0	0	0
中野区	1	2	78	1	2	0	0	0
杉並区	3	7	125	0	0	0	0	0
豊島区	1	5	126	0	0	3	0	0
北区	7	7	130	2	1	6	1	2
荒川区	4	4	70	1	0	9	0	0
板橋区	14	7	177	8	0	8	0	0
練馬区	5	4	165	2	1	2	0	0
足立区	8	4	171	4	2	22	0	0
葛飾区	8	0	132	0	0	40	0	1
江戸川区	14	9	170	4	0	12	0	5

地域別	毒物劇物営業者			特定毒物		毒物劇物業務上取扱者(要届出)		
	製造業	輸入業	販売業	研究者	使用者	電気めつき業	金属熱処理業	運送業
西多摩								
青梅市								
福生市								
あきる野市								
羽村市								
瑞穂町								
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	12	1	87	1	0	3	0	0
八王子								
八王子市	6	9	175	11	0	1	0	0
南多摩								
日野市								
多摩市								
稲城市	4	4	78	3	0	1	0	0
町田								
町田市	2	3	75	2	0	2	0	0
多摩立川								
立川市								
昭島市								
国分寺市								
国立市								
東大和市								
武蔵村山市	3	3	170	9	2	7	2	1
多摩府中								
武蔵野市								
三鷹市								
府中市								
調布市								
小金井市								
狛江市	3	8	198	4	0	5	0	0
多摩小平								
小平市								
東村山市								
西東京市								
清瀬市								
東久留米市	2	1	114	2	0	4	0	0
島しょ	0	0	19	0	0	0	0	0
合計	149	881	6417	95	19	252	4	18

資料編

資料第7 RI法対象事業所一覧

(原子力規制委員会、本文14頁)

(令和2年3月31日現在)

1 許可使用者

事業所名
東京農業大学生命科学部アイソトープセンター
東京海洋大学放射性同位元素管理センター
東京大学 理学部
東京大学医学部
同愛記念病院
日本赤十字社 医療センター
自衛隊中央病院
学習院大学 理学部
慶應義塾大学 医学部
一般財団法人 電力中央研究所 狛江運営センター
公益財団法人 佐々木研究所附属杏雲堂病院
防衛装備庁先進技術推進センター
東京大学 大学院総合文化研究科
N T T 東日本関東病院
東京大学 医科学研究所
東京農工大学 工学部
東京医科歯科大学統合研究機構研究基盤クラスターリサーチコアセンター
順天堂大学大学院医学研究科
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院
東京大学 工学系・情報理工学系等
日本大学医学部 総合医学研究所
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター
東京大学 定量生命科学研究所
東京女子医科大学病院
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所
東京大学大学院農学生命科学研究科
国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院
東京医科歯科大学医学部附属病院
東京医科大学病院
国立研究開発法人 国立がん研究センター 中央病院
J R 東京総合病院
学校法人 星薬科大学
横河電機株式会社
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター
公益財団法人 微生物化学研究会 微生物化学研究
日本大学医学部附属板橋病院
第一三共株式会社 品川研究開発センター
東京大学医学部附属病院
東京慈恵会医科大学附属病院
東京大学 医科学研究所附属病院
国家公務員共済組合連合会 立川病院
東京学芸大学

事業所名
東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同
慶應義塾大学病院
日本医科大学付属病院
公益社団法人日本アイソトープ協会
東京工業大学 科学技術創成研究院 先端原子力研
東京共済病院
立教大学 理学部
女子栄養大学
独立行政法人国立病院機構 東京病院
北里大学 薬学部
慶應義塾大学 薬学部
青梅市立総合病院
東京農工大学 農学部
興和株式会社 東京創薬研究所
東邦大学医療センター大森病院
東京慈恵会医科大学附属第三病院
駒澤大学 医療健康科学部
東京都済生会中央病院
社会福祉法人三井記念病院
お茶の水女子大学
国立がん研究センター研究所
東京大学 アイソトープ総合センター
後藤合金株式会社 瑞穂工場
東京通信病院
武蔵野赤十字病院
東京都立墨東病院
日本医科大学
学校法人帝京大学医学部附属病院
北里大学 北里研究所病院
学校法人帝京大学 中央 R I 教育・研究施設
杏林大学 医学部
国立感染症研究所 村山庁舎
東芝インフラシステムズ株式会社 府中事業所
東京医科大学
公益財団法人結核予防会 複十字病院
杏林大学医学部附属病院
東京都立駒込病院
東京薬科大学 R I 共同実験室
公立昭和病院
法政大学 小金井キャンパス
生化学工業株式会社 中央研究所
エスアールエル 八王子ラボラトリー
東京都立広尾病院
東京労災病院
日本医科大学多摩永山病院
東京大学大学院理学系研究科附属遺伝子実験施設
独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター

事業所名
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター神経研究所
帝京大学医学部八王子キャンパス
東京都立大塚病院
株式会社 L S I メディエンス 志村事業所
聖路加国際病院
医療法人社団 金地病院
学校法人 昭和薬科大学 R I 研究施設
公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会 国際分子細胞免疫研究センター
東京医科大学 八王子医療センター 創価大学
順天堂大学医学部附属 順天堂医院
博慈会記念総合病院
学校法人 中央医療学園
東京都立多摩総合医療センター
公立学校共済組合 関東中央病院
厚生中央病院
厚生労働省戸山研究庁舎
富士レビオ株式会社 八王子第2工場
公益財団法人 東京都保健医療公社 多摩南部地域病
全日本空輸株式会社 機体事業室 東京新第1・第2格納庫
独立行政法人国立病院機構 災害医療センター
株式会社 コスミックコーポレーション
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター研究
昭和大学 R I 共同研究室
王子マテリア株式会社 江戸川工場
学校法人 明治薬科大学
昭和大学病院
医療法人社団 親和会 野猿峠脳神経外科病院
東京大学 生産技術研究所
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
早稲田大学理工学術院総合研究所
東京臨海病院
東京慈恵会医科大学 医学部
日本ロレックス株式会社
東京税関コンテナ検査センター
日本メジフィジックス株式会社 東京ラボ
帝人ファーマ株式会社 生物医学総合研究所
公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会附属 榊原記念病院
富士電機株式会社 東京工場
公益財団法人 東京都保健医療公社 大久保病院
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター研究

事業所名
公益財団法人 がん研究会
社会医療法人財団 大和会 武蔵村山病院
医療法人社団あんしん会 四谷メディカルキューブ
日本獣生命科学大学
多摩北部医療センター
公立大学法人首都大学東京 荒川キャンパス
公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス
順天堂大学医学部附属練馬病院
医療法人社団高恵会 築地神経科クリニック
医療法人 徳洲会 東京西徳洲会病院
日本医科大学 健診医療センター
東京税関城南島コンテナ検査センター
横河マニュファクチャリング株式会社
公立阿伎留医療センター
公益財団法人 東京都保健医療公社 荏原病院
医療法人社団 三翔会 おか脳神経外科
伊藤病院
東京放射線クリニック
一般財団法人自警会 東京警察病院
早稲田大学先端生命科学センター
公立福生病院
公益財団法人 東京都医学総合研究所
公益財団法人 東京都保健医療公社 豊島病院
社会福祉法人 仁生社 江戸川病院
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター本部
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
医療法人社団 洪泳会 東京洪誠病院
東海大学医学部付属八王子病院
国際医療福祉大学 三田病院
稲城市立病院
東洋メディック株式会社 関ロストラボ
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院
東京都健康長寿医療センター
東京理科大学 基礎工学部
公益財団法人結核予防会 新山手病院
医療法人社団苑田会 苑田会放射線クリニック
昭和大学江東豊洲病院
医療法人社団ゆうあい会 ゆうあいクリニック台場
医療法人財団 健貢会 総合東京病院
日本大学病院
産業テック株式会社
ミッドタウンクリニック東京ベイ

事業所名
一般財団法人 日本品質保証機構 計量計測センター
東京慈恵会医科大学 葛飾医療センター
深田サルベージ建設株式会社 東京支社
東京大学 タンデム加速器研究施設
杏林大学井の頭キャンパス
Clinic C4
早稲田大学西早稲田キャンパス
陸上自衛隊衛生学校
HOYA株式会社 八王子工場
陸上自衛隊第1師団
陸上自衛隊東部方面総監部
西台クリニック
日本製紙株式会社 研究開発本部 研究棟
社会福祉法人 仁生社 江戸川病院
メディカルプラザ江戸川II
東邦大学医療センター大橋病院
日本インテグリス合同会社

2 届出使用者

事業所名
株式会社 日立製作所 中央研究所
東京理科大学 理学部
順天堂大学 医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター
早稲田大学各務記念材料技術研究所
東京工業大学 理学院
電気通信大学大学院 情報理工学研究所
一般財団法人健康医学協会 附属東京都クリニック
医療法人財団 順和会 山王メディカルセンター
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院附属健康管理センター・画像診断センター
アルツククリニックPETラボ
株式会社環境技術研究所
株式会社 化学分析コンサルタント
株式会社 分析センター 第一技術研究所
株式会社 サンコー環境調査センター
株式会社 環境管理センター 環境基礎研究所
高千穂化学工業株式会社 町田計測ガス工場
株式会社 電測
帝人エコ・サイエンス株式会社 羽村技術所
王子ホールディングス株式会社 王子ホールディングス(東雲)
いであ株式会社 環境測定事業部 環境化学部
水研クリエイト株式会社
株式会社 オーテック環境 辰巳工場
株式会社 エス・ティ・ジャパン
丸文株式会社

事業所名
アースニクス株式会社 東京事業所
東京ダイレック株式会社
アジレント・テクノロジー株式会社
日本電気株式会社 府中事業場
株式会社 ジャムコ 航空機内装品・機器製造事業本
株式会社 IHI 瑞徳工場
株式会社 リガク 東京工場
東邦航空株式会社 調布事業所
朝日航洋株式会社 航空事業本社
ファーストエアートランスポート株式会社 運航部 整
新日本ヘリコプター株式会社 東京基地
株式会社ヤクルト本社 中央研究所
品川グランドセントラルタワー・NBF品川タワー (品川スクエア)
新中央航空株式会社 調布事業所
株式会社 毎日新聞社 東京国際空港事務所
ホーチキ株式会社 信頼性試験センター
ホーチキ株式会社 町田事業所
株式会社 JAL エンジニアリング 羽田地区事業所
アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社
アトナーブ株式会社 東京オフィス
スカイマーク株式会社 羽田事業場 部品庫
株式会社 メディコン 東京物流センター
アクロバイオ株式会社
公益財団法人 日本食品油脂検査協会
中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター
外務省 総合外交政策局軍縮不拡散・科学部 生物・化学兵器禁止条約室
一般財団法人 食品環境検査協会 東京事業所
公益財団法人 原子力安全技術センター
東京消防庁装備部航空隊多摩航空センター
聖路加国際病院附属クリニック 聖路加メディローカス
警視庁 航空隊
陸上自衛隊 東部方面航空隊
海上保安庁 第三管区海上保安本部 羽田航空基地
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター飛行場分室
東京消防庁装備部航空隊江東航空センター
一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 調布航空宇宙センター

3 表示付認証機器届出使用者

事業所名
東邦大学 医学部
東京大学 工学系・情報理工学系等
東京大学大学院農学生命科学研究科
杏林大学 保健学部
一般財団法人 日本食品分析センター 多摩研究所
株式会社L S Iメディエンス 志村事業所
東京都市場衛生検査所
株式会社 伊藤公害調査研究所
株式会社 白洋舎 洗濯科学研究所
株式会社 環境技研 公害分析センター
早稲田大学環境保全センター
成蹊大学
株式会社 精糖工業会館 精糖技術研究所
日本水産株式会社 東京イノベーションセンター
株式会社 化学分析コンサルタント
株式会社 日本公害管理センター
株式会社 東京水質研究所
三洋テクノマリン株式会社
株式会社 環境管理センター 環境基礎研究所
株式会社日本シーシーエル
佐藤製菓株式会社 八王子工場
株式会社 むさしの計測 分析センター
オーヤラックスクリーンサービス株式会社
環境保全株式会社 東京本社
月島食品工業株式会社 東京工場
株式会社 昭和メディカルサイエンス 本社
公益社団法人 日本食品衛生協会 食品衛生研究所
第一建築サービス株式会社東京支店
株式会社 日新環境調査センター
一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所
東京都水道局水質センター
墨田区保健所本所保健センター
足立区衛生試験所
東京都市場衛生検査所 大田出張所 気象庁 本庁
一般社団法人 菓子・食品新素材技術センター
江東区深川南部保健相談所
公益財団法人 日本乳業技術協会
東京都水道局朝霞浄水管理事務所三園浄水場
一般財団法人東京顕微鏡院 食と環境の科学センター
東京都水道局 金町浄水管理事務所
東京都水道局研修・開発センター水処理実験施設
東京都市場衛生検査所 足立出張所
一般財団法人 日本食品検査 首都圏事業所
独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検

事業所名
特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター 作業環境分析室
一般社団法人 食肉科学技術研究所
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京PCB処理事
一般社団法人 日本貨物検査協合理化学分析セン
スペクトリス株式会社 PMS 事業部
財団法人 労働衛生協会
株式会社 エス・ティ・ジャパン
一般財団法人 日本食品分析センター多摩研究所別
公益財団法人 日本油脂検査協会
東急技術センター株式会社
有限会社ヒロデン工業
ニッタン株式会社 保守事業部
有限会社システムエンジニアリング
株式会社北防災
株式会社Ricaテクノサービス
有限会社エス・ケー防災
株式会社エヌ・イー サポート 東京技術研究室
一般財団法人 食品環境検査協会 東京事業所
株式会社 奥島産業
安全装備株式会社
公益財団法人 日本肥糧検定協会
荒川区保健所(荒川区がん予防・健康づくりセンター)
東京農工大学 農学部
株式会社高速道路総合技術研究所
富士電機株式会社 東京工場
日本設備サービス株式会社
株式会社 ハツタテクノ
日本化薬株式会社 医療事業本部 医薬研究所
東洋メディック株式会社 関口テストラボ
消防設備管理株式会社
駒澤大学 医療健康科学部
日本管財株式会社 東京本部
有限会社 エース 設備
株式会社 ミズモリ 西東京営業所
株式会社 テクノ
株式会社 ノーツ エンジニアリング
有限会社 伊藤電気
前田建設工業株式会社 土木本部土木部機械グループ
株式会社防災サービスセンター
オリエンタル酵母工業株式会社 食品事業本部 研究開発部 食品研究所
大崎建設株式会社 技術研究所
安西メディカル株式会社
東京防災設備 株式会社
創価大学 工学部
警視庁科学捜査研究所
有限会社 サン・ブリッジ
有限会社 小西電業社
株式会社 日本分析 本店事業所
東京都大学 工学部(世田谷キャンパス)

事業所名
有限会社タイヨー設備
太平ビルサービス株式会社
東電フュエル株式会社
公益社団法人 日本アイソトープ協会
サントリービール株式会社 武蔵野ビール工場
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所(清瀬地区)
日本電子データム株式会社 分析室
公益財団法人 原子力安全技術センター
財団法人日本科学技術振興財団
早稲田大学理工学術院総合研究所
東京都健康安全研究センター
陸上自衛隊 第1師団 第1普通科連隊
株式会社東邦興業
株式会社サン防災設備
有限会社フジ電気サービス
大東防災工業株式会社
株式会社日立製作所 ヘルスケア汎用分析システム技術部
株式会社 本間組 東京支店
エコー防災株式会社
株式会社東新商会
アイバ産業株式会社
株式会社 司測研
東京ダイレック株式会社
本社 管理本部環境管理室
東京農工大学 工学部
株式会社 スタンション
株式会社 ヨシダ防災設備
東京学芸大学
扇浦浄水場
日伸管財株式会社
有限会社 川瀬防災
鹿島建設株式会社 技術研究所
一般財団法人 日本文化用品安全試験所 東京第2ビ
株式会社 明光設備
株式会社 ニッショウ
東京テクニカル・サービス株式会社 東京ラボ
東京女子医科大学病院
無添加食品販売協同組合
株式会社 富士防災
日本大学 医学部附属板橋病院
トキワ防災電機株式会社
ユージーメンテナンス株式会社
八重洲ビルメンテナンス株式会社
セコムテクノサービス株式会社
公立大学法人 首都大学東京 南大沢キャンパス
株式会社 菊水防災設備
緑水工業株式会社
有限会社 三友設備工業
東京都水道局 東村山浄水管理事務所
株式会社 ボーサイ開発
有限会社 エヌ・エス・シー
有限会社 火報電業

事業所名
富士電機株式会社 パラエレスシステム事業本部 社会ソリューション事業部 放射線システム部
陸上自衛隊 東部方面衛生隊
陸上自衛隊 東部方面通信群
陸上自衛隊 東部方面後方支援隊 第104全般支援
株式会社 ビルテクノス
株式会社 東亜エージェンシー
日本非破壊検査株式会社 本社
株式会社ワイズエンジニアリング
エステー株式会社 R&Dセンター
三津浜工業株式会社
三協電気工業株式会社
株式会社 カナメ商事
日本フェンオール株式会社 分室
株式会社 坂田防災
有限会社 昭栄エンジニアリング
前出工機株式会社
日本ドライケミカル株式会社
株式会社 ADEKA 尾久中央開発研究所
NECファシリティーズ株式会社
ホーチキ株式会社 東京支店メンテナンスセンター
株式会社 東京環境測定センター 5号館 分析所
株式会社 新和防災
日立ヘルスケアシステムズ株式会社 三鷹分析システムサービス部
日本電子株式会社 SE技術本部 技術開発部
有限会社 ボウサイワックス
東京工業大学 理学院
有限会社 日東エンジニアリング
株式会社 日機テクニカルサービス
株式会社 消防試験協会
富士電機株式会社 東京工場
ノーミシステム株式会社
株式会社 中央防災サービス
有限会社 マイセック
武蔵工業株式会社
東京大学大学院総合文化研究科
株式会社 鹿島防災設備
一般財団法人 日本穀物検定協会 東京分析センター
有限会社 千代田防災設備
株式会社 ファイアーコントロール
東京都消防設備協同組合
早稲田大学 理工学術院総合研究所 西早稲田キャンパス
警視庁 特科車両隊
ソニック防災設備
佐川急便株式会社 関東支店 関東航空店 羽田空港営業所
帝国繊維株式会社
株式会社 メンテック・エージェンシー
東京工業大学 科学技術創成研究院 先端原子力研
太平ビルサービス株式会社 東京支店
株式会社アイエス・フォーム

事業所名
有限会社 菊池
東京消防庁 第三消防方面本部救助機動課
東京消防庁 志村消防署志村坂上出張所
東京消防庁 千住消防署
東京消防庁 城東消防署大島出張所
株式会社 明光設備
アメリカンエアラインズインコーポレイテッド
株式会社 トラス設備検査事務所
国立極地研究所
BESPAR株式会社
東京海洋大学 海洋工学部海洋電子機械工学科内燃機関工学研究室
株式会社 日東防火
有限会社 昭和防災設備
全日本空輸株式会社 東京空港支店
松永ジオサーバイ株式会社 調査部
株式会社近畿ヤマト商会 東京都内ハロン設備事業所
東京国際エアカーゴターミナル株式会社
株式会社 泉州エンジニアリング
有限会社山本防災設備
技研興業株式会社
モニー物探株式会社
ニチアス株式会社 基幹産業事業本部
アジレント・テクノロジー株式会社
岡防災工業株式会社
全日本空輸株式会社 貨物郵便部
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社 首都圏主幹支店 羽田クロノゲート支店
警視庁第一機動隊
警視庁警備部警備第二課
警視庁 公安機動捜査隊
警視庁第八機動隊
株式会社日本航空インターナショナル 空港企画部
ハワイアン航空 東京国際空港支店
陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊
陸上自衛隊第1師団第1通信大隊
陸上自衛隊第1師団第1施設大隊
株式会社 リガク 東京工場
日本大学理工学部 (駿河台校舎)
公益財団法人日本食品油脂検査協会
ヤナギダ防災
新日本防災 株式会社
陸上自衛隊東部方面後方支援隊第301通信直接支
株式会社 セイワ
株式会社ザイマックス防災テクニカ
光栄テクノサービス株式会社
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター本部
株式会社 アスク
デルタ・エアー・ラインズ・インク 羽田国際空港支店
株式会社 防災メンテナンス
テクノヒル株式会社

事業所名
陸上自衛隊東部方面航空野整備隊
クリアパルス 株式会社
東京電設サービス株式会社 多摩川事業所
中央理化工業株式会社 東京北営業所
公益財団法人 がん研究会
株式会社 蔵王
陸上自衛隊 衛生教導隊
陸上自衛隊 輸送学校
株式会社 日本公害管理センター 八王子事業所
有限会社 丸三防災
株式会社 多摩ニッタンサービス
株式会社 スエヒロ
東京大学 生産技術研究所
株式会社ワールドビルシステム
テクノ株式会社 東京支社
株式会社 エスアールエル 第3八王子ラボラトリー
国立研究開発法人 国立がん研究センター中央病院
サイバーテック株式会社
株式会社防災整美
J&T環境(株) 東京事業本部 東京臨海エコグリーン
陸上自衛隊 第1師団第1師団司令部付隊
株式会社 千代田テクノ アイソトープ事業本部
産業科学株式会社
株式会社 エージーピー 羽田支社
株式会社 桂防災工業
株式会社 TFFフルーク社 特約店営業部
Smiths Heimann GmbH
東京医科大学病院
アーガス工業株式会社
株式会社 大東設備
三幸産業株式会社 ドラゴンスクエアIIビル
テーブルマーク株式会社 東京品質管理センター
株式会社イーブル内 株式会社クアトロブラン 製品開
スミダ防災株式会社
東京大学 理学部
エフシー工業株式会社
エンヴィテック株式会社
有限会社 友翔
株式会社 フェスコ
株式会社 プロテック
株式会社ベガサスグローバルエクスプレス
株式会社 ティーエスエー防災設備 東京営業所
東京電設サービス株式会社
株式会社藤建ビルテクノス
ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 東京ディストリビューションセンター/港サービスセンター
防災設備サービス株式会社

資料編

事業所名
共同ネットワーク株式会社
株式会社 日本防災技術センター 東京支店
株式会社 サードウェーブ 安全環 境事業部
株式会社 フジテックス
株式会社システムトークス
陸上自衛隊東部方面後方支援本部付 隊
アドバンスデザインテクノロジー株 式会社
全日本空輸株式会社
株式会社清水商会 東京支店
株式会社練馬ホゼン
株式会社トラストサービス
丸須建物株式会社
株式会社 エヌテック
学校法人 帝京大学
応用光研工業株式会社
ユービーエス・ジャパン株式会社 新木場ハブ
航空自衛隊 航空気象群
株式会社 クオリティー
株式会社防災サービス
有限会社臨海テクノ
株式会社 分析センター 第一技術 研究所
日本化薬株式会社東京工場
岩通計測株式会社
株式会社 オガワ防災
全日本空輸株式会社 貨物郵便部 国内貨物
日本通運株式会社 東京航空支店 国際貨物オペレーション部 羽田セ ンター
株式会社 クレスト 計測器事業所
株式会社ナカボウ
一般財団法人 材料科学技術振興財 団 6号棟
旭防災設備株式会社
日本航空株式会社 羽田貨物支店
東京工業大学 環境・社会理工学院 中村防災工業
スカイビルサービス株式会社 羽田 支店
陸上自衛隊 第1師団 第1特殊武 器防護隊
株式会社 日開防災 東京支所
株式会社 日水コン 環境事業部
小沢消防設備管理株式会社
株式会社 IHI 検査計測 制御シ ステム事業部 立川事業所
株式会社共栄防災工業
株式会社協立防災工業
株式会社千代田防災
株式会社 IHI 瑞穂工場
警視庁警備部警備第一課 (機動隊総 合訓練所)
株式会社ジオフィールド
日本赤十字社医療センター
東京女子医科大学 医学部
新日本防災設備株式会社

事業所名
フェデラルエクスプレスジャパン合 同会社
岩田地崎建設株式会社 東京支店 警視庁第二機動隊 (11) 建築工事 東豊サービス
高圧メンテナンス株式会社
東京都環境科学研究所
オリックス・レンテック株式会社
中央理化工業株式会社 本社設備部 エムエス技研
日立コンクリート株式会社 新砂工 場
テクト株式会社
株式会社エクセル設備
ティエヌティエクスプレス株式会社
国土交通省 東京航空局 東京空港 事務所
細谷コンクリート株式会社
ニッタ株式会社 クリーンエンジニ アリング (事) モニタリング課サー ビスセンター
国立研究開発法人 国立精神・神経 医療研究センター病院
株式会社スコア・ジャパン
佐川急便株式会社 東京サービスセ ンター
航空集配サービス株式会社 多摩ロ ジスティクスセン
日本医科大学 健診医療センター
ヤマトバックキングサービス株式会 社 京浜島流通トリニティーセンター
中武防災株式会社
株式会社東邦電探
日本医科大学付属病院
富士電機株式会社 東京工場 技術 開発本部 計測ソリューション開発 部
株式会社東峰
有限会社グランド設備
特殊精機工事株式会社
日本大学病院
慶應義塾大学病院
フェイス株式会社
株式会社神谷商会
株式会社三美テックス
ジャストウィン東京株式会社
森下防災工業株式会社
東京都健康長寿医療センター
ユナイテッド航空 東京国際空港支 店
株式会社小石川管工
陸上自衛隊衛生学校
ワークメンテナンス株式会社
東邦大学医療センター大森病院
有限会社エアーズプロジェクト
警視庁警備部警備第一課 (東京国際 空港テロ対処部)
学校法人 帝京大学 中央R I 教 育・研究施設
五洋建設株式会社 有明工事事務所
株式会社セーブ防災
株式会社ロジ・レックス 国内物流 支店

事業所名
株式会社ファーストメイン
有限会社南多摩防災
株式会社関東消防機材
株式会社アトムプロテック
ユカインダストリーズ株式会社
清水建設株式会社 清水・鴻池・大 豊建設共同企業体小田急代田地下化 作業所
株式会社千代田テクノル 原子力事 業本部
株式会社塚塚硝子
警察庁長官官房会計課工場
幸和防災株式会社
地熱技術開発株式会社
エア・ウォーター防災株式会社
株式会社TUBE
株式会社国際エクスプレス 東京航 空支店
株式会社ユニ商会 東京支店
株式会社朝日メンテナンス
有限会社丸石産業
いであ株式会社 環境測定事業部 環境化学部
株式会社福永商会
有限会社富多日防災
株式会社十條合成化学研究所 本社 工場
東京慈恵会医科大学附属病院
株式会社大塚建築設備
東京都市大学世田谷キャンパス
チョダ防災株式会社
サンコーコンサルタント株式会社 東日本支社
株式会社コーレンス
有限会社鈴木建材店 旧江戸川(江戸 川二丁目地区)築堤工事
新日本防災設備株式会社
合資会社 日晃
成友興業株式会社 城南島第二事業 所
一般財団法人自警会 東京警察病院
富士電機株式会社 産業インフラ事 業本部 素材ソリューション事業部
電気通信大学大学院 情報理工学研 究科
株式会社トネクション
富士電機株式会社 東京工場 機器 生産センター
モロタ防災株式会社
日本物理探鑑株式会社
東急ビルメンテナンス株式会社
有限会社 千立設備
東京都公立大学法人東京都立大学 荒川キャンパス
東京都済生会中央病院
株式会社ニチボウ
株式会社ボーサイ
学校法人 東海大学医学部附属八王 子病院
医療法人社団あんしん会 四谷メデ ィカルキューブ
株式会社DNPエンジニアリング

事業所名
大成建設株式会社 東京支店 南山造成作業所
帝人エコ・サイエンス株式会社 羽村技術所
アイ・アンド・アイ株式会社
五洋建設株式会社 新可燃ごみ処理施設建設工事東京建築支店 建築工事事務所
リオン株式会社
株式会社森本組 UR 羽田作業所 羽田空港跡地基盤整備工事その1
株式会社鶴間防災システム
マルヤマ防災設備株式会社
西台クリニック
有限会社グッド防災
有限会社 日の丸
株式会社 ベストン
新木場保税蔵置場
東京電機大学 工学部 機械工学科
正和興業株式会社
東鉄工業株式会社 東北線外利用高架線その他耐震補強工事その1、2
鴻池運輸株式会社 大井物流営業所
株式会社信和
ユージーメンテナンス株式会社 町田営業所
レスコ株式会社
株式会社M・B・S
株式会社サイボウ 東京支店
株式会社 大成社 目黒営業所
有限会社 八昌ビルメンテナンス
セリティーメンテナンス株式会社
中央消防機材株式会社
戸田道路株式会社 日野バイパス作業所
中央理化工業株式会社 東京西営業所
工学院大学 八王子キャンパス
株式会社S S C
有限会社 セーフティワン 町田営業所
有限会社 バーンストップ
株式会社 シイナ防災
株式会社サンワ
株式会社大林組 東京本店 外環北行シールドJ V工事事務所
国際医療福祉大学 三田病院
株式会社 イワナガ
日野自動車株式会社
清水建設株式会社 清水・五洋特定建設工事共同企業体 羽田空港際内トンネル作業所
広域防災株式会社
株式会社環境技術研究所
戸田建設株式会社 東京外環中央JCT北側ランプ函渠工事
株式会社関友防災
堀川建材工業株式会社 K&H生コン若洲
りんかい日産建設株式会社 土木事業部
有限会社消防技術サービス
東京消防庁 消防技術安全所

事業所名
前田防災管理有限会社
西松建設株式会社 東名高速道路大和地区付加車線工事
株式会社東陽土質技研 表層改良工事に伴う地盤事後確認調査工事
一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター
株式会社東陽土質技研 三門富浦間作業所
海上保安庁海洋情報部
東京都立産業技術高等専門学校
システムライフ株式会社
株式会社東横イン
東京海洋大学放射性同位元素管理センター
有限会社AOS
飛鳥建設株式会社 飛鳥・大豊・中村特定建設共同企業体 JS立川シールド作業所
大成建設株式会社 大成・飛鳥・大豊特定建設工事共同企業体 外環大泉南工事業所
鉄建建設株式会社 東京鉄道支店 新河岸築堤作業

※原子力規制委員会 web ページより抜粋

※本編機関別使用事業所数表は公益社団法人日本アイソトープ協会「放射線利用統計 2019」より抜粋

資料第8 東京港の現況

(都港湾局、本文15頁)

1 外郭施設

(令和2年4月現在)

名 称	延 長(m)	名 称	延 長(m)
中央防波堤	3,690.0	城南島小型油槽船だまり波除堤	100.0
東防波堤	615.0	芝浦小型船だまり波除堤	171.2
西防波堤	284.5	13号地小型船だまり波除堤	127.0
12号地貯木場南側波除堤	1,340.0	13号地小型船だまり防波堤	106.9
12号地貯木場東側波除堤	431.4		
12号地貯木場西側波除堤	844.0		
12号地木材投下泊地防波堤	430.0		
計		8140.0	

2 水域施設

(令和2年4月現在)

区 分	幅員又は面積	水 深
第1航路	幅 員 600～660m	A. P. -1.5m～-16.5m
第2航路	幅 員 300m	A. P. -1.0m～-1.2m
第3航路	幅 員 300～550m	A. P. -1.2m
芝浦はしけだまり	面 積 77,000㎡	A. P. -4.0m
西芝浦はしけだまり	面 積 7,252㎡	A. P. -3.0m
13号地その2はしけだまり	面 積 24,003㎡	A. P. -4.0m
7号地船だまり	面 積 107,000㎡	A. P. -4.0m
城南島小型油槽船だまり	面 積 18,650㎡	A. P. -4.0m
10号地はしけだまり	面 積 21,330㎡	A. P. -7.5m
大井はしけだまり	面 積 9,500㎡	A. P. -1.1m

3 係留施設

(令和2年4月現在)

施設規模		大 型 船				小型船	合 計	
		計	水 深			水 深		
係留施設			9.0m以上	7.5m以上 9.0m未満	4.5m以上 7.5m未満	4.5m未満		
岸壁・ 棧橋等	公共	延長(m)	15,976	7,054	4,833	4,089	3,294	19,270
		バース数	113	30	32	51		113
	専用	延長(m)	6,299	4,324	1,315	660	247	6,546
		バース数	37	17	12	8		37
	計	延長(m)	22,275	11,378	6,148	4,749	3,541	25,816
		バース数	150	47	44	59		150
係船 浮標	公共		3		3		3	
	専用							
	計		3		3		3	

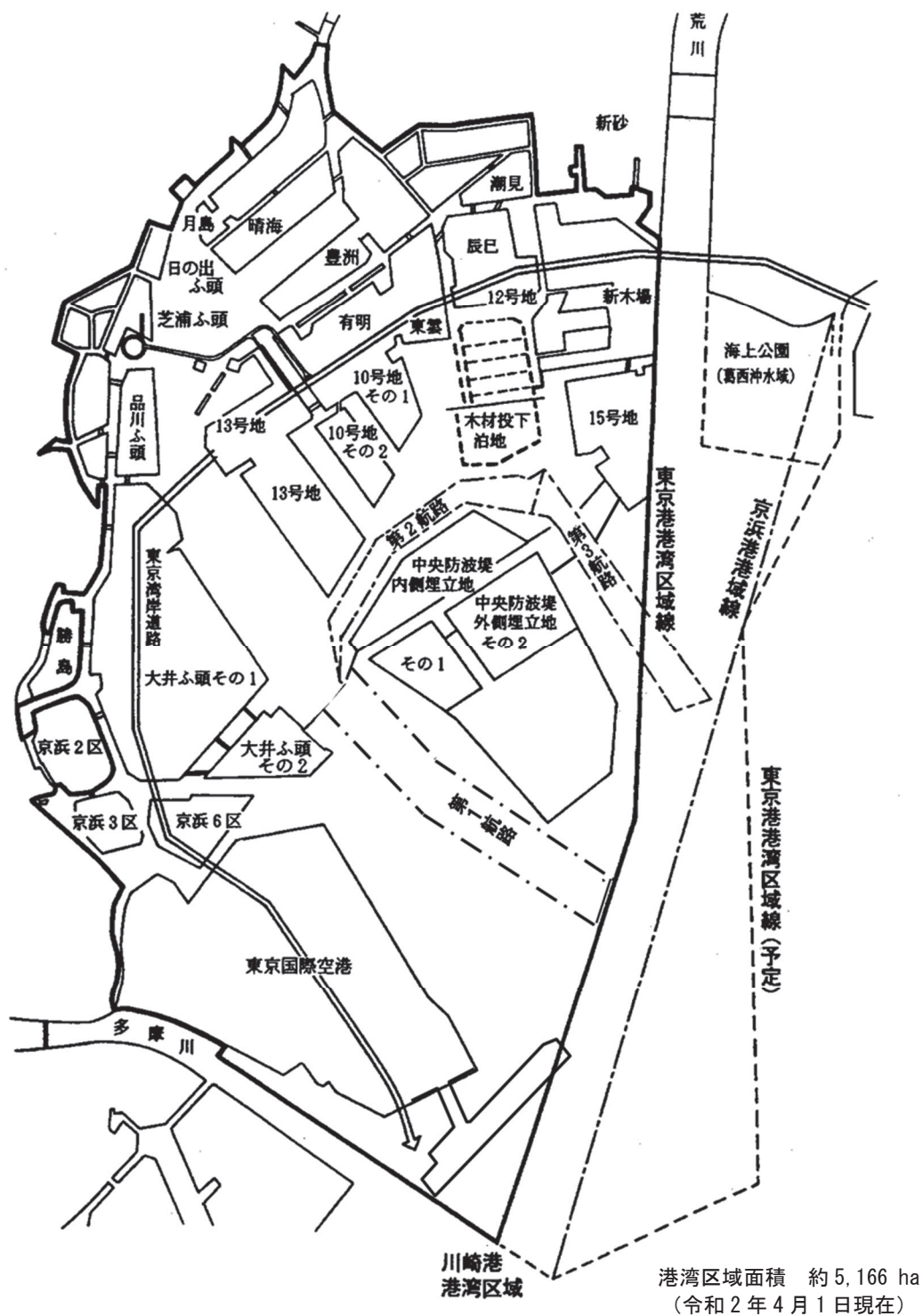
(注) 1 公共の大型船係留施設は、客船バースを含むが、官庁船バースは除いている。

また、小型船係留施設は、現在貨物が取扱われていない施設を除いている。

(注) 2 専用施設は、港内にある係留施設全てを含む。

資料第9 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図

(都港湾局、本文15頁)



資料編

資料第 10 鉄道施設の現況

(各機関、本文 17 頁)

(令和 2 年 4 月現在)

機関名	路線 延長 (m)	内 訳 (m)						
		掘割 区間	地下 区間	高架 区間	盛土 区間	切土 区間	平地 区間	橋梁 区間
都 交 通 局								
都 電	12,212	—	—	—	—	—	12,176	36
地下鉄	109,000	—	—	5,438	50	10	—	1,929
日暮里・舎人ライナー	9,700	—	101,573	8,870	—	—	—	830
小 計	130,912	—	101,573	14,308	50	10	12,176	2,795
J R 本	279,343	—	31,629	92,038	132,670 ^{※1}	102,283 ^{※1}	—	698 ^{※2}
J R 東 海	15,615	275	—	7,048	5,045	2,489	—	794
東 武 鉄 道	31,201	124	496	7,710	3,855	2,295	16,043	678
東 急 電 鉄	62,826	(ずい道) 4,467	10,650	7,937	7,147	12,307	17,602	2,689
京 成 電 鉄	24,419	318	1,690	8,019	5,272	—	5,624	3,496
京 王 電 鉄	82,978	(ずい道) 3,361	6,019	14,445	5,400	11,100	40,537	2,116
京 急 電 鉄	19,929	600	4,560	11,447	172	—	890	2,260
西 武 鉄 道	101,133	—	2,186	9,630	5,826	—	81,955	1,536
小 田 急 鉄 道	26,552	1,959	1,748	11,359	1,515	3,431 364 ^{※3}	5,691	485
東 地 下 京 鉄	195,944	—	166,817	17,360	6,713		—	5,054
東 京 モ ノ ル	17,959	528	4,210	11,311	—	—	—	1,910
ゆ か り め	14,790			14,790				
北 総 鉄 道	2,000	40		1,303			326	331
東 京 臨 海 道	12,246	—	8,705	2,031	—	395	577	538
多 摩 都 市 鉄 道	16,180	(れい道含) 515		15,665				
モ ノ レ ル								
首都圏新都市鉄道	58,260	—	16,312	25,523	1,888	4,353	—	10,184

資料第11 公道現況表

(都建設局、本文18頁)
(令和2年4月1日現在)

区 分			公道合計		都管理道路				区市町村道	
					一般国道（指定区間外）					
			延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
区 部	舗 装 道	コンクリート舗装	72,374	3,100,856	6,212	1,459,357		28,318	66,162	1,641,499
		高級れき青舗装	8,611,539	60,586,474	882,711	13,177,351	17,890	298,621	7,728,828	47,409,123
		ブロック舗装	142,365	4,732,999	120	894,584		8,349	142,245	3,838,415
		コンクリート 平板舗装	29,333	1,934,965		829,177		23,715	29,333	1,105,788
		簡易舗装	2,726,614	19,326,603	5,838	3,140,207		65,609	2,720,776	16,186,396
	砂利道	12,883	41,684					12,883	41,684	
	その他	2,617	2,534,604		2,102,637		27,810	2,617	431,967	
	計	11,597,725	92,258,185	894,881	21,603,313	17,890	452,422	10,702,844	70,654,872	
多 摩	舗 装 道	コンクリート舗装	168,165	3,883,446	18,030	1,521,566	1,782	67,819	150,135	2,361,880
		高級れき青舗装	5,601,231	37,337,847	998,767	9,208,255	54,582	409,440	4,602,464	28,129,592
		ブロック舗装	43,750	1,632,094	17	359,653		3,216	43,733	1,272,441
		コンクリート 平板舗装	33,433	878,575	860	261,039		6,615	32,573	617,536
		簡易舗装	3,425,581	21,318,056	46,803	2,815,126		71,065	3,378,778	18,502,930
	砂利道	1,805,444	3,750,595	39,145	141,964		880	1,766,299	3,608,631	
	その他	17,162	4,293,767		2,987,661		205,183	17,162	1,306,106	
	計	11,094,766	73,094,380	1,103,622	17,295,264	56,364	764,218	9,991,144	55,799,116	
島 部	舗 装 道	コンクリート舗装	309,353	1,718,437	79,118	693,795			230,235	1,024,642
		高級れき青舗装	324,418	2,023,208	164,019	1,058,879			160,399	964,329
		ブロック舗装	700	67,862	238	64,109			462	3,753
		コンクリート 平板舗装	414	44,553		35,710			414	8,843
		簡易舗装	179,823	969,672	1,036	89,857			178,787	879,815
	砂利道	675,593	1,418,545	2,232	11,217			673,361	1,407,328	
	その他	1	1,023,349		925,928			1	97,421	
	計	1,490,302	7,265,626	246,643	2,879,495			1,243,659	4,386,131	
合 計	舗 装 道	コンクリート舗装	549,892	8,702,739	103,360	3,674,718	1,782	96,137	446,532	5,028,021
		高級れき青舗装	14,537,188	99,947,529	2,045,497	23,444,485	72,472	708,061	12,491,691	76,503,044
		ブロック舗装	186,815	6,432,955	375	1,318,346		11,565	186,440	5,114,609
		コンクリート 平板舗装	63,180	2,858,093	860	1,125,926		30,330	62,320	1,732,167
		簡易舗装	6,332,018	41,614,331	53,677	6,045,190		136,674	6,278,341	35,569,141
	砂利道	2,493,920	5,210,824	41,377	153,181		880	2,452,543	5,057,643	
	その他	19,780	7,851,720		6,016,226		232,993	19,780	1,835,494	
	計	24,182,793	172,618,191	2,245,146	41,778,072	74,254	1,216,640	21,937,647	130,840,119	

資料編

資料第 12 都内幹線有料道路現況

(東日本高速道路、中日本高速道路、本文 18 頁)

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

路線名	起 点 終 点	都 内 経 過 地	延長 m	関係する主な 通称道路名
東北縦貫自動車道	東京都練馬区 青森県青森市	練馬区	1,482	
東関東自動車道	東京都練馬区 茨城県水戸市	葛飾区	922	
関越自動車道	東京都練馬区 新潟県新潟市	練馬区 清瀬市	4,180	
第一東海自動車道	東京都世田谷区 愛知県小牧市	世田谷区 町田市	3,757	
中央自動車道	東京都杉並区 兵庫県西宮市	杉並区 世田谷区 三鷹市 調布市 府中市 国立市 日野市 八王子市	39,723	
一般国道 14 号	東京都江戸川区 千葉県千葉市	江戸川区	3,025	京葉道路
一般国道 466 号	東京都世田谷区 神奈川県横浜市	世田谷区	633	第三京浜道路
一般国道 468 号	神奈川県横浜市 千葉県木更津市	八王子市 あきる野市 青梅市 羽村市 日の出町	24,525	

資料第 13 首都高速道路現況

(首都高速道路、本文 18 頁)
(東京都内) (令和 2 年 4 月 1 日現在)

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入 口	出 口
高速都心環状線	C1	江戸橋 JCT ～江戸橋 JCT (環状線部分)	14.8km	〔内回り〕 江戸橋、神田橋、代官町、霞が関、飯倉、芝公園、銀座、宝町 〔外回り〕 京橋、銀座、汐留、芝公園、霞が関、神田橋、呉服橋	〔内回り〕 呉服橋、神田橋、北の丸、霞が関、芝公園、汐留、銀座、新富町京橋 〔外回り〕 宝町、新富町、銀座、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、神田橋、江戸橋
高速中央環状線	C2	大橋 JCT ～葛西 JCT	46.9km	〔内回り〕 西池袋、初台南、清新町、平井大橋、四つ木、千住新橋、扇大橋、滝野川、中環小松川 〔外回り〕 高松、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、王子北、扇大橋、千住新橋、小菅、四つ木、船堀橋、中環大井南	〔内回り〕 西池袋、中野長者橋、富ヶ谷、五反田、中環大井南、船堀橋、四つ木、小菅、千住新橋、扇大橋、王子北 〔外回り〕 西池袋、初台南、新板橋、扇大橋、千住新橋、四つ木、平井大橋、清新町
高速 1 号上野線	1	江戸橋 JCT ～入谷出入口	4.4km	〔上り〕 入谷、上野、本町 〔下り〕 本町	〔上り〕 本町 〔下り〕 本町、上野、入谷
高速 1 号羽田線	1	浜崎橋 JCT ～羽田	13.8km	〔上り〕 羽田、空港西、平和島、鈴ヶ森、芝浦 〔下り〕 芝浦、勝島、平和島、羽田	〔上り〕 平和島、勝島、芝浦、羽田 〔下り〕 芝浦、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田
高速 2 号目黒線	2	一ノ橋 JCT ～戸越	5.9km	〔上り〕 戸越、荏原、目黒、天現寺	〔下り〕 天現寺、目黒、荏原、戸越
高速 3 号渋谷線	3	谷町 JCT ～用賀	11.9km	〔上り〕 用賀、三軒茶屋、渋谷、高樹町 〔下り〕 池尻、渋谷	〔上り〕 池尻、渋谷 〔下り〕 高樹町、渋谷、三軒茶屋、用賀
高速 4 号新宿線	4	三宅坂 JCT ～高井戸	13.5km	〔上り〕 高井戸、永福、幡ヶ谷、新宿、代々木、外苑 〔下り〕 外苑、初台、永福	〔上り〕 永福、初台、新宿、外苑 〔下り〕 外苑、代々木、新宿、幡ヶ谷、永福、高井戸
高速 5 号池袋線	5	竹橋 JCT ～都県境	18.5km	〔上り〕 高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、西神田 〔下り〕 一ツ橋、飯田橋、東池袋、板橋本町	〔上り〕 板橋本町、東池袋、飯田橋、一ツ橋 〔下り〕 西神田、早稲田、護国寺、東池袋、北池袋、板橋本町、中台、高島平

資料編

路線名	呼称	区間	延長	一般街路との連絡施設名	
				入 口	出 口
高速6号向島線	6	江戸橋 JCT ～堀切 JCT	10.5km	〔上り〕 堤通、向島、駒形、箱崎(浜町) 〔下り〕 箱崎(浜町)、向島、堤通	〔上り〕 堤通、向島、箱崎(浜町、清洲橋) 〔下り〕 箱崎(浜町、清洲橋)、駒形、向島、堤通
高速6号三郷線	6	小菅 JCT ～都県境	4.9km	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平	〔上り〕 加平 〔下り〕 加平
高速7号小松川線	7	両国 JCT ～谷河内	10.4km	〔上り〕 一之江、小松川、錦糸町 〔下り〕 錦糸町	〔上り〕 錦糸町 〔下り〕 錦糸町、小松川、一之江
高速9号深川線	9	箱崎 JCT ～辰巳 JCT	5.3km	〔上り〕 木場 〔下り〕 福住、塩浜	〔上り〕 枝川、福住 〔下り〕 木場
高速10号晴海線	10	東雲 JCT ～晴海	2.7km	〔下り〕 豊洲、晴海	〔上り〕 豊洲、晴海
高速11号台場線	11	芝浦 JCT ～有明 JCT	5.0km	〔上り〕 台場	〔下り〕 台場
高速川口線	s1	江北 JCT ～都県境	5.6km	〔上り〕 加賀、鹿浜橋 〔下り〕 鹿浜橋、足立入谷	〔上り〕 足立入谷、東領家 〔下り〕 鹿浜橋、加賀
高速湾岸線	B	東京都千葉県管理境 ～多摩川トンネル東京側坑口	21.8km	〔東行き〕 空港中央、大井、有明、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、臨海副都心、大井南、空港中央、湾岸環八	〔東行き〕 湾岸環八、空港中央、大井南、臨海副都心、新木場、葛西 〔西行き〕 葛西、新木場、有明、大井、大井南、空港中央
高速湾岸線	B	多摩川トンネル東京側坑口 ～東京都神奈川県管理境	1.3km	なし	なし
高速湾岸分岐線		昭和島 JCT ～東海 JCT	1.9km	なし	なし
高速八重洲線	Y	神田橋 JCT ～汐留 JCT (東京高速道路(株)線を除く)	1.9km	なし	〔南行き〕 丸の内
高速神奈川1号横羽線	k1	羽田 ～都県境	0.9km	なし	なし
計			201.9km		

資料第 14 橋りょう現況表

1 橋りょう現況表(都建設局)

(都建設局、本文 18 頁)
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	橋数(橋)	橋長(m)	橋面積(m ²)	橋齢別現況			
				15年未満	15～25年	25年以上	
一般橋	15m 未満	507	3,632	49,208	14	29	464
	15～30m 未満	233	4,991	88,308	18	34	181
	30～100m 未満	263	14,285	227,328	15	51	197
	100m 以上	218	58,945	961,854	16	29	173
	計	1,221	81,853	1,326,698	63	143	1015
横断歩道橋		589	47,135	94,716	17	20	552
人道橋		106	3,018	10,441	4	9	93

2 橋りょう現況表(都港湾局)

(都港湾局、本文 18 頁)
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	橋数(橋)	橋長(m)	橋面積(m ²)	橋齢別現況			
				15年未満	15～25年	25年以上	
鋼橋	30m 未満	—	—	—	—	—	
	30～100m 未満	1	85	2,550	—	1	
	100m 以上	15	8,809	169,106	3	2	10
	計	16	8,894	171,656	3	2	11

資料第 15 防火対象施設現況

(東京消防庁、本文 33 頁)

対象物の用途				対象物の用途			
(一)	イ	劇 場 等	158	(九)	イ	熱 気 浴 場 等	157
	ロ	公 会 堂 等	58		ロ	公 衆 浴 場 等	370
(二)	イ	キ ャ バ レ ー 等	57	(十)		停 車 場 等	629
	ロ	遊 技 場 等	502	(十一)		神 社 等	4,598
	ハ	性 風 俗 関 係 等	14	(十二)	イ	工 場 等	10,943
	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	193		ロ	映 画 ス タ ジ オ 等	67
(三)	イ	料 理 店 等	111	(十三)	イ	駐 車 場 等	2,950
	ロ	飲 食 店	7,600		ロ	格 納 庫 等	22
(四)		物 品 販 売 店 舗 等	7,866	(十四)		倉 庫	8,883
(五)	イ	ホ テ ル 等	3,561	(十五)		事 務 所 等	43,153
	ロ	共 同 住 宅 等	171,843	(十六)	イ	特 定 用 途 複 合	63,048
(六)	イ	病 院 等	2,845		ロ	非 特 定 用 途 複 合	74,278
	ロ	福 祉 施 設 等 (入 所)	2,550	(十六)の二		地 下 街	11
	ハ	福 祉 施 設 等 (通 所)	5,438	(十六)の三		準 地 下 街	2
	ニ	幼 稚 園 等	1,348	(十七)		文 化 財 等	359
(七)		学 校 等	9,090	(十八)		ア ー ケ ード	60
(八)		図 書 館 等	444	(二十)		舟 車	1
合 計							423,209

資料第 16 放射性同位元素使用医療関連施設数一覧表

(都福祉保健局、本文 43 頁)

(令和 2 年 4 月現在)

施設 病院	施設 病 院	施設 診療所	施設 計	施設 病院	施設 病 院	施設 診療所	施設 計
千代田区	3	2	5	八王子市	2		2
中央区	2		2	立川市	3		3
港	9		9	武蔵野市	1		1
新宿	7		7	三鷹市	1		1
文京	5	1	6	府中市	4		4
台東	1		1	昭島市	1		1
墨田	2		2	調布市	0		0
江東	3		3	町田市	1		1
品川	4		4	小金井市	0		0
目黒	3		3	日野市	0		0
大田	6		6	国分寺市	0		0
世田谷	4		4	国立市	0		0
渋谷	4		4	狛江市	1		1
中野	2		2	東大和市	0		0
杉並	2		2	武蔵村山市	1		1
豊島	1		1	多摩市	2		2
北	2		2	稲城市	1		1
荒川	0		0	小平市	2		2
板橋	5	1	6	東村山市	2		2
練馬	2		2	西東京市	1		1
足立	3		3	清瀬市	2		2
葛飾	2		2	東久留米市	0		0
江戸川	3		3	青梅市	1		1
				福生市	1		1
				羽村市	0		0
				あきる野市	1		1
区部計	75	4	79	市町村計	28		28

※診療所については平成 20 年 4 月現在の値

	病 院	診療所	総 計
東京都計	103	4	107

資料第 17 貨物駅の危険物取扱量

(JR 貨物、本文 46 頁)

(令和 2 年 3 月現在)

駅名	取扱品目	取扱数量 (t)
隅田川 (荒川区南千住 4-1-1)	化学薬品	23,510
東京貨物ターミナル (品川区八潮 3-3-22)	化学薬品	163,335
計		186,845

資料第 18 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

(北関東防衛局、本文 115、146、171 頁)

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第 2 条 各関係機関に別表 1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者(以下「連絡者等」という。)を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

- 2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表 2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。
- 3 各関係機関は、別表 1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第 3 条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 事故の発生日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所の設置)

第 4 条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

- 2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第 5 条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表 3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第 6 条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第 7 条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第 8 条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第 5 条に定める会議において検討し改正するものとする。

附則 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

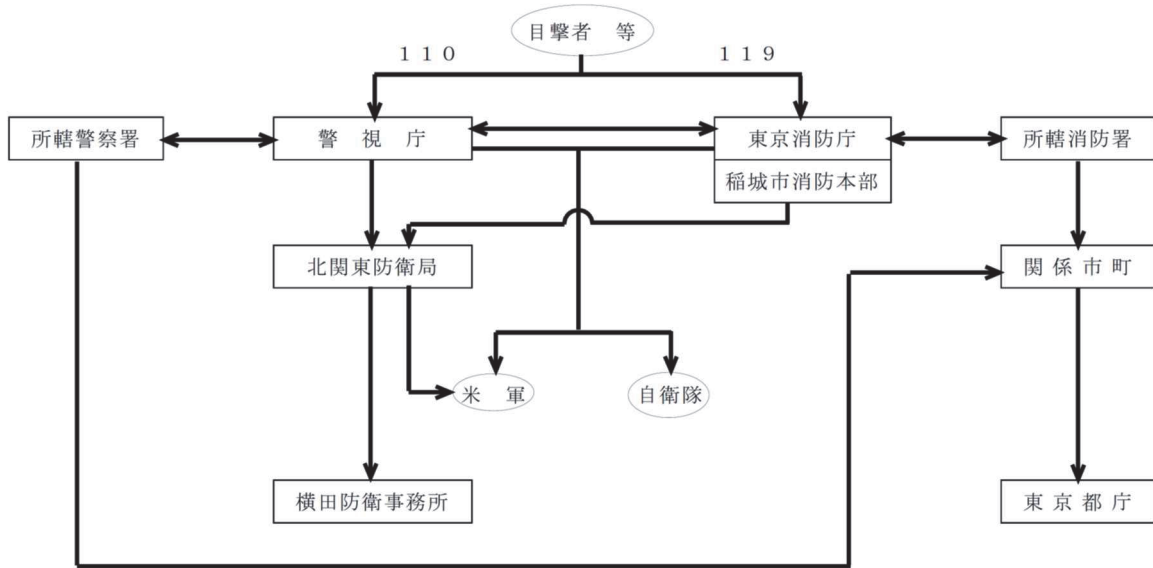
附則 この要綱は、昭和 62 年 6 月 26 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2 年 7 月 20 日から施行する。

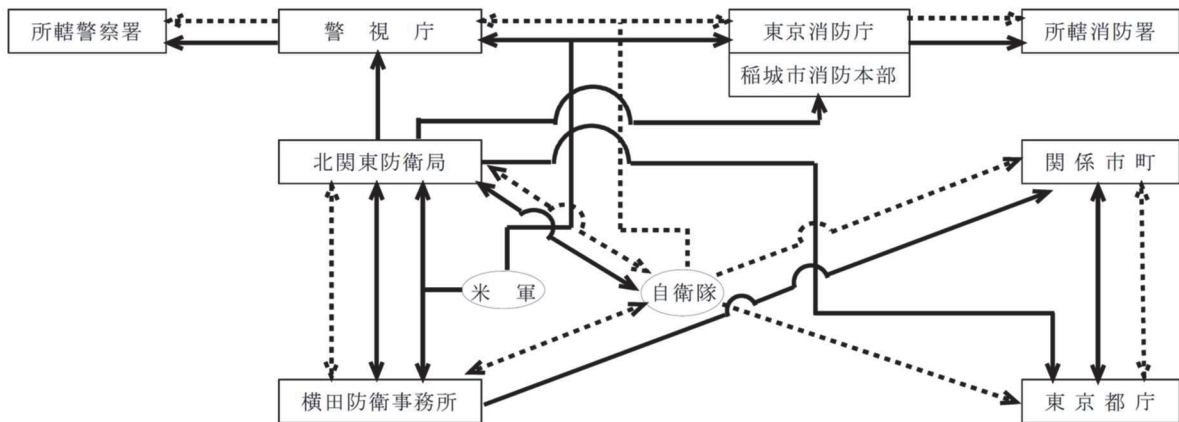
附則 この要綱は、平成 19 年 9 月 3 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

1 目撃者等からの通報経路：



2 米軍又は自衛隊からの通報経路：



凡 例	
—	米軍航空事故等に係る通報経路
.....	自衛隊航空事故等に係る通報経路

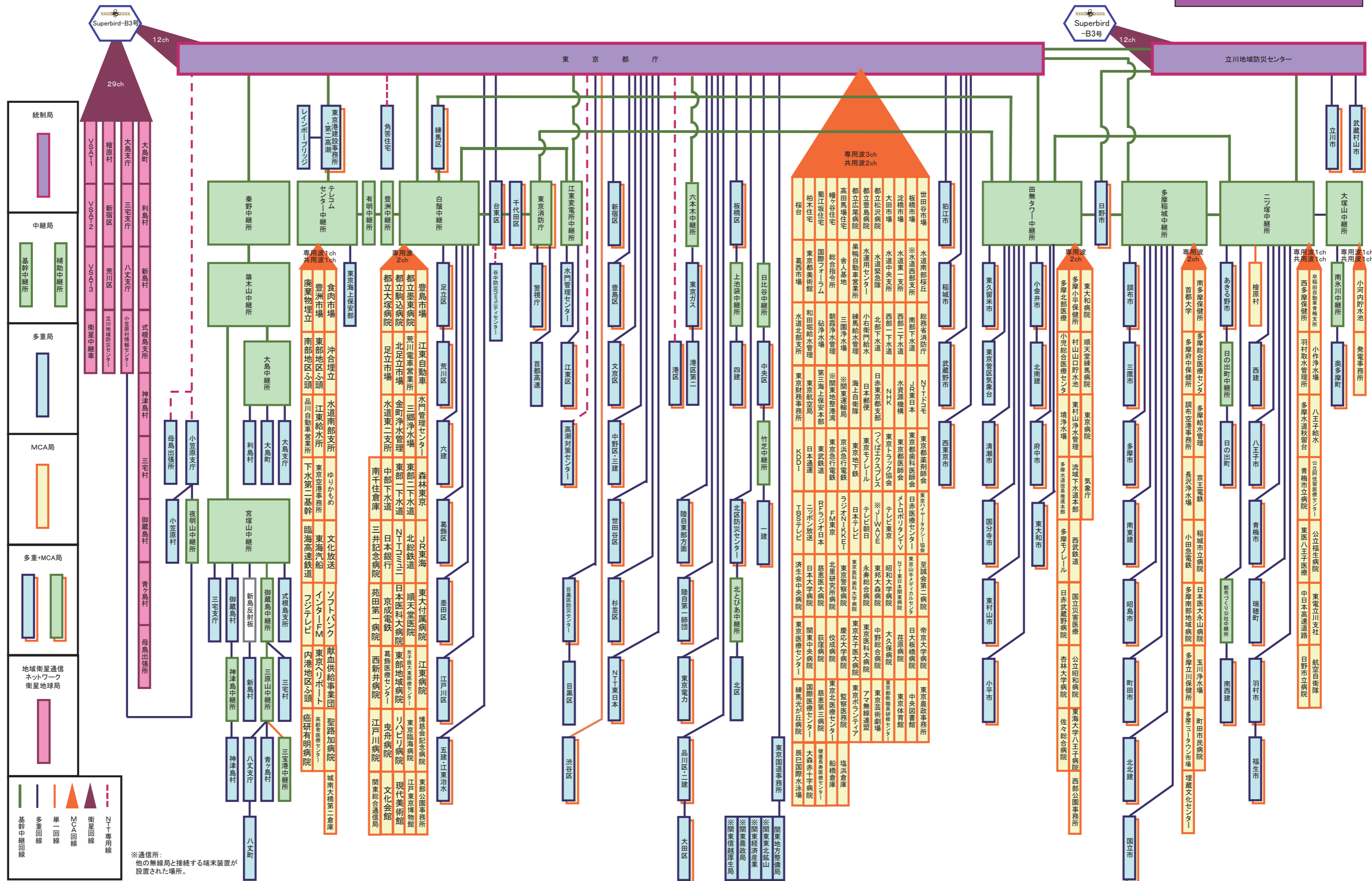
米軍機事故被災者救援活動分担表

NO	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	○
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	○
		(3) その他(転院等)			○	○	○	◎
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○				
		(4) 現地保存	◎	○				○
		(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎
		(6) 通信輸送			○		○	◎
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎					
		(2) 仮住居の斡旋提供				○	○	◎
		(3) 生活必需品の支給				○	○	◎
備考	<p>航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急援助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。</p> <p>注：◎は、主務機関を示す。○は、主務機関への援助協力機関を示す。</p>							

自衛隊機事故被災者救援活動分担表

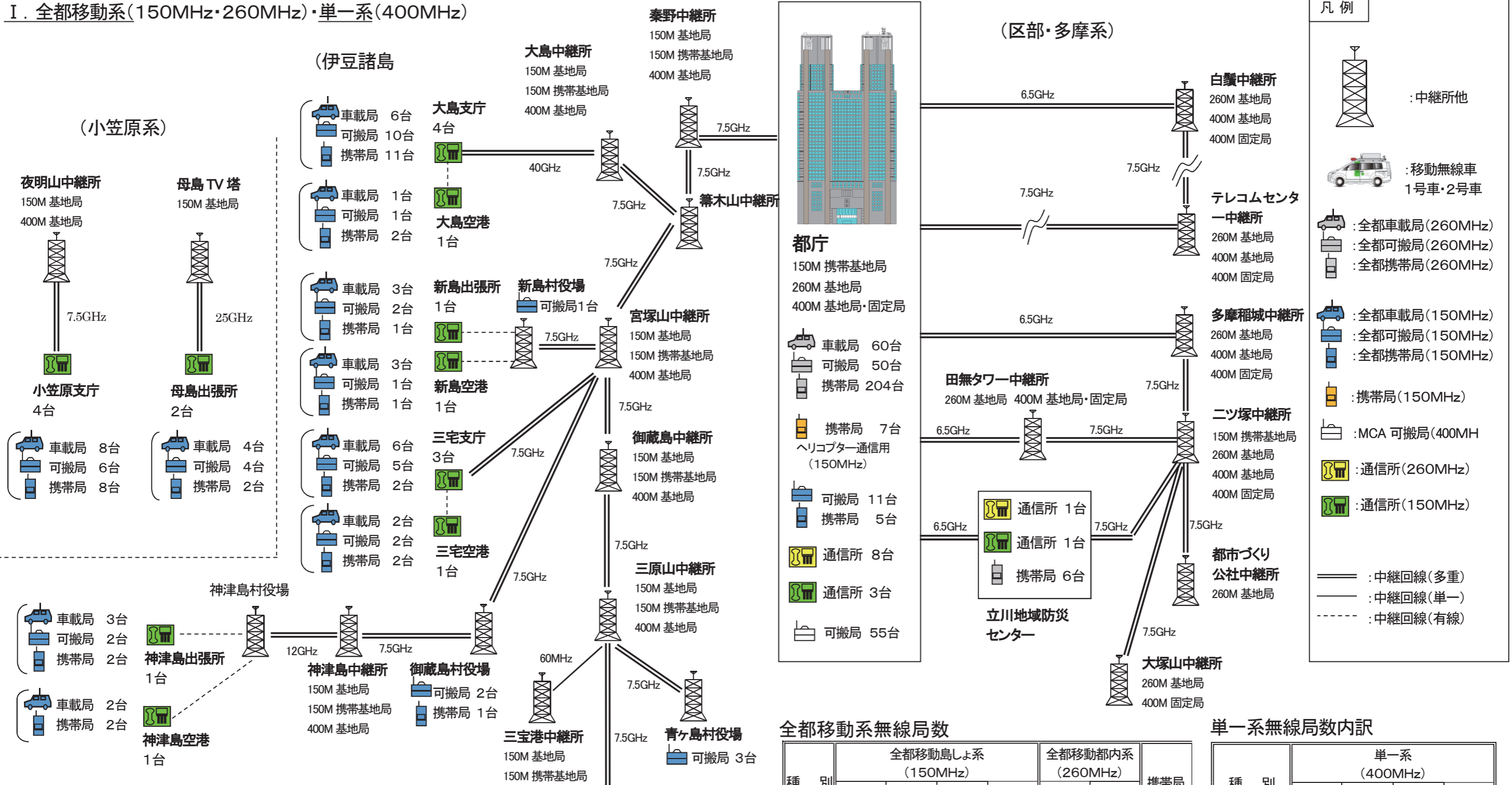
NO	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	東京都	市・町	防衛局
1	負傷者救援	(1) 救急活動	○	◎	○	○	○	
		(2) 救急病院の引受確認		◎	○	○	○	
		(3) その他(転院等)			◎	○	○	
2	現場対策	(1) 消火活動		◎	○		○	
		(2) 警戒区域の設定	○	◎				
		(3) 立入制限、交通整理	◎	○	○			
		(4) 現地保存	◎	○	○			
		(5) 連絡所の設置	○	○	◎	○	○	○
		(6) 通信輸送			◎			
3	財産被災者救援	(1) 財産保護・警備	◎		○			
		(2) 仮住居の斡旋提供			◎	○	○	
		(3) 生活必需品の支給			◎	○	○	
備考								

注 : 1 ◎は、主務機関を示す。
 2 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。

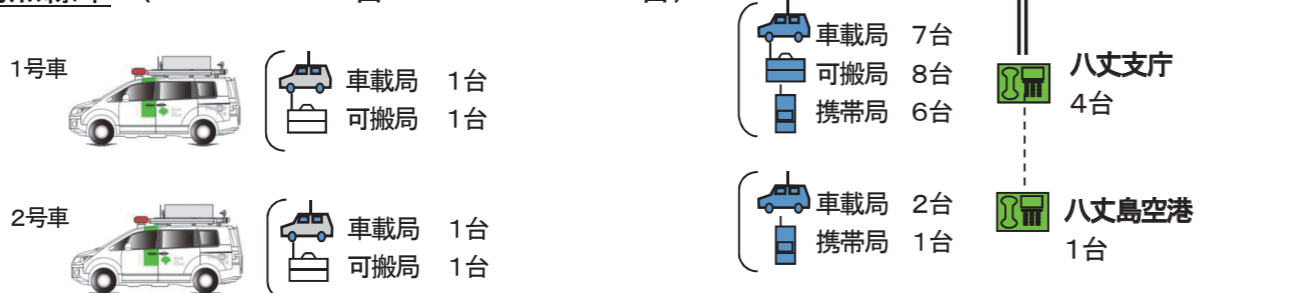


資料編

I. 全都移動系(150MHz・260MHz)・単一系(400MHz)



II. 移動無線車 (260MHz 2台・400MHz 2台)



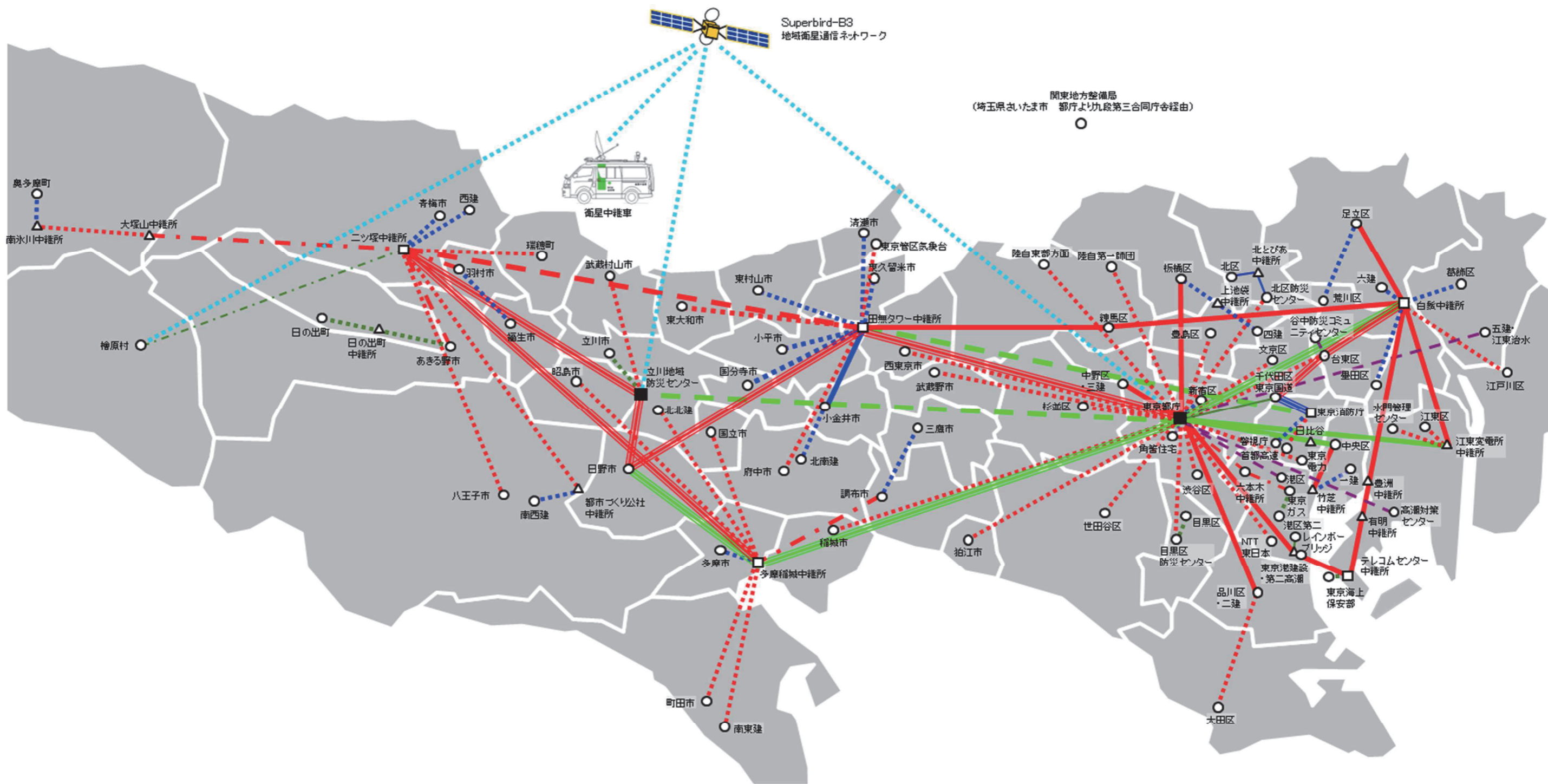
全都移動系無線局数

種別	全都移動島しょ系 (150MHz)				全都移動都内系 (260MHz)		携帯局
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計	都内	小計	
基地局	7	2	—	9	8	8	9
車載	35	12	—	47	62	62	—
可搬	37	10	5	52	50	50	6
携帯	31	10	5	46	210	210	7
小計	103	32	10	145	322	322	13
計 ※	110	34	10	154	330	330	22

単一系無線局数内訳

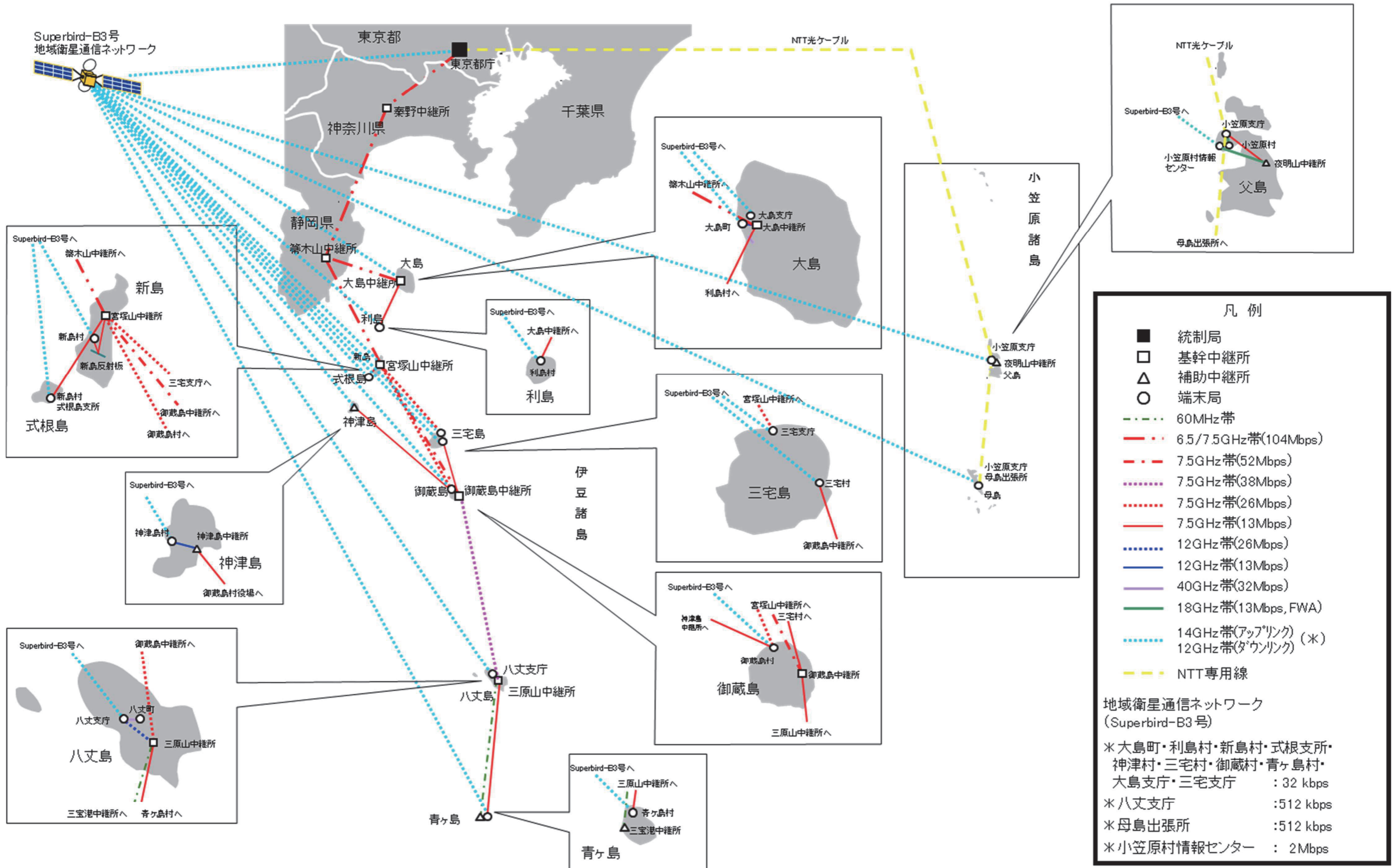
種別	単一系 (400MHz)			
	伊豆諸島	小笠原	都内	小計
基地局 (中継所)	6 (6)	1 (1)	6 (7)	13 (14)
可搬局 (移動車含む)	—	—	57	57
計 ※	6 (6)	1 (1)	63 (64)	70 (71)

※1 島しょ系の全都移動局基地局と携帯局の基地局は同一設備 ※2 可搬MCAの基地局は固定系MCA親局と同一設備



凡例	■ 統制局	6.5GHz帯(312Mbps)	7.5GHz帯(312Mbps)	12GHz帯(312Mbps)	14GHz帯(アップリンク)	NTT専用線(バックアップ)
	□ 基幹中継所	6.5GHz帯(208Mbps)	7.5GHz帯(208Mbps)	12GHz帯(104Mbps)	12GHz帯(ダウンリンク) (*)	
	△ 補助中継所	6.5GHz帯(104Mbps)	7.5GHz帯(104Mbps)	12GHz帯(26Mbps)	18GHz帯(26Mbps, FWA)	地域衛星通信ネットワーク (Superbird-B3号) * 東京都庁 : 2Mbps * 立川地域防災センター : 2Mbps * 檜原村役場 : 512kbps
	○ 端末局	6.5GHz帯(104Mbps)	7.5GHz帯(52Mbps)	12GHz帯(13Mbps)	18GHz帯(13Mbps, FWA)	
			7.5GHz帯(26Mbps)		60MHz帯	

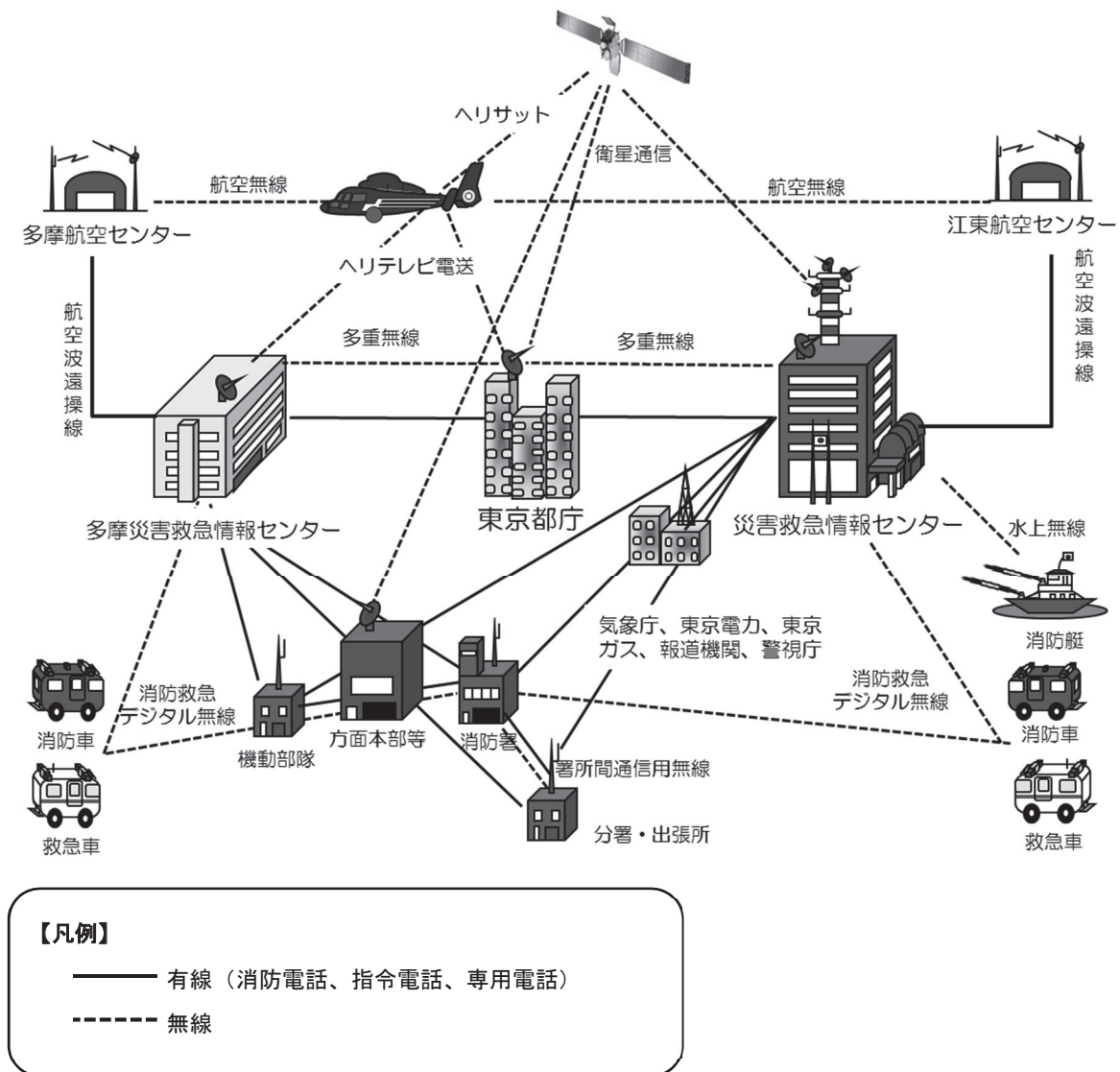
資料編



資料編

資料第 23 東京消防庁通信連絡系統図

(東京消防庁、本文 116 頁)



資料編

資料第 24 区市町村の保有する防災行政無線等一覧表

(都総務局、本文 116 頁)

(令和 2 年 4 月 1 日)

(1) 特別区

種別 団体名	区市町村防災行政無線			地域防災無線
	固定局		移動局	
	屋外	戸別		
千代田	局 85	局 215	局 —	局 356
中央	82	87	—	297
港	126	213	210	—
新宿	103	423	68	196
文京	97	472	130	62
台東	75	—	48	104
墨田	72	169	34	198
江東	163	1	264	—
品川	136	280	—	206
目黒	65	148	266	—
大田	250	614	—	404
世田谷	189	310	35	447
渋谷	84	149	167	—
中野	112	592	202	—
杉並	127	758	—	225
豊島	76	650	176	—
北	110	1,018	419	—
荒川	103	240	—	262
板橋	165	80	187	—
練馬	207	1,065	217	68
足立	193	395	—	351
葛飾	131	200	—	229
江戸川	290	367	325	—
区計	3,041	8,446	2,748	3,405

(3) 町村

瑞穂町	局 49	局 56	局 41	局
日の出町	38	900	71	—
檜原村	32	1,150	54	—
奥多摩町	5	2,889	39	—
多摩町村計	124	4,995	205	0
大島町	82	—	55	—
利島村	4	171	—	—
新島村	30	1,800	53	—
神津島村	22	950	8	—
三宅村	46	1,712	45	—
御蔵島村	—	—	—	—
八丈町	41	4,294	15	—
青ヶ島村	12	—	11	—
小笠原村	20	1,603	—	—
島しょ町村計	257	10,530	187	—

(2) 市

種別 団体名	区市町村防災行政無線			地域防災無線
	固定局		移動局	
	屋外	戸別		
八王子	局 421	局 414	局 —	局 221
立川	81	—	13	199
武蔵野	47	81	194	—
三鷹	54	284	—	189
青梅	126	—	74	—
府中	132	48	160	—
昭島	64	—	83	—
調布	115	135	147	—
町田	270	177	214	—
小金井	58	—	—	119
小平	90	—	18	110
日野	123	142	136	162
東村山	63	130	59	—
国分寺	41	—	2	—
国立	32	—	—	98
福生	54	170	58	—
狛江	27	22	91	—
東大和	52	—	18	—
清瀬	39	—	90	—
東久留米	49	38	5	143
武蔵村山	59	—	—	141
多摩	114	98	78	112
稲城	58	—	93	—
羽村	53	—	60	—
あきる野	109	782	136	—
西東京	75	—	15	140
市計	2,406	2,521	1,744	1,634

総計	5,704	21,497	4,679	5,039
----	-------	--------	-------	-------

資料第 25 区市町村等の通信連絡態勢

(都総務局、本文 116 頁)

機関名	内 容
区 市 町 村 及び防災機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 連絡態勢の確保 夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう通信連絡態勢を整備する。 2 通信連絡責任者の選任等 都本部、都各部局、区市町村及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名する。
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常態勢時における通信連絡態勢 都本部が設置されるまでの間、都の通信連絡は、通常の勤務時間においては都総務局(総合防災部)が担当し、夜間休日等の時間外において災害対策要員が参集するまでの間は、東京都夜間防災連絡室が担当する。 2 通信連絡責任者の選任 都各部局は、前記区市町村の例と同様、通信連絡責任者を選任する。 3 本部を設置した場合の通信連絡態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部が設置された場合には、原則として本部(都総務局総合防災部)に一元的に情報連絡を集約する。 (2) 都各部局は、各機関相互及び本部との連絡並びに非常配備態勢への移行等に備えて情報連絡責任者と若干の職員を配置する。 (3) 情報連絡を密にするため、都各部局は必要に応じ、情報連絡のための要員を本部に派遣する。 4 都本部設置後の通信連絡態勢 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都本部及び都防災会議への通信連絡は、東京都防災センター内指令情報室及び通信室において処理する。 (2) 都本部及び都各部局は、情報の収集、伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。 5 通信連絡の方法 通信連絡は、原則として東京都防災行政無線の電話、ファクシミリ、システム端末及び画像端末を使用して行うものとする。

資料編

資料第 26 電報の優先利用について

(NTT 東日本、本文 118 頁)

ウ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取扱う。

区分	電報の内容	機関等
緊急扱い 電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要する事項	気象機関相互間
	2 火災、集团的疫病、交通機関の重大な事故その他人命に係る事態が発生し、又は発生するおそれのある場合において、その予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取扱う機関相互間 (前アの表中 8 欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (海上保安庁の機関を含む。) (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害状況の報道を内容とする事項	電気通信設備の優先利用が可能な新放送事業者又は通信社の機関相互間 (資料117-①、別冊 P 436)
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と「医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院」の相互間 (資料 117-②、別冊 P 436)
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関相互間 (前アの表及びこの表の 1 欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く。)

資料第26-① 電気通信設備の優先利用が可能な新聞社等の適用基準（NTT東日本）

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業にニュース（1欄の基準をすべて備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース情報（広告を除く。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

資料第26-② 医療のための無線電報を発信し、又は配達を受ける病院（NTT東日本）

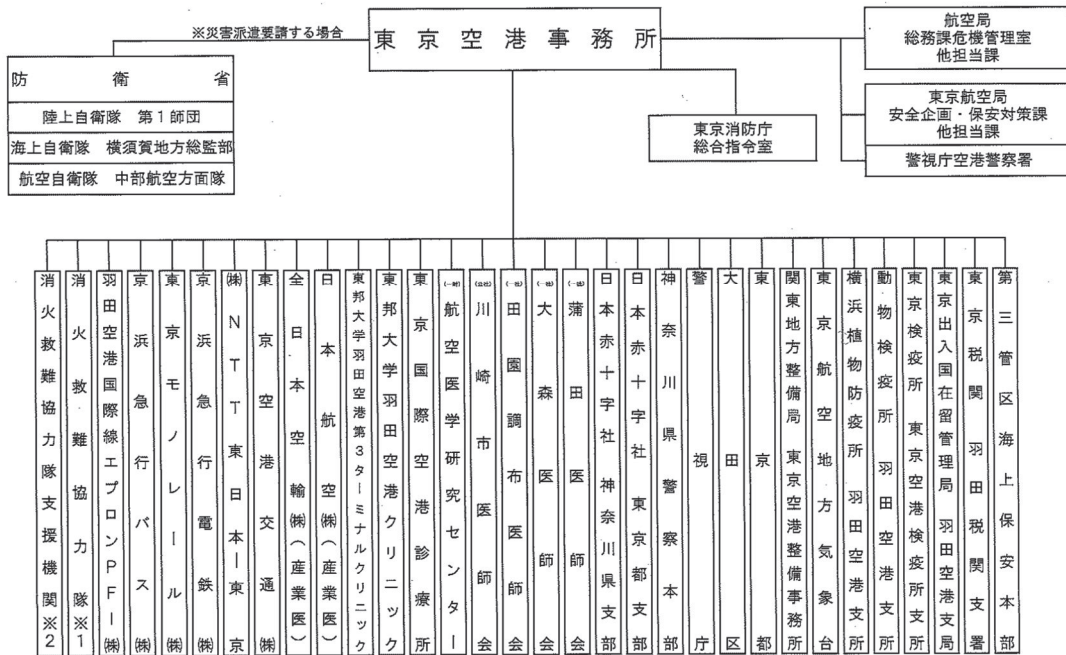
名称	位置	あて名
小樽掖済会病院	小樽市色内1の10の17	オタルエキサイ
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂51	ミヤギリフエキサイ
横浜掖済会病院	横浜市中区山田町1の2	ヨコハマエキサイ
名古屋掖済会病院	名古屋市中区松年町4の66	ナゴヤエキサイ
大阪掖済会病院	大阪市西区本田2の1の10	オサカエキサイ
神戸掖済会病院	神戸市垂水区学ヶ丘1の21の1	コウベエキサイ
日本海員掖済会門司病院	北九州市門司区清滝1の3の1	モジエキサイ
日本海員掖済会長崎病院	長崎市樺島町5の16	ナガサキエキサイ
せんぼ東京高輪病院	東京都港区高輪3の10の11	トウキョウセンインホケン
船員保険無線医療センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43の1 横浜船員保険病院内	センボムセンリョウセンター 又はヨコハマセンインホケン
大阪船員保険病院	大阪市港区築港1の8の30	オサカセンインホケン

資料第 27 東京国際空港航空機事故緊急連絡体制

(東京空港事務所、本文 128、170 頁)

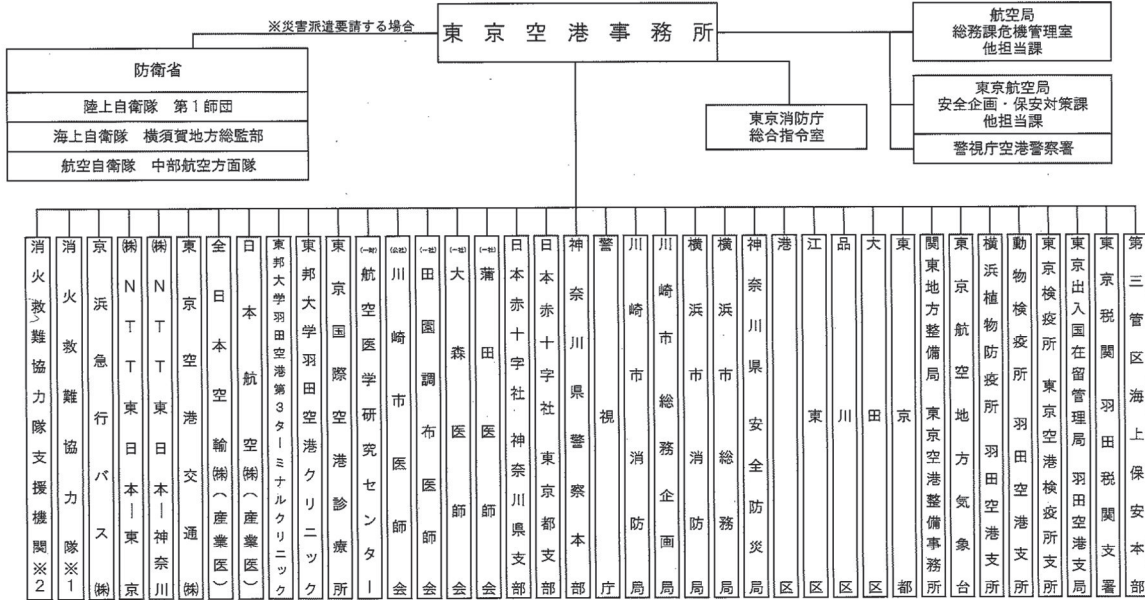
航空機事故（空港内） 緊急連絡体制表

令和 2 年 3 月 24 日現在



航空機事故（空港外） 緊急連絡体制表

令和 2 年 9 月現在



※1 消火救難協力隊

日本航空 (株)	東京国際空港ターミナル (株)
全日本空輸 (株)	東京国際エアカーゴターミナル (株)
スカイマーク (株)	三菱石油 (株)
(株) AIRDO	ANAエアポートサービス (株)
(株) ソラシドエア	羽田ターミナルサービス (株)
(株) スターフライヤー	(株) JALグランドサービス
日本空港ビルデング (株)	OKTS (株)
空港施設 (株)	

※2 消火救難協力隊支援機関 (外国航空会社等)

別紙 3 のとおり

消火救難協力隊支援機関（外国航空会社等） 41 社			
1	アジアナ航空	22	ルフトハンザドイツ航空
2	エアアジア・エクス・バハッド	23	エールフランス航空
3	エバー航空	24	ベトナム航空
4	(株)大韓航空	25	香港エクスプレス
5	キャセイ・シフィック航空/香港ドラゴン航空	26	カンタス航空
6	シンガポールエアラインズリミテッド	27	ピーチ・アビエーション株式会社
7	ガルーダ・インドネシア航空	28	天津航空有限責任公司
8	フィリピン航空	29	春秋航空公司
9	カタール航空	30	上海吉祥航空
10	エア・カナダ	31	タイガーエア台湾
11	エミレーツ航空	32	中国南方航空
12	ユナイテッド・エア・ラインズ・インク	33	アメリカン航空
13	タイ国際航空	34	ベトジェットエア
14	中華航空公司	35	S 7 航空
15	中国国際航空公司	36	アエロフロートロシア航空
16	海南航空	37	ヴァージンオーストラリア航空
17	奥凱航空有限公司	38	アリタリアイタリア航空
18	中国東方航空公司/上海航空公司	39	トルコ航空
19	デルタ航空会社	40	フィンエアー
20	ハワイアン・エア・ラインズ・インク	41	スカンジナビア航空
21	ブリティッシュ・エアウェイズ・ピー・エルシー		

令和 2 年 9 月現在

資料第 28 災害時等における放送要請・報道要請に関する協定

(都政策企画局、本文137頁)

① 日本放送協会及び民間放送各社との協定

「災害時等における放送要請に関する協定」

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条の規定に基づき、東京都知事（以下「甲」という。）が日本放送協会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第 2 条 甲は、災害対策基本法第55条の規定による通知又は、要請が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは、無線設備により通信できない場合又は、通信が著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は甲が、大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第 3 条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- 1 放送要請の理由
- 2 放送事項
- 3 その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくこととする。

(雑 則)

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、昭和55年12月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和55年12月 1日

甲	東京都知事	鈴木	俊一
乙	日本放送協会会長	坂本	朝一

同文の協定

昭和55年12月 1日

乙	株式会社東京放送取締役社長	山西	由之
乙	株式会社文化放送取締役社長	岩本	政敏
乙	株式会社ニッポン放送取締役社長	石田	達郎
乙	株式会社ラジオ関東取締役社長	遠山	景久
乙	株式会社エフエム東京取締役社長	大野	勝三
乙	日本テレビ放送網株式会社取締役社長	小林	与三
乙	株式会社フジテレビジョン取締役社長	浅野	賢澄
乙	全国朝日放送株式会社取締役社長	高野	信順
乙	株式会社東京12チャンネル取締役社長 (現 株式会社 テレビ東京)	中川	順

昭和56年 1月10日

乙	株式会社日本短波放送取締役社長 (現 株式会社 日経ラジオ社)	安藤	蕃
---	------------------------------------	----	---

平成 2年 7月30日

乙	株式会社エフエムジャパン取締役社長	曾山	克巳
---	-------------------	----	----

同文の協定

平成8年1月31日

甲	東京都知事	青島	幸男
乙	東京メトロポリタンテレビジョン 株式会社取締役社長	藤森	鐵雄

平成8年4月30日

乙	エフエムインターウェーブ 株式会社取締役社長	竹内	経輝
---	---------------------------	----	----

「災害時等における放送要請に関する協定」実施細目

(趣 旨)

第1 この実施細目は、「災害時等における放送要請に関する協定」(昭和55年12月1日締結。以下「協定」という。)第6条の規定に基づき放送要請の実施に関し必要な事項を定める。

(要請の依頼先)

第2 都各局等は、協定第2条にいう事態において放送機関に放送を求める必要がある場合は、総務局指令情報部(災害対策本部の設置前においては、総務局災害対策部。以下同じ。)に対し要請依頼する。

2 災害対策本部設置前の夜間及び休日等において要請する場合は、夜間防災連絡室に対し要請依頼する。

(放送要請手続の指示等)

第3 総務局指令情報部は、都各局等から要請があった場合又は災害時において緊急を要する通信のため特に必要と認められた場合は、知事本部政策部(災害対策本部の設置前においては、知事本部政策部。以下同じ。)に対し放送要請手続きをとるよう指示する。

2 夜間防災連絡室は、災害対策本部設置前の夜間及び休日等において都各局等から要請があった場合は、原則として総務局災害対策部応急対策課長に連絡する。連絡を受けた同課長は、知事本部政策部報道課長と協議し、放送要請手続きをとる。

(要請文の作成・協議)

第4 知事本部政策部は、総務局指令情報部と協議のうえ要請文(別記第1号様式)を作成する。

(放送要請の決定)

第5 放送要請は、本部長(知事)が決定する。

(要請文の伝達方法)

第6 知事本部政策部は、総務局指令情報部に対し要請文の各放送機関への伝達を依頼する。

2 総務局指令情報部は、別表により無線一斉通報(音声及びファクシミリ)にて各放送機関へ伝達する。

(知事等の直接放送)

第7 知事等が、テレビ・ラジオで直接都民に呼びかける場合(生放送)は、原則として、映像スタジオ(第1本庁舎5階)で行う。

(区市町村の放送要請)

第8 区市町村が災害対策基本法第57条に基づき放送要請を行う場合は、原則として都を経由(知事に要請依頼)するものとする。ただし、都との通信途絶など特別の事情がある場合は、区市町村は放送機関に対し直接、要請することができるものとする。この場合、区市町村は事後すみやかに都に報告するものとする。

2 都に対し要請依頼する場合の要請依頼先は、前記第2に準じることとし、要請依頼文は別記第2号様式により行うこととする。

(放送機関の対応)

第9 都から放送要請を受けた各放送機関は、放送の形式、内容、時刻等をそのつど自主的に決定し放送する。

2 各放送機関は、前記第8但し書による区市町村からの直接要請があった場合についても可能な限り放送するものとする。

3 各放送機関は、放送の日時等について、すみやかに報道局報道部へ報告する。

(都庁記者クラブ等への発表)

第10 知事本部長(災害対策本部の設置前においては、知事本部長)は放送要請を行うときは、各放送機関への伝達と同時に都庁記者クラブ等にその旨を発表する。

(附 則)

この実施細目は昭和60年9月1日(60情報庶第96号)から施行する。

一部改正 昭和63年4月1日(62情報庶第706号)

一部改正 平成2年8月1日(2情報庶第240号)

一部改正 平成4年6月1日(4情報総第5号)

一部改正 平成13年8月20日(13知政報第86号)

② アメリカン・フォーシズ・ネットワークとの協定

「災害時等における放送要請に関する協定書」

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、(以下「災害時等」という。)公共への通知に資するため、東京都(以下「甲」という。)がアメリカン・フォーシズ・ネットワーク横田(以下「乙」という。)に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に放送を要請することができるものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送を要請する事項
- (3) その他必要な事項

2 依頼は、有線電気通信設備、無線設備若しくは使者等により行う。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合、いかなる要請についてもこれを好意的に検討する。但し、乙は、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定する。乙は、放送を見合わせる権利を留保する。

2 乙は、放送の日時等について、すみやかに甲へ報告する。

(連絡者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達、第4条第2項に掲げる報告及びこれらに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲は知事本部政策部報道課長、乙はAFNラジオチーフを連絡者として定める。

(雑則)

第6条 この協定の有効期間は、下記署名の遅い方の日付から10年間とする。ただし、この協定は、当事者双方の文書による合意により、いつでもこれを無効することができ、また当事者の一方が他方に対し最小限60日間の事前予告を文書により行うことによって、これを破棄することができる。この協定の修正は双方の文書による合意によりなされ、連番をとった補遺とする。双方はこの協定の現実性と必要性を検証するため、2年ごとに再検討を行う。

この協定は、英語及び日本語により2通を作成し、英文、日本文ともに等しく正文とするが、協定の解釈に当たっては、英文を優先する。この協定の成立を証するため、当事者署名のうえ各一通を保有する。

東京都知事本局長 秋山俊行

アメリカン・フォーシズ・ネットワーク・ジャパン 司令官 デヴィッド・S・ウェストオーバー空軍中佐

2011.10.25

(英文略)

③ 新聞社及び通信社との協定

「災害時等における報道要請に関する協定」

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都知事(以下「甲」という。)が東京都地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、東京都が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲、東京都公安委員会(以下「乙」という。)及び株式会社朝日新聞社(以下「丙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の各号に掲げる事項に関する広報を行う場合において、必要なときは、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 保健衛生に関する事項
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置、生活の安全に関することその他の災害応急対策に関する事項

(要請の手続)

第3条 甲又は乙は、前条に規定する報道要請を行う場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、甲又は乙から第2条に規定する報道要請を受けた場合は、適切に対応する。

(車両の通行)

第5条 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置き、東京都政策報道室広報部報道課長、警視庁総務部広報課長及び株式会社朝日新聞東京本社編集局社会部長をもってこれに充てる。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 東京都知事青島幸男
 乙 東京都公安委員会委員長河野義克
 丙 株式会社朝日新聞社代表取締役社長 松下宗之

同内容の協定

平成9年9月1日 丙 社団法人共同通信社社長 犬養康彦
 丙 株式会社読売新聞社代表取締役社長 渡辺恒雄
 丙 株式会社毎日新聞社代表取締役社長 小池唯夫
 丙 株式会社日本経済新聞社代表取締役社長 鶴田卓彦
 丙 株式会社中日新聞東京本社代表取締役社長 白井文吾
 丙 株式会社産業経済新聞東京本社代表取締役社長 清原武彦
 丙 株式会社日刊工業新聞社代表取締役社長 溝口勲夫
 丙 株式会社日本工業新聞社代表取締役社長 山下幸秀
 丙 株式会社時事通信社代表取締役社長 村上正敏
 丙 株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長 小笠原敏晶

資料第 29 災害時等における放送要請に関する協定に係る運用マニュアル

(都総務局、本文 137 頁)

(番号は人事異動があれば見直しのこと)

平成 18 年 10 月改訂

東京都から AFN への災害時の報道要請の詳細な手順は以下のとおりとする。

- 1 東京都から AFN への要請の事前連絡
 - (1) AFN の執務時間内(午前 8 時～午後 4 時 30 分・月曜日～金曜)に要請する場合
 - ①東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN の事務所へ電話をする。
 - ②AFN の職員へ次の内容を通知する。(日本語)
 - A) 通知者氏名
 - B) 協定に基づく要請文を送付すること
 - C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)
 - (2) AFN の勤務時間外(午後 4 時 30 分～午前 8 時・月～金曜日及び土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)に要請する場合
 - ①東京都報道課長もしくは報道課職員が、AFN 東京局長もしくは AFN 放送担当責任者へ電話をする。
 - ②東京都は AFN へ次の内容を通知する。(英語)
 - A) 通知者氏名
 - B) 協定に基づく要請文を送付すること
 - C) 要請文の送付方法(電子メール、防災無線ファクシミリ等)
- 2 東京都から AFN への要請文の送信
東京都報道課長もしくは報道課職員が AFN へ通知した方法で送信する。
ファクシミリ送付状は別紙 1 とする。(英語)
要請文は別添様式 1 の例によるものとする。(英語)
- 3 東京都の要請に関する AFN の確認
東京都からの電話及び要請文受領後、AFN は、東京都報道課へ電話をし、東京都が要請を行ったこと及び要請内容を確認する。(日本語または英語)
- 4 報告
放送を行った場合、AFN は、東京都報道課へ放送の日時を速やかに報告する。(日本語または英語)
放送をしない場合、AFN は、この旨東京都報道課へ速やかに報告する。(日本語または英語)

連絡先一覧

AFN

電話	042-552-2511 内線 52374 (AFN 勤務時間内午前 8 時～午後 4 時 30 分(月～金曜日))
電話	090-4249-7380(AFN 東京局長) 080-6626-9217(放送責任者) (AFN 勤務時間外 午後 4 時 30 分～午前 8 時(月～金曜日)及び 土・日曜日・アメリカ合衆国祝日)
ファクシミリ	042-552-2511 内線 57057(24 時間 オペレータ経由) 00579-3117-55-7057 (直通)
アドレス	afn.eagle810@yokota.af.mil

東京都

電話	03-5388-2210(24 時間 報道課長) 090-3223-0255(24 時間 報道課長) 03-5388-2211(24 時間 報道課) 03-5388-2212(24 時間 報道課)
ファクシミリ	03-5388-1228(24 時間 報道課)
アドレス	S0014602@section.metro.tokyo.jp

(英文略)

資料第 30 給与品事前購入分一覧表

(都福祉保健局、本文 143 頁)

(令和 2 年 4 月 1 日)

区	分	数 量	金額 (評価額)	備 考	
都福祉保健局	食料品・生活必需品	クラッカー	1,172,790食	186,898,914円	
		ショートブレッド	615,800食	95,219,064円	
		クリームサンドビスケット	769,310食	125,000,150円	
		クッキー	799,000食	131,598,000円	
		アルファ化米	4,943,200食	941,083,156円	
		即席めん	2,200,000食	311,256,000円	
		毛布	648,324枚	1,707,980,598円	
		ビニールゴザ ・カーペット	1,008,115枚	1,074,135,517円	
		肌着	5,280組	3,574,796円	
		安全キャンドル	36,869本	42,159,787円	
		木炭	26,800袋	112,660,430円	
		コンロ	20,650個	49,426,580円	
		なべセット	23,998個	58,828,582円	
		やかん	7,998個	23,708,791円	
		簡易風呂 ・シャワー	30組	89,939,600円	
		簡易トイレ	7,690組	12,879,010円	
		折畳式リヤカー	100台	9,888,000円	
		水袋詰機	5機	44,805,000円	
		家庭用テント	964張	28,903,901円	
		ビッグテント	17張	28,191,100円	
調製粉乳	29,796缶、 4,987箱、 計19,375,472 g	42,012,500円			
ほ乳びん	10,000本	5,528,250円			
医療資器材	252,213人分	430,522,192円			
合 計			5,556,199,918円		

資料第 31 東京消防庁相互応援協定の締結一覧

(東京消防庁、本文 144 頁)

1 消防相互応援協定

都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者	都府県	市町村等	締結者
東京都	稲城市	市長	神奈川県	川崎市	市長	埼玉県	三郷市	市長
	○大島町	町長		相模原市	市長		草加八潮消防組合	管理者
	○新島村	村長		横浜市	市長		川口市	市長
	○八丈町	町長		大和市	市長		戸田市	市長
	○利島村	村長	海老名市	市長	秩父広域市町村圏組合		管理者	
	○神津島村	村長	千葉県	市川市	市長		埼玉西部消防組合	管理者
	○三宅村	村長		松戸市	市長	朝霞地区一部事務組合	管理者	
	○御蔵島村	村長		浦安市	市長	山梨県	大月市	市長
○青ヶ島村	村長				上野原市		市長	
				東山梨行政事務組合	管理者			

(注) ○印は、消防応援協定を締結しているもの

2 東京外環自動車道消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
埼玉県	戸田市	市長	埼玉県	草加八潮消防組合	管理者
	さいたま市	市長	千葉県	松戸市	市長
	川口市	市長		市川市	市長
	三郷市	市長		浦安市	市長
	朝霞地区一部事務組合	管理者			

3 中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定

県	市町村等	締結者	県	市町村等	締結者
神奈川県	相模原市	市長	山梨県	富士河口湖町	町長
山梨県	富士吉田市	市長		西桂町	町長
	都留市	市長		上野原市	市長
	大月市	市長		富士五湖広域行政事務組合	代表理事

4 東京湾消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川県	川崎市	市長	千葉県	千葉市	市長
	横浜市	市長		市川市	市長

5 航空消防相互応援協定

大阪市消防局

6 航空機消防相互応援協定

県	市	締結者	県	市	締結者
神奈川県	川崎市	市長	宮城県	仙台市	市長
	横浜市	市長	愛知県	名古屋市	市長
千葉県	千葉市	市長	兵庫県	神戸市	市長

7 業務協定

- (1) 海上保安庁東京海上保安部
- (2) 国土交通省東京国際空港事務所

8 その他の消防相互応援協定

米空軍第 374 空輸団

資料第 32 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)

(都総務局、本文 145、147、148 頁)

1 都

(1) 地方公共団体

項 目	内 容
1 都 9 県の震災時等の相互応援	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県は、被災地における救援・救護・災害応急・復旧・復興対策に係る人的・物的支援及びあっせん、施設若しくは業務の提供及びあっせん、ブロックによる連絡調整等について昭和52年6月に「震災時等の相互応援に関する協定」を締結している。
21 大都市災害時相互応援	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、飲料、飲料水及び生活必需物資の提供、医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣等について相互に救援協力し、応急措置が円滑に実施できるよう平成24年4月、「21大都市災害時相互応援に関する協定」を締結している。
九都県市災害時相互応援	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市は、物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣、応援調整都県市の設置等について、都県市域を越えて機動的、効果的に対応するため、平成22年4月に「九都県市災害時相互応援に関する協定」を締結している。
14 大都市水道局災害相互応援	都水道局は、災害が発生した際の水道施設の応急復旧活動及び給水活動の相互協力とその円滑かつ迅速な実施を図るため、札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と平成18年2月、「14大都市水道局災害相互援助に関する覚書」を取り交わしている。
下水道災害時における相互支援	<p>1 関東ブロック災害時支援 都下水道局は、被災した自治体独自で対応できない下水道被害が発生した際に、友愛精神に基づき相互支援協力を行うためのブロック内体制を構築し、支援ルールを確立するために、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、千葉市、川崎市、横浜市、川口市、八王子市、横須賀市、さいたま市の他、関係民間団体などと「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」を定めている。 (平成20年8月改正)</p> <p>2 18大都市災害時相互支援(対象：区部) 都下水道局は、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久的相互支援の基礎とするため、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市と、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」を作成している。 (平成20年2月改正)</p>

(2) 防災機関等

項 目	内 容
日赤東京都支部との委託契約	昭和55年7月、日赤東京都支部と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」を、平成4年4月に一部改定し、医療、助産及び死体の処理(死体の一時保存を除く)について委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。
日赤東京都支部等との協定	日本赤十字社東京都支部及び財団法人献血供給事業団と「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」を平成15年7月に締結し、災害時における血液製剤の供給体制の確立を図っている。
都医師会との協定	昭和51年8月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、医療救護班の派遣手続、業務及び費用弁償などについて定めている(平成29年4月改定)。
都歯科医師会との協定	平成11年6月「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結し、歯科医療救護班の派遣手続き、業務及び費用弁償などについて定めている。
都薬剤師会との協定	平成8年2月、都薬剤師会と「災害時の救護活動に関する協定」を締結し、薬剤師班の派遣手続き、業務及び費用弁償などについて定めている(平成20年7月改定)。

項 目	内 容
日本放送協会及び民間放送各社との協定	災害対策基本法第57条の規定に基づき、昭和55年12月、日本放送協会と、また、昭和55年12月1日以降、民間放送各社と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。この協定は、主として災害のため、電気通信設備等によっては、通信不能又は著しく困難な場合において、放送各社に放送を要請するときの手続きについてとりきめている。

2 防災機関

項 目	内 容
東京海上保安部と日赤東京都支部との相互協力	東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年10月、救護班の派遣、り災者用救援物資の輸送等、災害時の救護活動について協定を締結している。
電力会社相互間における協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用資機材等の広域運営 東京電力は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 2 復旧要員の広域運営 「非常災害時における復旧応援要綱」及び「東地域非常災害対策要綱」に基づき、他電力会社ならびに電源開発株式会社と復旧要員の相互応援体制を整えている。 3 災害時における電力の融通 災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力は、各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力供給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

3 民間協力

項 目	内 容
道路応急対策業務（東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会）	災害による道路の破損の応急修理及び道路障害物除去等を迅速かつ円滑に推進するため、東京建設業協会、日本道路建設業協会、東京都中小建設業協会、西多摩建設業協同組合、南多摩建設業協会、北多摩建設業協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を昭和50年4月以降に締結し、建設資器材と労働力の提供、緊急道路障害物除去作業を実施する路線を定めている。
河川応急対策業務（東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、他14企業）	災害時の河川施設の応急復旧を迅速かつ円滑に推進するため、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会、東京建設業協会、東京都中小建設業協会、北多摩建設業協会（以上平成9年9月）、南多摩建設業協会、西多摩建設業協同組合、水門等・排水機場26施設の施工した14企業（以上平成9年10月）と災害時における応急復旧業務に関する各種協定を平成9年10月に締結し、巡回・点検の実施と方法、建設資器材と労働力の提供を定めている。
救助救急業務（東京建設業協会）	東京消防庁は、災害時において、現有の救助資機材では対処できない大規模な救助救急事象の発生に備え、東京建設業協会と「災害時における救助・救急業務に関する協定」（昭和57年2月）を締結し、建設資器材と労働力の確保体制の確立を図っている。
プレハブ建築協会との協定	災害により倒壊又は焼失した住宅の迅速な復旧と被災者の収容施設を確保するため、昭和54年12月、プレハブ建築協会と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、応急仮設住宅の建設及び建設資器材の提供について定めている。
東京都漬物事業協同組合等の協力	被災者に対する米飯給食に必要な副食品（梅干、しょう油漬、たくわん、つくだ煮・煮豆）、調味料（みそ、しょう油）の調達について、東京都漬物事業協同組合、東京都佃煮惣菜工業協同組合、東京都味噌工業協同組合及び東京都醤油協会と常に連絡を保ち、災害時の副食品及び調味料の円滑な確保を図ることとしている。
生活必需品関連協同組合等の協力	毛布、肌着、鍋、湯沸等生活必需品の調達について、常に関連協同組合等と連絡を保ち、調達可能数量を把握することにより、災害時の生活必需品の迅速な集荷を図ることとしている。
都柔道整復師会との協定	平成3年3月、都柔道接骨師会と「災害時における応急救護活動についての協定」を締結し、応急救護（柔道整復師法に規定された業務）の範囲、衛生材料の提供及び費用弁償など

項 目	内 容
	について定めている（平成26年3月改正）。
東京医薬品卸業協会との協定	東京医薬品卸業協会と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、医薬品等の調達及び費用弁償などについて定めている。
大東京歯科用品商協同組合との協定	大東京歯科用品商協同組合と「災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定」を平成18年2月に締結し、歯科用医薬品や歯科材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本産業・医療ガス協会との協定	日本産業・医療ガス協会と「災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定」を平成19年10月に締結し、酸素ガスや液体酸素等の調達及び費用弁償などについて定めている。
商工組合日本医療機器協会との協定	商工組合日本医療機器協会と「災害時における医療機器等の調達業務に関する協定」を締結し、医療機器等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本衛生材料工業連合会との協定	日本衛生材料工業連合会と「災害時における衛生材料の調達業務に関する協定」を締結し、衛生材料等の調達及び費用弁償などについて定めている。
日本救急医療財団との協定	日本救急医療財団と「災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」を締結し、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務の協力の内容や費用負担などについて定めている。
日本即席食品協会との協定	社団法人日本即席食品工業協会と「災害時における食料品調達業務に関する協定」を締結し、災害時において都民生活に必要な食料品（即席めん）の供給体制の確立を図っている。

資料第 33 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局、本文 147 頁)

①「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣旨)

第 1 条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第 5 条の 2、同法第 8 条第 2 項第 1 2 号及び同法第 7 4 条第 1 項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 3 条第 4 項及び同法第 1 7 2 条第 4 項の規定並びに同法第 3 2 条第 2 項第 6 号及び同法第 1 8 2 条第 1 項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第 2 条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第 4 条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第 5 条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第 3 条第 1 項に規

定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

（幹事代理都県の設置）

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

（連絡員の派遣）

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

（応援要請の方法）

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

（応援受入れ体制）

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

（応援経費の負担）

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年 3月31日

東京都知事	小池 百合子	千葉県知事	森田 健作
茨城県知事	大井川 和彦	神奈川県知事	黒岩 祐治
栃木県知事	福田 富一	山梨県知事	長崎 幸太郎
群馬県知事	大澤 正明	静岡県知事	川勝 平太
埼玉県知事	上田 清司	長野県知事	阿部 守一

②「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) カバー都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(カバー都県)

第3条 都県を4都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合（3以上の構成都県が被災した場合を除く。）、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

- 2 各グループの構成都県は別表のとおりとする。

(幹事代理都県)

第4条 協定第6条第2項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

- 第1順位 副幹事都県
- 第2順位 座長都県
- 第3順位 次年度幹事都県

- 2 前項の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 副幹事都県 幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
- (2) 座長都県 「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第3条に規定する、連絡会議の座長をいう。

- 3 幹事都県は、協定第6条第2項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 カバー都県は、協定第7条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。

- 2 協定第7条第1項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。
- 3 前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

(連絡員の役割)

第6条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集
- (2) 他のカバー都県及び協力都県への情報提供
- (3) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (4) 前三号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 協定第8条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第4条第2項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた被災都県は、協定第8条後段に規定する文書による応援要請について、様式1（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第8条 協定第8条及び第9条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2（応援通知書）を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
- (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時

- (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
- (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第9条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式3(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式4(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

(応援終了要請)

第10条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式5(応援終了要請書)による応援終了の要請をすることができる。

(応援終了報告)

第11条 応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式6(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第12条 協定第9条に規定する応援の自主出動をした場合には、第8条から第11条の規定を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第13条 協定第11条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第14条 協定第14条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第2条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第10条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第15条 協定第15条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第16条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成25年7月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成31年3月31日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※ 神奈川県、長野県は2つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

資料第 34 2 1 大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局 本文 147 頁)

① 「21 大都市災害時相互応援に関する協定」

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第 2 条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第 3 条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあつては、自立的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第 2 項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第 5 条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第 6 条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定を証するため、本協定書 2 1 通を作成し、各都市は記名押印の上、各 1 通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

札幌市長 上田 文雄
 仙台市長 奥山 恵美子
 さいたま市長 清水 勇人
 千葉市長 熊谷 俊人
 東京都知事 石原 慎太郎
 川崎市長 阿部 孝夫
 横浜市長 林 文子
 相模原市長 加山 俊夫
 新潟市長 篠田 昭
 静岡市長 田辺 信宏
 浜松市長 鈴木 康友
 名古屋市長 河村 たかし
 京都市長 門川 大作
 大阪市長 橋下 徹
 堺市長 竹山 修身
 神戸市長 矢田 立郎
 岡山市長 高谷 茂男

広島市長 松井 一實
 北九州市長 北橋 健治
 福岡市長 高島 宗一郎
 熊本市長 幸山 政史

②「21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21大都市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2条

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市(以下「応援要請都市」という。)が負担する経費の額は、応援をした都市(以下「応援都市」という。)が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「11 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「12 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「13 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「14 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「15 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

資料第 35 九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目

(都総務局 本文 147 頁)

①「九都県市災害時相互応援等に関する協定」

制 定 平成 22 年 4 月 1 日
一部改正 平成 26 年 2 月 13 日
一部改正 令和 2 年 9 月 30 日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第 1 条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
 - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第 3 条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第 4 条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

- 2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動(以下「自主出動」という。)をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則
(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)
(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)
(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小 池 百 合 子

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

横浜市長 林 文 子

川崎市長 福 田 紀 彦

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

②「九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目」

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡員の派遣)

第2条 協定第3条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都県市の被害情報の収集
- (2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援調整都県市の設置)

第3条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

- 2 被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。
- 3 災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
 - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
 - (3) 人員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
 - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
 - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。
 - 3 前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書（様式1）を応援都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第5条 応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第6条 被災都県市は、前条に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第7条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援終了報告書(様式4)を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第8条第1項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害や事故(以下「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。

2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。

3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
- (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
- (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象

4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地

域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。

- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

(九都県市域外からの受援)

- 第11条 九都県市全域において大規模な災害や事故（以下「大規模災害」という。）が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
 - 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
 - (1) 複数の都県市において観測された震度5強以上の地震による災害
 - (2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
 - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
 - 4 前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
 - 5 前項の規定による受援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成26年2月13日一部改正）

(実施期日)

この実施細目は、平成26年2月13日から実施する。

附 則（平成27年1月29日一部改正）

(実施期日)

この実施細目は、平成27年1月29日から実施する。

附 則（令和2年9月30日一部改正）

(実施期日)

この実施細目は、令和2年9月30日から実施する。

別表

第3条に規定する応援調整都県市は、次のとおりとする。

被災都県市	応援調整都県市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都県市域内の 複数の 都県市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市又は同部会座長（事務局）都県市が指定する都県市		
九都県市全域			
九都県市 域外の自治体			

※ 応援調整都県市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長（事務局）都県市が、表で示された都県市と協議の上で決定する。

※ 応援調整都県市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都県市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

資料第 36 災害時における応急対策業務に関する協定

(都総務局・都建設局、本文 148 頁)

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急事務に関する協力をを行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会会長(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第 3 条 甲は災害の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第 4 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第 5 条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請求)

第 6 条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲(又は所管業務局長)と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第 8 条 この協定は、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和 50 年 4 月 1 日

	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 東京建設業協会会長	戸田順之助
(同趣旨の協定 昭和 51 年 4 月 1 日)	甲	東京都知事	美濃部亮吉
	乙	社団法人 日本道路建設業協会会長	清水忠雄
(同趣旨の協定 昭和 62 年 4 月 1 日)	甲	東京都知事	鈴木俊一
	乙	社団法人 東京都中小建設業協会会長	渡邊輝
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 南多摩建設業協会理事長	横瀬喜久平
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	社団法人 北多摩建設業協会会長	林貞夫
(同趣旨の協定 平成 8 年 7 月 18 日)	甲	東京都知事	青島幸男
	乙	西多摩建設業協同組合理事長	入江實

資料第 37 災害時における応急復旧業務に関する協定

(都建設局、本文 148 頁)

東京都を甲とし、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会を乙として、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害時の応急復旧業務に関して協力を求め、乙がこれに応じて協力をを行うときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧を実施することができない場合において、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由のない限り、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第 3 条 甲の要請により、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。

(請 求)

第 4 条 乙は、業務の終了後、甲の認定を受けて業務の実施に要した費用を甲に請求する。

(協 議)

第 5 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第 6 条 この協定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 9 年 9 月 1 日

甲 東京都知事 青 島 幸 男

乙 東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会
会 長 川 田 利 雄

資料第 38 災害時における救助・救急業務に関する協定

(東京消防庁、本文 148 頁)

東京消防庁(以下「甲」という。)と社団法人東京建設業協会(以下「乙」という。)とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(業務の内容)

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業(以下「業務」という。)とする。

(出場の要請)

第2条 甲は、消防署長(以下「署長」という。)をして、乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

(業務等の実施)

第3条 会員は、前項の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(費用の請求及び支払)

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の承認を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、昭和57年2月1日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年2月1日

甲 東京消防庁
消防総監 曾根晃平

乙 社団法人東京建設業協会
会長 飛島 齋

資料第 39 高圧ガスに係わる連絡通報窓口

(都総務局、本文 155 頁)

高圧ガス大規模漏えい時に係る連絡通報窓口

都 県 名	連 絡 窓 口			
	機 関 別 担 当 課 名		電 話 番 号	
東 京 都	都	昼	総務局総合防災部防災対策課 環境局環境改善部環境保安課	13-70227 (消防防災無線) 13-70096 (// FAX) 03-5321-1111 (NTT) (代) 03-5388-2456 (NTT) 03-5388-1260 (// FAX) 03-5388-3542 (NTT)
		夜	夜間防災連絡室	13-70349 (消防防災無線) 13-70096 (// FAX) 03-3488-7270 (NTT)
	警 察	警視庁警備部災害対策課	03-3581-4321 (NTT) (代) 内 55541	
	消 防 本 部	東京消防庁災害救急情報センター 稲城市消防本部	03-3212-2111 (NTT) (代) 042-377-7119 (NTT)	
	埼 玉 県	県	昼	危機管理防災部消防防災課 危機管理防災部化学保安課
夜	システム管理室		11-68111 (消防防災無線) 11-68119 (// FAX) 048-830-8111 (NTT)	
	警 察	県警察本部 (危機管理課)	048-832-0110 (NTT) (代)	
	消 防 本 部	各消防本部	別紙のとおり	
千 葉 県	県	昼	防災危機管理部消防課 予防・石油コンビナート班 防災危機管理部産業保安課保安対策室	12-7207 (消防防災無線) 12-7298 (// FAX) 043-223-2177 (NTT) 043-224-5481 (// FAX) 043-223-2736 (NTT) 043-227-3548 (// FAX)
		夜	防災危機管理部危機管理課情報通信管理室	12-7655 (消防防災無線) 043-223-2178 (NTT)
	警 察	県警察本部警備部警備課	043-201-0110 (NTT) (代) 昼 (内) 5805 夜 (内) 2076	
	消 防 本 部	各消防本部	別紙のとおり	
神 奈 川 県	県	昼	安全防災局災害対策課 安全防災局工業保安課	9721 (消防防災無線) 9734 (// FAX) 045-210-3430 (NTT) 045-210-8829 (// FAX) 045-210-3489 (NTT) 045-210-8830 (// FAX)
		夜	安全防災局災害対策課	9734 (消防防災無線 FAX) 045-210-3456 (NTT) 045-201-6409 (// FAX)
	警 察	県警察本部危機管理対策課	045-211-1212 (NTT) (代) 内 5775~5776	
	消 防 本 部	各消防本部	別紙のとおり	

資料第 40 危険物とう載船の専用岸壁

(第三管区海上保安部、本文 162 頁)

(令和元年 10 月 1 日現在)

岸壁名称	最大接岸能力	貯蔵タンク		備 考
		危険物	重 油	
株式会社JERA 大井火力発電所 A栈橋	平成28年2月16日 休止 平成31年3月31日 廃止			品川区八潮 1-2-2
株朝田商会 東京油槽所栈橋	499 G/T	軽油 498k1×1 灯油 197k1×2 ガソリン 197k1×2	493k1×5	江東区若洲 2-8-14 廃油 197k1×6 残タンク1基 →空
三愛石油株 給油施設栈橋 Aバース Bバース	3,987 G/T (5,000 DWT)	ジェット燃料 9,800k1×4 9,300k1×1 8,000k1×5		大田区 羽田空港 3-7-1
出光興産株 東京油槽所 第1バース 第2バース	2,593 G/T (参考) 749 G/T 2,593 G/T	ガソリン 4,521k1×1 3,014k1×2 灯油 3,000k1×1 2,513k1×1 軽油 3,000k1×2 2,389k1×1	3,023k1×1 2,521k1×1	江東区若洲 2-9-2

資料第 41 清掃船一覽表

(都港湾局、本文 168 頁)

(令和 2 年 4 月現在)

名 称	ごみ処理能力	主機関出力	備 考
清海丸	71 m ³	77kw 1 基	清掃母船
第一清海丸	20 m ³	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第二清海丸	20 m ³	169kw 2 基	油回収装置搭載兼用船
第三清海丸	26 m ³	134kw 2 基	
第五清海丸	9 m ³	169kw 2 基	
第六清海丸	19 m ³	77kw 2 基	
第七清海丸	15 m ³	110kw 2 基	

資料第 42 鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

(都総務局、本文 171 頁)

東京都内の消防本部（島しょ地区の消防本部を除く。以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する鉄道路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれのある場合、並びに甲の災害出動に支障のおそれのある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

(緊急通報)

第 1 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 24 条（同法第 36 条により準用する場合を含む。）に基づき 119 番通報しなければならない。

2 119 番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別（火災、救助、救急）
- (2) 発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報）
- (3) 負傷者の人数と状況
- (4) 消防隊（甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ）が向かう入口（中央口等、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- (5) 現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等
- (6) 列車の運行状況及び電源遮断の有無
- (7) その他乙が既に実施している事項

(指定連絡先)

第 2 条 甲及び乙は、119 番通報のほか、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第 3 条 乙は、119 番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第 1 条第 2 項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者の派遣等)

第 4 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報共有)

第 5 条 現場責任者は、次の事項について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

- (1) 災害状況
- (2) 列車の運行状況
- (3) 負傷者及び避難の状況
- (4) 監視員の配置状況
- (5) 電源遮断措置等の有無
- (6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況
- (7) 換気、排煙設備その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第 6 条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(現場活動)

第 7 条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第 5 条第 1 項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し活動を開始する。
- (2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

- (3) 災害現場に現場責任者が不在で、第1号に定める確認及び協議が行えないときは、指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、活動を開始する。
- (4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じ、列車の電源遮断、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を求める。
- (5) 指揮者は、活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。
- (6) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(踏切閉鎖等の相互連絡)

第8条 甲の災害出動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合、甲の指定連絡先に連絡するものとし、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第9条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両者で確認する。

- (1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法
- (2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等
- 2 甲及び乙は、鉄道災害へ対応するため、あらかじめ必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。
(東京都総務局の役割)

第11条 丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第12条 甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書24通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成18年8月1日

(甲)	東京消防庁 消防総監 関口 和重	京王電鉄株式会社 常務取締役鉄道事業本部長 松木 謙吉
	東久留米市消防本部 消防長 投埜 博樹	京浜急行株式会社 常務取締役鉄道本部長 坂巻 武彦
	稲城市消防本部 消防長 市岡 一彦	京成電鉄株式会社 常務取締役鉄道本部長 三枝 紀生
(乙)	小田急電鉄株式会社 常務取締役交通事業本部長 嶋崎 章臣	首都圏新都市鉄道株式会社 代表取締役専務鉄道事業本部長 木村 誠之
	株式会社ゆりかもめ 代表取締役社長 安樂 進	西武鉄道株式会社 常務取締役上席執行役員鉄道本部長 高須 洋一

多摩都市モノレール株式会社
代表取締役社長 細渕 清

日本貨物鉄道株式会社関東支社
専務取締役関東支社長
浅井 廣志

東京急行電鉄株式会社
取締役社長 越村 敏昭

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社
理事千葉支社長 原田 尚志

東京地下鉄株式会社
代表取締役社長 梅崎 壽

東日本旅客鉄道株式会社東京支社
取締役東京支社長 中村 弘之

東京都交通局
交通局長 松澤 敏夫

東日本旅客鉄道株式会社八王子支社
理事八王子支社長 高野 裕一

東京モノレール株式会社
代表取締役社長 齋藤 雅之

東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
理事横浜支社長 井上 進

東京臨海高速鉄道株式会社
代表取締役社長 勝田 三良

北総鉄道株式会社
取締役社長 亀甲 邦敏

東武鉄道株式会社
常務取締役 鉄道事業本部長
柴田 浩一郎

(丙)

東京都
総務局長 大原 正行

資料第 43 新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書

(都総務局、本文 171 頁)

東京消防庁（以下「甲」という。）と鉄道事業者（以下「乙」という。）は、乙が営業する甲管内の新幹線（全国新幹線鉄道整備法（昭和 45 年法律第 71 号）第 2 条に定める新幹線鉄道をいう。以下同じ。）の路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関である新幹線運行の迅速な復旧を目的として、東京都総務局（以下「丙」という。）の調整の下、この覚書を定める。

(緊急通報)

第 1 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 24 条（同法第 36 条により準用する場合を含む。）に基づき 119 番通報しなければならない。

2 119 番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別(火災、救助、救急)
- (2) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報)
- (3) 負傷者の人数と状況
- (4) 消防隊(甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ。)が向かう入口(軌道内に立ち入る門扉、軌道内～何キロ地点、目標物等)
- (5) 現場責任者(乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。)の派遣状況、その職名等
- (6) 列車の運行状況及び給電停止の有無
- (7) その他乙が既の実施している事項

(指定連絡先)

第 2 条 甲及び乙は、119 番通報のほかに、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第 3 条 乙は、119 番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第 1 条第 2 項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者の派遣等)

第 4 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チョッキ又は腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報共有)

第 5 条 現場責任者は、現場の状況（災害状況、列車の運行状況、負傷者及び避難の状況、監視員の配置状況、給電停止の状況、換気・排煙設備その他の消防用設備等の運転状況など）について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第 6 条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲と乙が相互に連携し、旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(現場活動)

第 7 条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

- (1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第 5 条第 1 項に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び給電停止について現場責任者と協議を行い、安全を確認した後、軌道内に進入し活動を開始する。
- (2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。
- (3) 現場責任者は、指揮者から列車の固定、ジャッキアップ等の実施が必要と連絡を受けた場合は、列車への給電停止、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を行う。
- (4) 指揮者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、活動終了・退去完了を現場責任者へ連絡する。
- (5) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。
- (6) 災害現場において、指揮者が現場責任者に対して第 1 号に定める確認及び協議ができないときは、指揮者は、指定連絡先を通じ乙に対し確認及び協議を行い、軌道内等の安全が確認できた場合、活動を開始することができる。

(7) 指揮者は、前号の活動を開始するにあたり、乙の指定連絡先の責任者の了承を受けて防護柵の門扉の施錠を開放することができる。

(事前対策)

第8条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、あらかじめ門扉位置等必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(東京都総務局の役割)

第10条 丙は、この覚書の効果的な履行のため、必要に応じ連絡会を開催する等消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定に基づき支援を行う。

(連絡会)

第11条 甲又は乙は、丙に連絡会の開催を求めることができる。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成19年10月 1日

(甲) 東京消防庁

消防総監 関口 和重

(乙) 東日本旅客鉄道株式会社東京支社

取締役東京支社長 中村 弘之

東日本旅客鉄道株式会社東京支社

新幹線運行本部長 万代 典彦

東海旅客鉄道株式会社

専務取締役新幹線鉄道事業本部長 阿久津 光志

(丙) 東京都

総務局長 大原 正行

資料第 44 警備活動用資器材の整備

(警視庁、本文 180, 196 頁)

区 分	配備数 (令和 2 年 4 月現況)	
ヘリコプター	14 機	
警 備 艇	22 隻	
車 両	パトカー	1,292 台
	白バイ	961 台
	警備用自動二輪車	40 台
	機動救助車	11 台
	機動救助資材車	12 台
	輸送車	540 台
	クレーン・レッカー	41 台
	ショベル車	21 台
	災害用資材車	112 台
	災害用広報車	10 台
	多目的災害用車	10 台
	水難救助車	3 台
	山岳救助車	4 台
	災害用投光車	2 台
	衛星通信車	1 台
	給水車	4 台
資 材	救命ボート	420
	船外機	207
	救命索発射器	72
	救命胴衣	3,512
	スコップ・ハンマー	3,451
	牽引車補助車	457
	バール	1,228
	自動膨張式救命浮環	2,134
	チェンソー	320
	エンジンカッター	488
	渡河橋	1
	土のう袋	74,732
	可搬式膨張堰	56

資料第 45 ヘリコプターの機種及び性能基準

(警視庁、本文 180, 196 頁)

1 機種

- (1) はやぶさ1・3号 レオナルド式A109
- (2) はやぶさ2号 ユーロコプター式EC135型
- (3) はやぶさ4号 アグスタ式A109型
- (4) おおとり1号 ユーロコプター式EC155B1型
- (5) おおとり2・3号 アグスタ式AW139号
- (6) おおとり4号 アグスタ式AB139型
- (7) おおとり5号 エアバス・ヘリコプターズ式EC155B1式
- (8) おおとり6号 準備中
- (9) おおとり7・8号 ベル式412EP型
- (10) おおぞら1・2号 準備中

2 機種別の性能

区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら	
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号
巡航速度	280 km/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h	290 km/h	290 km/h	271 km/h	準備中	226 km/h	226 km/h	準備中	準備中
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10	5:10	5:10	4:30		3:30	3:30		
有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg	2132 kg	2132 kg	1642 kg		1801 kg	1815 kg		
座席数	8 席	8 席	8 席	8 席	14 席	14 席	14 席	17 席	14 席		13 席	13 席		
離着陸面積	江東飛行センター (駐機スポット38)				立川飛行センター100m×60m (駐機スポット10)									
使用燃料	航空用ジェットA-1													
耐風性	21.8 m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○				-		○				○			
救助用吊上装置	230kg				272kg						272kg			
吊下装置 (カーゴフック)	-	1300kg	-	1000kg	1600kg	-	2200kg	-	-		-	-		
担架装置 (リッターキット)	-	1人	-	1人	-	-	1人	-	-		-	-		
投光機 (サーチライト)					○								○	
拡声器 (スピーカー)					○								-	
地震判読システム搭載用装置	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-		
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 3 航空法により、各種装置について同時装備を行えない場合がある。													

資料編

資料第 46 東京都関係部署所属船艇一覧表

(第三管区海上保安本部、本文 181 頁)

1 船 艇 (巡視船 6 隻、巡視艇 16 隻、消防船 1 隻)

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	深 さ (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 ☎ 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35.0	3.5
		ゆりかぜ	23	20.0	2.5
		ゆめかぜ	23	20.0	2.5
		いそぎく	26	20.0	2.5
		やまぶき	26	20.0	2.5
		はやかぜ	23	20.0	2.5
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-641-4999	ヘリコプター 搭載型 巡視船	おおすみ	3,100	105.0	4.8
		あきつしま	6,500	150.0	10.0
	巡視船	いず	3,680	110.0	7.5
		ぶこう	1,500	96.0	5.5
	消防船 ひりゅう		280	35.0	5.5
	巡視艇	はまなみ	110	35.0	3.5
		はまぐも	110	35.0	3.5
		いそづき	64	27.0	3.5
		きりかぜ	23	20.0	2.5
		はまかぜ	23	20.0	2.5
		のげかぜ	26	20.0	2.5
		やまゆり	26	20.0	2.5
		しおかぜ	23	20.0	2.5
たまかぜ	26	20.0	2.5		
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 0558-22-4999	巡視船	しきね	1,300	89.0	3.5
		かの	335	56.0	3.0
	巡視艇	いずなみ	100	32.0	1.5

2-(1) 航空機（固定翼4機、回転翼5機）

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港 1-12-1 ☎ 03-3747-1118	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 DHC-8-315型 (ボンバル300)
		MA 725	
	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH 912	シコルスキー式 S-76D型
巡視船「あきつしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 689 MH 690	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)

2-(2) 航空機性能（羽田駐機分）

区分	巡行速度 (k t)	搭載能力			使用 燃料	
		人	物資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (Cm)		
固定翼	ガルフV	510	22	1,136	78×90×95	ジェットA-1
	ボンバル300	243	32	1,080	160×100×80	ジェットA-1
回転翼	スーパーピューマ225	150	21	1,355	129×119×168	ジェットA-1

- * 1 搭載能力については、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個当たりの最大容積をいう。
- * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数である。

資料第 47 避難の指示者一覧表

(都総務局、本文 185 頁)

実 施 責 任 者	災 害 の 種 別	根 拠 法
区市町村長又は知事 (指示)	災 害 全 般	災 害 対 策 基 本 法 60 条
警 察 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条 警 職 法 4 条
海 上 保 安 官 (指示)	同 上	災 害 対 策 基 本 法 61 条
水 防 管 理 者 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
知事又はその命を受けた職員 (指示)	洪 水 高 潮	水 防 法 22 条
" (指示)	地 す べ り	地 す べ り 等 防 止 法 25 条
自 衛 官 (指示)	災 害 全 般	自 衛 隊 法 94 条

資料第 48 東京消防庁ヘリコプター性能諸元

(東京消防庁、本文 196 頁)
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

機体名		こうのとり はくちょう	ゆりかもめ	ひばり	かもめ つばめ おおたか	ちどり
項目	型式	エアバス ・ヘリコプターズ式 EC225LP 型	エアバス ・ヘリコプターズ式 EC225LP 型	エアロスペース AS332L1 型 スーパービーム	エアバス ・ヘリコプターズ式 AS365N3 型	レオナルド式 AW139 型
性能	巡航速度	262km/h	262km/h	252km/h	269km/h	259km/h
	航続時間	4 時間 37 分	4 時間 33 分	5 時間 54 分	4 時間 06 分	5 時間 13 分
	航続距離	946km	937km	1, 105km	792km	1, 061km
	搭載能力	こうのとり 2, 812kg はくちょう 2, 849kg	2, 951kg	1, 496kg	かもめ 595kg つばめ 527kg おおたか 669kg	1, 020kg
	座席数 (乗務員を含む)	22 座席	23 座席	23 座席	14 座席 (おおたかは 13 席)	16 座席
	最小離着陸 面積	24m×20m	24m×20m	23m×19m	17m×15m	20m×17m
	使用燃料	航空用ジェット A-1				
	耐風制限	25. 7m/s	25. 7m/s	33. 4m/s	28. 3m/s	25. 0m/s
	最小視程	1, 500m				
	最低雲高	300m				
夜間飛行照明 (サーチライト/ランディングライト)		1, 600W /600W×2		1, 600W /450W×2	1, 600W /450W×2	
消火 装置	胴体下部 取付式	2, 500L	2, 000L	900L	1, 800L	
	バケット式	1, 500L	1, 500L	500L		

備考 1 ホバリング性能、巡航速度、航続時間ともに機種別の全備重量を基準として算出しているが、全備重量を軽くすれば、いずれも効率は良くなる。

2 性能は、高度 0 m、地上温度 15℃の標準大気状態としており、気温が上昇すれば性能は低下する。

3 航続距離等は、予備燃料を 30分(EC225型：400L、AS332型：300L、AW139型：250L、AS365型：150L)として算出した。

4 搭載能力は、乗組員 4 名、燃料 1, 500L(大型機)、600L(中型機)で算出した。

資料第 49 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書及び覚書

(都福祉保健局、本文 198 頁)

1 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する協定書 (民間病院用)

東京都知事 (以下「甲」という。) と恩方病院を運営する医療法人永寿会 (以下「乙」という。) は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム (以下「東京DPAT」という。) の派遣等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領 (平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。) に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

(派遣等)

第2条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2(2)ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

(活動内容)

第3条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 東京DPAT活動拠点本部における活動
- (2) 被災区市町村における活動
- (3) 他道府県における活動
- (4) その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

(指揮命令)

第4条 前条(1)の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条(2)の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条(3)の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

(医薬品等の確保)

第5条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材 (以下「医薬品等」という。) 並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第3条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- (1) 東京D P A T派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
- (2) 東京D P A Tが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第7条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- (1) 別紙2に掲げる関連資機材。ただし、200,000円以内に限る。
- (2) 第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- (3) 衛星携帯電話基本料金

2 前項(1)の助成金については、1回限りとする。

（補償）

第8条 甲は、乙が派遣した東京D P A T隊員が、第3条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京D P A T隊員を傷害保険に加入させるものとする。

2 前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）

第9条 乙は、東京D P A T隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京D P A T隊員として登録されたものがないときは、第2条から第6条まで及び第8条の規定は適用しない。

（その他協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

2 本協定書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 乙が東京D P A Tの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって協定期間の終了とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事
小池百合子

乙 福岡県福岡市西区今津3810番地
医療法人永寿会 理事長 齋藤 秀樹

同文の協定

平成30年3月30日

乙 東京都青梅市末広町一丁目4番地の5
医療法人社団岩尾会 理事長 室 愛子

乙 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
医療法人財団厚生協会 理事長 関 晶比古

乙 東京都八王子市裏高尾町273番地
医療法人社団青溪会 理事長 菊本 弘次

乙 東京都調布市上石原三丁目33番地の17
医療法人社団青山会 理事長 青木 浩子

乙 東京都調布市深大寺北町四丁目17番1
医療法人社団欣助会 理事長 塚本 一

乙 東京都西東京市南町三丁目4番10号
医療法人社団薫風会 理事長 山田 雄飛

乙 東京都八王子市美山町1076番地
医療法人社団光生会 理事表 平川 博之

乙 東京都練馬区関町南四丁目14番53号
医療法人社団じうんどう 理事長 田邊 英一

乙 東京都豊島区西池袋一丁目10番2号
医療法人財団厚生協会 理事長 関 晶比古

乙 東京都日野市西平山一丁目24番地1
医療法人社団清愛会 理事長 杉山 吉昭

乙 東京都足立区中川四丁目29番12号
医療法人社団成仁 理事長 片山 成仁

乙 東京都足立区西新井五丁目41番1号
医療法人社団大和会 理事長 矢野 諭

乙 東京都八王子市宮下町178番地
医療法人社団東京愛誠会 理事長 長瀬 輝誼

乙 東京都文京区本郷二丁目1番1号
学校法人順天堂 理事長 小川 秀興

乙 東京都文京区千駄木一丁目1番5号
学校法人日本医科大学 理事長 坂本 篤裕

乙 東京都三鷹市上連雀四丁目14番1号
公益社団法人井之頭病院 理事長 菊池 健

乙 東京都多摩市連光寺一丁目1番地1
社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会 理事長 佐藤 忠彦

乙 東京都小平市小川東町四丁目1番1号
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
理事長 水澤 英洋

平成31年3月29日

乙 東京都立川市錦町四丁目2番地2号
国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇

- 乙 東京都品川区旗の台1丁目5番地8号
学校法人昭和大学 理事長 小口 勝司
- 乙 東京都千代田区九段南四丁目8番地28号
学校法人日本大学 理事長 田中 英壽

令和元年度6月28日

- 乙 東京都板橋区三園一丁目19番1号
医療法人社団翠会 理事長 齊藤 雅
- 乙 東京都板橋区三園一丁目19番1号
医療法人社団翠会 理事長 齊藤 雅

2 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書（病院経営本部）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）と病院経営本部長（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第2条 要領第2の2による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

- (1) 東京都立広尾病院
- (2) 東京都立墨東病院
- (3) 東京都立多摩総合医療センター
- (4) 東京都立小児総合医療センター
- (5) 東京都立松沢病院

（派遣等）

第3条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2(2)ただし書に該当するときは、乙及び乙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに甲に申し出るものとする。

(活動内容)

第4条 乙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- (1) 東京DPAT活動拠点本部における活動
- (2) 被災区市町村における活動
- (3) 他道府県における活動
- (4) その他甲、乙で協議の上、必要と認められる活動

(指揮命令)

第5条 前条(1)の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条(2)の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条(3)の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

(医薬品等の確保)

第6条 乙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材(以下「医薬品等」という。)並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が派遣した東京DPATが第4条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- (1) 東京DPAT派遣に要する経費等(災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費)
- (2) 東京DPATが携行し、使用した医薬品等

(助成金)

第8条 甲は、乙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- (1) 別紙2に掲げる関連資機材。ただし、1医療機関200,000円以内に限る。
- (2) 第9条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- (2) 衛星携帯電話基本料金

2 前項(1)の助成金については、1回限りとする。

(研修)

第9条 乙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

(有効期間等)

第10条 この覚書の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に東京DPAT隊員として登録されたものがないときは、第3条から第7条までの規定は適用しない。

(その他協議事項)

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲と乙と協議して定めるものとする。

2 本覚書について、甲、乙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 乙が東京DPATの編成できる要件を満たさなくなったと認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局長 梶 原 洋

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
病院経営本部長 内 藤 淳

3 東京災害派遣精神医療チームの派遣等に関する覚書（保健医療公社）

東京都福祉保健局長（以下「甲」という。）、病院経営本部長（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都保健医療公社（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時における東京都災害派遣精神医療チーム（以下「東京DPAT」という。）の派遣等に関し、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都災害派遣精神医療チーム運営要領（平成30年2月7日付29中精広第249号。以下「要領」という。）に規定する東京DPATが、都内外の被災地において、被災によって機能しなくなった精神医療の補填、被災した精神障害者又は災害ストレスによる被災住民等への対応及び地域精神保健活動の支援を行うことに関して必要な事項を定める。

（登録機関）

第2条 要領第2の2による登録機関は次に掲げる医療機関とする。

公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院

（派遣等）

第3条 甲は、東京DPATの派遣が必要と認めた場合は、要領第4の2及び第5の1の規定に基づき、乙を通じて、丙に対し、東京DPATの派遣を要請するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、乙と協議の上、東京DPATを甲が指定する被災地域等に派遣するものとする。ただし、要領第4の2（2）ただし書に該当するときは、丙及び丙が登録している東京DPAT隊員の被害状況を、乙を通じ甲に報告するとともに、派遣可能となった時は、速やかに乙を通じて甲に申し出るものとする。

（活動内容）

第4条 丙は、甲の要請に基づき、東京DPATを編成し、要領第4の3及び第5の2に掲げる次の業務を行うものとする。

- （1）東京DPAT活動拠点本部における活動
- （2）被災区市町村における活動
- （3）他道府県における活動
- （4）その他甲、乙及び丙で協議の上、必要と認められる活動

（指揮命令）

第5条 前条（1）の活動を行う東京DPATは、東京DPAT調整本部の指示に基づき、活動拠点本部を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターの指示に従い、活動する。

2 前条（2）の活動を行う東京DPATは、被災区市町村の災害対策本部等の指示に従い、当該区市町村災害医療コーディネーターとの連携を図るとともに、被災地で活動する

医療チーム及び保健チームとの協力し、活動する。

3 前条（3）の活動を行う東京DPATは、被災した道府県等の災害対策本部の指示の下、活動する。

（医薬品等の確保）

第6条 丙は、派遣する東京DPATに対し、別紙1に掲げる医薬品及び医療資器材（以下「医薬品等」という。）並びに別紙2に掲げる関連資機材を携行させることを標準とする。

（費用負担）

第7条 甲は、丙が派遣した東京DPATが第4条に定める活動を実施するために要した費用のうち次に掲げるものについて、負担する。

- （1）東京DPAT派遣に要する経費等（災害救助法（昭和22年法律第118号）により、国庫負担の対象として支弁される経費又は他県により支弁される経費
- （2）東京DPATが携行し、使用した医薬品等

（助成金）

第8条 甲は、丙に対し、別に定める規定により、次に掲げる経費について助成することができる。

- （1）別紙2に掲げる関連資機材。ただし、1医療機関200,000円以内に限る。
- （2）第10条に定める研修に従事した際の人件費及び衛星携帯電話通信費
- （2）衛星携帯電話基本料金

2 前項（1）の助成金については、1回限りとする。

（補償）

第9条 甲は、丙が派遣した東京DPAT隊員が、第4条に定める業務に従事したことにより、疾病若しくは負傷し、又は障害の状態となり若しくは死亡した場合の損害補償に対応するため、東京DPAT隊員を傷害保険に加入させるものとする。

2 前項に要する費用は甲が負担する。

（研修）

第10条 丙は、東京DPAT隊員の登録を予定している者に対して、甲が要領第2の3により実施する研修を受講させる責務を負う。

（有効期間等）

第11条 この覚書の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、この覚書の有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は自動的に1年間延長するものとする。以後も同様とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、丙に東京DPAT隊員として登録されたものがない

ときは、第3条から第7条まで及び第9条の規定は適用しない。

(その他協議事項)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、甲及び乙丙と協議して定めるものとする。

2 本覚書について、甲、乙及び丙で協議の上、適宜必要な見直しを行う。

3 丙が東京DPATの編成できる要件を満たさなくなると認めるときは、要件を満たさなくなった日から起算して1年を経過した日をもって本覚書の有効期間を終了とする。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成30年3月30日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都福祉保健局長 梶原 洋

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
病院経営本部長 内藤 淳

丙 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番
東京都保健医療公社理事長 山口 武 兼

(別紙1)

東京DPAT標準携行医薬品及び医療資器材

		一般名 (主な商品名)	規格	数量
内服薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ゾルピデム酒石酸塩 (マイスリー)	5mg	30錠
		ロラゼパム (ワイパックス)	0.5mg	30錠
	抗てんかん剤	バルプロ酸ナトリウム (デパケン)	200mg	30錠
	抗精神病薬	クエチアピソフマル酸塩 (セロクエル)	25mg	30錠
		リスペリドン (リスパダール内用液)	0.5mg	30包
	抗うつ薬	フルボキサミンマレイン酸塩 (ルボックス)	25 mg	30錠
	その他	カロナール	300mg	30錠
		PL 総合顆粒		30包
		フェリビナクテープ (MS 冷シツ)		30枚
注射薬	催眠鎮痛剤、抗不安剤	ジアゼパム (セルシン注射液)	10 mg	10本
		フェノバルビタール (フェノバル注射液)	100mg	5本
	抗パーキンソン剤	乳酸ビペリドン (アキネトン注射液)	5mg	5本
	精神神経用剤	ハロペリドール (セレネース注)	5mg	10本
	呼吸促進剤	フルマゼニル (アネキセート注射液)	0.5mg	5本
医療資器材等		シリンジ	5ml	5本
		シリンジ	2.5ml	5本
		注射針	23G	5本
		翼状針	23G	5本
		ディスポ舌圧子		30本
		アルコール綿		適宜
		固定用絆創膏		2個
		血圧計		2台
		聴診器		2個
		体温計		1本
		パルスオキシメーター		1個
		針捨てボックス		1個

(別紙2)

東京D P A T標準関連資機材（通信機器・記録機器等）

区分	品名	数量
通信機器・ 記録機器等	衛星携帯電話（予備バッテリー等含む）	1台
	モバイルプリンター（ケーブル含む）	1台
	トランシーバー（充電器含む）	2台
	ライティングシート	1箱
	被災地域地図（東京都広域地図）	1冊
	プリンター用紙	500枚
	プリンター用インク	1組
	デジタルカメラ（充電器・パソコン接続用ケーブル含む）	1台
	モバイルパソコン（ACアダプター・予備バッテリー含む）	1台
	L A Nケーブル	1本
	テーブルタップ	1個
	データカード・ルーター	1個
	電子記録媒体（U S Bメモリースティック等）	1個
	ホワイトボードマーカー（黒、赤、青）	3本
	ノート・筆記用具等	5セット

資料第 50 都医師会等との協定

(都福祉保健局、本文 201 頁)

① 都医師会「災害時の医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と公益社団法人東京都医師会(以下「乙」という。)は、昭和51年8月17日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、下記のとおり改める。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)、災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)及び東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、災害対策基本法、災害救助法、東京都地域防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護活動について、災害対策の広域性、連続性に鑑み、本協定に準じて地区医師会の協力を受けて実施できるように、区市町村と必要な調整を行う。

3 乙は、前項の定めによる区市町村の医療救護活動が円滑に行われるよう、地区医師会と必要な調整を行う。

(災害医療救護計画の提出)

第2条 乙は、災害対策基本法第6条に基づく防災に関する計画について、東京都地域防災計画の修正があった場合等、必要に応じて見直しを行い、甲に提出する。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、下記の医療救護活動を実施するため、必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(1) 災害対策基本法、災害救助法又は東京都地域防災計画等に基づき、甲及び区市町村が行う、東京都内における医療救護活動

(2) 災害対策基本法第8条第2項12号による相互応援協定若しくは同法第74条第1項に基づく要請又は災害救助法第14条に基づく指示があった場合等の東京都外における医療救護活動

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、乙の防災に関する計画等に基づき医療救護班を編成し、派遣する。

3 第1項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

(1) 医師(必須) 1名

(2) 看護師 1名

(3) その他事務補助 1名

なお、必要に応じ、甲乙協議の上、職種及び人数について変更することができる。

4 医療救護班の派遣期間は、甲乙協議の上、決定する。

(医療救護班の活動場所)

第4条 医療救護班は、医療救護所、避難所、医療機関、医療対策拠点又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

(医療救護班の業務等)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対するトリアージ

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

(4) 死亡の確認及び遺体の検案への協力

(5) 助産救護

(6) その他、甲乙協議の上、必要と認められる業務

2 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 医療救護班の活動場所は、次の者が指示する。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、甲及び区市町村が指示する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、道府県又は市町村等の行政機関が指示する。

2 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(医療救護班の移動等)

第7条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧の確保は、原則として次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、医療救護班自らが確保する。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、移動手段及び宿泊先は甲が確保し、食糧は医療救護班自らが確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難しい場合は、甲乙協議の上、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材(以下「医薬品等」という。)の確保は、次のとおりとする。

(1) 東京都内における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるもの又は甲が備蓄するものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

なお、甲が備蓄する医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(2) 東京都外における医療救護活動の場合、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除く、医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班の移動、宿泊及び食糧における実費弁償

(3) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

(4) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合の損害補償

ただし、合同訓練に参加した場合に要する経費のうち、(2)の近接地(職員の旅費に関する条例第2条第3項に規定する近接地を指す。)における移動並びに宿泊費及び食事に要する経費については、甲の負担の対象外とする。

2 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(協議会への参画)

第12条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する災害医療に関する協議会等に参画する。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲乙から申出がないときは、更に1年延長され、以降この例による。

なお、本協定書について、甲乙協議の上、適宜必要な見直しを行う。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事 小池 百合子

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地

公益社団法人東京都医師会

会長 尾崎 治夫

② 都歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」

東京都(以下「甲」という。)と社団法人東京都歯科医師会(以下「乙」という。)との間で締結した災害時の歯科医療救護活動についての協定書(平成8年2月1日)の全部を次のように改正する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、東京都地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科医師 (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等 (3) その他の補助事務 | } | 若干名 |
|---|---|-----|

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法医学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
 - イ 歯科医療救護班が持参した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合
- (2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成11年6月28日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区九段北四丁目1番20号
乙 社団法人東京都歯科医師会
代表者 会長 西村 誠

③ 都薬剤師会「災害時の救護活動に関する協定書」

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び東京都地域防災計画(以下「都防災計画」という。)に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、法、都防災計画及び区市町村地域防災計画に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じて地区薬剤師会の協力を受けて実施できるよう必要な調整を行うものとする。

3 乙は、地区薬剤師会に対し、前項の定めによる区市町村の医療救護体制の整備が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(薬剤師班の派遣)

第2条 甲は、法第5条の2、第8条第2項第12号、第74条第1項又は都防災計画に基づき、都内区市町村又は道府県市等において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(薬剤師班の活動場所)

第4条 薬剤師班は、救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

(薬剤師班の業務)

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

(業務の指示)

第6条 薬剤師班が行う医療救護活動は、原則として被災自治体災害対策本部の指示による。

(薬剤師班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給・輸送)

第8条 薬剤師班が使用する医薬品等は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

2 救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲がその供給について必要な措置をとるものとする。

3 医薬品等の輸送は、甲が必要な措置をとるものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する東京都災害医療運営連絡会に参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成20年7月17日から施行する。
- 2 平成8年2月1日に締結された協定は、これを廃止する。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成20年7月17日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

東京都千代田区神田錦町一丁目21番地

乙 公益社団法人 東京都薬剤師会

代表者 会長 桑原 辰嘉

資料第51 災害時における応急救護活動についての協定書

(都福祉保健局、本文 201 頁)

東京都を「甲」とし、公益社団法人東京都柔道接骨師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき区市町村が行う医療救護について、本協定に準じた協力を努めるものとする。

3 甲は、前項に規定する乙と区市町村との協力関係の確保について、必要な調整に努めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア 傷病者に対する応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)の実施

イ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

(費用弁償)

第3条 甲は、乙の協力に係る次の費用について、その実費を弁償するものとする。

ア 協力に必要な柔道整復師の派遣に要する経費

イ 衛生材料等の経費

(損害賠償)

第4条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動にかかる従事者の損害賠償については、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の例による。

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(応急救護計画の策定)

第6条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害応急救護計画を策定するに当たっては、公益社団法人東京都医師会との密接な連携の下に行うものとする。

(協 議)

第7条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲・乙何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成26年3月27日

甲 東京都
代表者 東京都知事 舛添 要一

乙 公益社団法人東京都柔道接骨師会
代表者 東京都柔道接骨師会長 工藤 鉄男

資料第 52 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

(1) 医療救護活動に必要となる医薬品等

(2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医薬品等の引取り)

第 6 条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第 7 条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都中央区日本橋本町二丁目 1 番 5 号
有限責任中間法人東京都医薬品卸業協会
代表者 理 事 長 内匠屋 理

資料第 53 災害時における歯科用医薬品等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を「甲」とし、大東京歯科用品商協同組合を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。
(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における歯科用医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における歯科用医薬品等の確保を図るため、歯科用医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(歯科用医薬品等の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する歯科用医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる歯科用医薬品及び歯科材料
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(歯科用医薬品等の引取り)

第 6 条 歯科用医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第 7 条 歯科用医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された歯科用医薬品等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都文京区本郷一丁目 2 5 番 2 5 号
大東京歯科用品協同組合
代表者 理 事 長 井上 恒雄

資料第 54 災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を「甲」とし、商工組合東京医療機器協会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療機器等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、医療機器等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療機器等
- (2) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療機器等の引取り)

第 6 条 医療機器等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第 7 条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都文京区本郷三丁目 3 9 番 1 5 号
商工組合東京医療機器協会
代表者 理事長 松 原 一 雄

資料第 55 災害時における衛生材料の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を「甲」とし、社団法人日本衛生材料工業連合会を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における衛生材料の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における衛生材料の確保を図るため、衛生材料を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(衛生材料の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する衛生材料の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療救護活動に必要となる衛生材料
- (2) 避難所等で使用される衛生材料
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙傘下の組合又は乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(衛生材料の引取り)

第 6 条 衛生材料の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

(搬送体制の確保)

第 7 条 衛生材料の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 8 条 甲は、乙の協力により調達された衛生材料について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を案施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都港区芝大門二丁目 10 番 1 号
社団法人 日本衛生材料工業連合会
代表者 会 長 高 原 慶 一 朗

資料第 56 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を「甲」とし、有限責任中間法人日本医療ガス協会関東地域本部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

第 2 条 甲は、災害時における医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(要請事項の措置等)

第 3 条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(医療ガス等の範囲)

第 4 条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等
- (3) その他、甲が指定するもの

(緊急要請)

第 5 条 第 2 条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の加入組合員に対し、協力を要請することができるものとする。

(医療ガス等の引取り)

量を確認の上、甲はこれを引取るものとする。第 6 条 医療ガス等の引き取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数

(医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認)

第 7 条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(搬送体制の確保)

第 8 条 医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

(費用弁償)

第 9 条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細 目)

第 10 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 13 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東 京 都
代表者 東京都知事 石 原 慎 太 郎

乙 東京都港区西新橋 1 丁目 16 番 7 号太陽日酸新宿ビル 6 階
有限責任中間法人日本医療ガス協会 関東地域本部
代表者 本 部 長 鈴 木 慶 彦

資料第 57 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙が協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第 3 条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第 4 条 甲は、災害の状況に応じて、東京都地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前 2 項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第 5 条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

- (1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送
- (2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第 6 条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第 7 条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 航空機運航に係る経費
 - (2) その他本業務遂行に必要な経費
- 2 前項第 1 号の定めによる費用弁償等の額については、運輸大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。
- 3 前項の本業務に要した時間については、1 時間以下の場合は 1 時間とし、1 時間を超えた場合は 30 分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第 8 条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第 9 条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和 38 年東京都条例第 38 号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 2 年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期 1 か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き 2 年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第 11 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第 12 条 この協定は、平成 13 年 3 月 1 日から施行する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 1 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎 太 郎

東京都文京区湯島三丁目 37 番 4 号

乙 財団法人日本救急医療財団

理 事 長 大塚 敏 文

資料第 58 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書

(都福祉保健局、本文 203 頁)

東京都(以下「甲」という。)と日本赤十字社東京都支部(以下「乙」という。)との間に、災害救助又はその応援の実施に関し、下記のとおり委託契約を締結する。

記

第 1 条 甲は乙に対し、災害救助法(以下「法」という。)第32条の規程に基づき、甲の行う災害救助業務のうち、次の事項を委託する。

- (1) 医 療
- (2) 助 産
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)

第 2 条 乙が行う医療、助産及び死体の処理(以下「委託業務」という。)は、原則として、甲の指示によりこれを行うものとする。

第 3 条 委託業務の実施の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医 療
 - イ 診 察
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療
 - ニ 看 護
- (2) 助 産
 - イ 分娩の介助
 - ロ 分娩前後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の支給
 - ニ 看 護
- (3) 死体の処理(一時保存を除く)
 - イ 死体の縫合、洗浄、消毒等の処置
 - ロ 検案

2 医療の期間は、災害発生の日から14日以内、助産の期間は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって、分娩の日から7日以内、死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により甲は、乙と協議のうえ期間の延長を行うことができる。

第 4 条 委託業務は、乙の編成する救護班によって、これを行うことを原則とする。

第 5 条 委託業務を実施するために要した費用については、甲が支弁するものとする。

2 前項の定めによる支弁費用については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第 6 条 第 3 条の範囲を越えて委託業務を行った場合の費用は、これを乙において負担するものとする。

ただし、災害の状況によっては、甲乙協議のうえ甲において負担することができる。

第 7 条 甲は、この契約による委託業務について乙を指導監督するものとする。

第 8 条 乙は救護活動実施に際しては、東京都衛生局及び区市町村との連絡を密にし、救助に遺憾なきを期するものとする。

第 9 条 本契約の実施について必要な事項は、別に定める。

第10条 前各条に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、必要の都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条 本契約の有効期間は、契約の日から、満1箇年とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、契約当事者のどちらからも何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から向こう1箇年間、契約を更新したものとみなし、以下同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持する。

平成4年4月1日

甲 東 京 都

代 表 者 東京都知事 鈴木 俊 一

乙 日本赤十字社東京都支部

代 表 者 東京都支部長 鈴木 俊 一
上記代理人 副支部長 金 平 輝 子

資料第 59 都における医薬品・医療資器材の備蓄状況

(都福祉保健局、本文 203 頁)

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

品名	数量	備蓄場所	対応人員
災害用救急医療資器材 (新 7 点 セット)	107 セット	災害対策職員住宅柏木住宅内集中備蓄倉庫 15 セット 立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 10 セット 東京都災害拠点病院 82 セット	50,000 人分
現場携行用 医療資器材	83 セット	東京都災害拠点病院 82 セット 東京都福祉保健局内 1 セット	213 人分
セルフケア セット (救急箱)	256 セット	都立学校 251 セット 都営大江戸線災害備蓄倉庫 5 セット	128,000 人分
単品補充用 医薬品		立川地域防災センター内集中備蓄倉庫 板橋区若木原公園内倉庫 大田区仲六郷複合施設地区備蓄倉庫 白鬚東防災拠点備蓄倉庫	74,000 人分
合 計			252,213 人分

資料第 60 災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書

(都福祉保健局、本文 205 頁)

東京都を「甲」とし、日本赤十字社東京都支部を「乙」とし、財団法人献血供給事業団を「丙」として、甲乙丙間において、次のとおり協定を締結する。

((総則))

第 1 条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における血液製剤の確保業務に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

((要請))

第 2 条 甲は、災害時において血液製剤の供給の必要が生じたときは、乙及び丙に対し、血液製剤の供給を要請するものとする。

((要請事項の措置等))

第 3 条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

((血液製剤の範囲))

第 4 条 甲が供給を要請する血液製剤の範囲は次のとおりとする。

医療救護活動に必要な輸血用血液及び血しょう分画製剤

((搬送体制))

第 5 条 血液製剤の搬送は、乙及び丙が密接な連携の下に行うものとする。ただし、甲は、乙及び丙の搬送経路の確保及び交通規制区域内の通行等について、必要な措置を講じるものとする。

((費用弁償))

第 6 条 第 2 条の規定により供給された血液製剤について、甲は、その実費を負担するものとする。

((協議))

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

甲と乙と丙とは、本協定書を 3 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

平成 15 年 7 月 1 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎

乙 東京都新宿区大久保一丁目 2 番 15 号
日本赤十字社東京都支部
副支部長 田中 順一郎

丙 東京都渋谷区広尾四丁目 1 番 31 号
財団法人 献血供給事業団
理事長 青木 繁之

資料第 61 東京都災害拠点病院設置運営要綱

(都福祉保健局、本文 205 頁)

第 1 目的

この要綱は、災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、被災現場において応急医療救護を行う救護所との円滑な連携のもとに、災害時における重症者等の適切な医療を確保することを目的とする。

第 2 設置運営主体

災害拠点病院を設置運営する者は、次のとおりとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事の要請を受けた病院の開設者

第 3 指定

知事は、別に定める東京都災害拠点病院指定要領(平成 25 年 5 月 31 日付 24 福保医救第 1468 号)に基づき、災害拠点病院の指定を行う。ただし、指定を行った後において、当該病院が第 5 に定める基準を満たさなくなった場合、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定を取り消すことができるものとする。

第 4 運営方針

災害拠点病院は、東京都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では、被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、東京都知事の要請により傷病者の受入及び医療救護班の派遣等、災害時の拠点病院としての必要な医療救護活動を行うものとする。

- 2 災害拠点病院は、傷病者の収容場所の確保に努めるとともに、救護活動に従事可能な職員並びに可動可能な設備及び資器材をもって、傷病者の救護活動に当たるものとする。
- 3 災害拠点病院は、東京都及び施設の所在地を管轄する区市町村の地域防災計画に従って行う諸活動との協力連携の下に、医療救護活動を行うものとする。
- 4 災害拠点病院の収容対象者は、原則として、区市町村が設置する医療救護所及び緊急医療救護所（以下、「医療救護所等」という。）で対応できない重症者とする。
- 5 災害拠点病院は、当該施設の被害状況の把握に努め、可能な限り、傷病者の受入等の救護活動状況を東京都及び施設が所在する二次保健医療圏の医療対策拠点に連絡するものとする。
- 6 災害拠点病院は、あらかじめ医療救護班を編成し、都から要請があった場合には直ちに、指定する医療救護所等に派遣するものとする。

第 5 災害拠点病院の基準

災害に対する総合地域危険度及び東京都二次保健医療圏毎の適正配置等を勘案して選定する。

また、国の「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（平成 29 年 3 月 31 日付医政発 0331 第 33 号）別紙の災害拠点病院指定要件を基本とし、原則として次の運営体制、施設及び設備を有するものとする。

(1) 指定基準

以下の基準を指定日までに満たしていること。

ア 災害拠点病院として、下記の運営が可能なるものであること。

- (ア) 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
 - (イ) 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。

なお、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
 - (ウ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）を保有し、その派遣体制を有すること。

また、他医療機関の DMAT や医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておくこと。
 - (エ) 原則として、200 床以上の病床を有する救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
 - (オ) 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の整備を行っていること。
 - (カ) 整備された業務継続計画（BCP）に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
 - (キ) 地域の災害拠点連携病院、災害医療支援病院及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。

また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
 - (ク) ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

イ 施設及び設備

(7) 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (a) 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時の患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。
- (b) 診療機能を有する施設は耐震耐火構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (c) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。
なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。
- (d) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備や優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。
なお、井戸設備の整備に当たっては、区市町村との調整及び届出を行った上で実施すること。
- (e) 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、必要に応じて都の協力を得て、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輛を有すること。
なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。

(4) 設備

- (a) 災害拠点病院の管理者（以下「施設管理者」という。）は、外部から見やすい場所に「東京都災害拠点病院」の掲示を行うこと。
- (b) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットを利用できる環境を整備すること。
また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (c) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (d) 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。
- (e) 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。
また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。
- (f) DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輛を原則として有すること。その車輛には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(2) 整備基準

指定日において、以下の事項を満たしていない場合には、速やかに整備すること。

- ア 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。
- イ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等を有すること。
- ウ トリアージ・タグを有すること。
- エ 災害対応マニュアルを有すること。

第6 災害拠点病院の組織

災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院から構成される。

- 2 基幹災害拠点病院は、地域災害拠点中核病院の役割のほか、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院への訓練・研修機能等を有するものとする。
- 3 地域災害拠点中核病院は、東京都二次保健医療圏毎の代表病院として、所在する東京都二次保健医療圏内の情報連絡機能等を有するほか、福祉保健局長の求めに応じ、東京都地域災害医療コーディネーターを当該病院の職員の中から選出するものとする。
- 4 第2項及び第3項に該当しない災害拠点病院を、「地域災害拠点病院」とする。

第7 施設及び設備の整備

東京都知事の要請を受けた病院の開設者が行う整備事業に対し、次により補助するものとする。

(1) 内容

災害拠点病院として必要な施設及び設備の整備費

(2) 手続き等

ア 施設の整備については、東京都災害拠点病院施設整備費補助金交付要綱（平成 10 年 8 月 21 日付 10 衛医救第 211 号）、東京都医療施設ヘリコプター緊急離発着場等施設整備費補助金交付要綱（平成 5 年 3 月 15 日付 4 衛医対第 1125 号）による。

イ 設備の整備については、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業に関する補助交付金要綱（昭和 61 年 1 月 17 日付 60 衛医対第 815 号）、東京都災害拠点病院における応急用資器材の整備及維持に関する要領（平成 10 年 7 月 1 日付 10 衛医救第 236 号）、NBC 災害・テロ対策設備整備費補助金交付要綱（平成 19 年 2 月 7 日付 18 福保医救第 691 号）による。

第 8 備蓄品の管理及び報告

施設管理者は、東京都の補助（都立病院にあつては、寄託）を受けて整備した資器材（以下「備蓄資器材」という。）の適正な維持管理に努めるものとし、別紙第 1 号様式による管理台帳を備えるものとする。

2 備蓄資器材のうち、備品については、「東京都災害用品」の表示を付するものとする。

3 施設管理者は、東京都災害拠点病院応急用資器材整備事業（昭和 61 年 1 月 17 日付 60 衛医対第 815 号）の実施に併せ、備蓄資器材の保管状況を別紙第 1 号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

第 9 防災訓練等の実施

施設管理者は、防災訓練及び備蓄資器材の点検を毎年 1 回以上行うものとし、実施の概要について、別紙第 2 号様式により福祉保健局医療政策部救急災害医療課に報告するものとする。

2 施設管理者は、災害時における医療体制を実効のあるものとするため、平常時から動員体制の確立等に努めるものとし、その概要を、別紙第 3 号様式に記入するものとする。

3 施設管理者は実施した訓練の検証を行い、適宜、災害対応マニュアル及び事業継続計画（BCP）の見直しを行うこと。

第 10 災害拠点病院運営協力金の交付

病院の開設者に対し、備蓄資器材の適正な維持管理、防災訓練の実施及び災害時動員体制の確立等の災害発生時における即応体制の整備を推進するための、次により運営協力金を交付する。

(1) 交付対象

災害拠点病院（国立病院を除く。）の開設者に対し、各施設ごとに交付する。

(2) 交付金額

災害拠点病院運営協力金は、予算の範囲内で交付する。

第 11 その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項については福祉保健局医療政策部長が別に定める。

なお、既に指定している災害拠点病院であつて、第 5 (1) ア (オ) 又は (カ) の要件を満たしていないものについては平成 3 1 年 3 月までに、第 5 (1) イ (イ) (エ) の要件を満たしていないものについては平成 3 2 年 3 月までに整備し、又は実施することを前提に、また、第 5 (1) ア (エ)、イ (ア) (イ) (イ) (イ) の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 1 月 1 7 日から施行する。

この要綱は、平成 2 年 3 月 2 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 年 1 2 月 2 0 日から施行する。

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 1 4 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

資料第 62 東京都災害拠点病院一覧

(都福祉保健局、本文 205 頁)

令和2年4月1日現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	電話番号	病床数	三次救急	へリ
区中央部	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	03-3293-1711	320	○	
	三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03-3862-9111	482		
	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-3541-5151	520	○	
	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-8211	535	○	
	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	1,074		
	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1	03-3444-6161	329		
	☆ 日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	877	○	○
	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	03-3823-2101	815		
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-3813-3111	1,032		○
	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	03-3813-6111	753	○	○
東京大学医学部付属病院	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	1,228	○	○	
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	400		○	
区南部	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	815	○	
	NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22	03-3448-6111	594		
	☆ 東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	934	○	
	大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	03-3775-3111	344		○
	東京都保健医療公社荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-8000	506		○
	東京労災病院	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	400		
	池上総合病院	大田区池上6-1-19	03-3752-3151	384		
区西南部	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	741	○	
	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	305		
	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1	03-3429-1171	403		
	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211	898		○
	★ 東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	426	○	○
	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	708	○	○
区西部	☆ 東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	1,015	○	
	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町35	03-3353-1211	960		
	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	1,379	○	○
	東京都保健医療公社大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	03-5273-7711	304		
	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	763	○	
	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	418		
	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	03-3269-8111	520		
	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央4-59-16	03-3382-1231	296		
	東京警察病院	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	415		○
	荻窪病院	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	252		
	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1	03-3383-1281	340		
	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	508		
	東京北医療センター	北区赤羽台4-17-56	03-5963-3311	343		
区西北部	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	1,025	○	
	☆ 帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	1,078	○	○
	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03-3964-1141	550		
	東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	03-5375-1234	470		○
	練馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611	342		
	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	400		
区東北部	☆ 東京女子医科大学東医療センター	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	450	○	
	西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	03-5647-1700	196		
	苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12	03-3850-5721	221		
	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1	03-3899-1311	306		
	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	365		
	東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	03-5682-5111	314		
	平成立石病院	葛飾区立石5-1-9	03-3692-2121	203		
	☆ 東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	765	○	○
	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1	03-5655-1120	200		
	江東病院	江東区大島6-8-5	03-3685-2166	286		
区東部	順天堂大学医学部附属順天堂江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3111	404		
	がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31	03-3520-0111	686		○
	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38	03-6204-6000	309		
	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	400		
	江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	03-3673-1221	418		
	森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1	03-5679-1211	275		
	☆ 青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	529	○	○
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1	042-558-0321	305		
西多摩	公立福生病院	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	316		
	☆ 東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163	042-665-5611	610	○	○
	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838	042-639-1111	500	○	○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1	042-371-2111	401	○	
	東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	042-338-5111	287		
	稲城市立病院	稲城市大丸1171	042-377-0931	290		
	町田市民病院	町田市旭町2-15-41	042-722-2230	447		
南多摩	南町田病院	町田市鶴間4-4-1	042-799-6161	222		
	目野市立病院	目野市多摩平4-3-1	042-581-2677	300		
	★ 国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256	042-526-5511	455	○	○
	立川病院	立川市錦町4-2-22	042-523-3131	250		
	東大和病院	東大和市南町1-13-12	042-562-1411	284		
	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	611	○	○
北多摩西部	☆ 東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	多摩 042-323-5111 小児 042-300-5111	789 561	○ ○	○ ○
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	1,153	○	○
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	581		
	☆ 公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1	042-461-0052	518	○	
北多摩北部	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15	042-461-1535	183		
	東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	042-396-3811	344		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111	522		
合計	82施設			43,657	26	23

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。 三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

資料第 63 東京都災害拠点病院標準整備品目

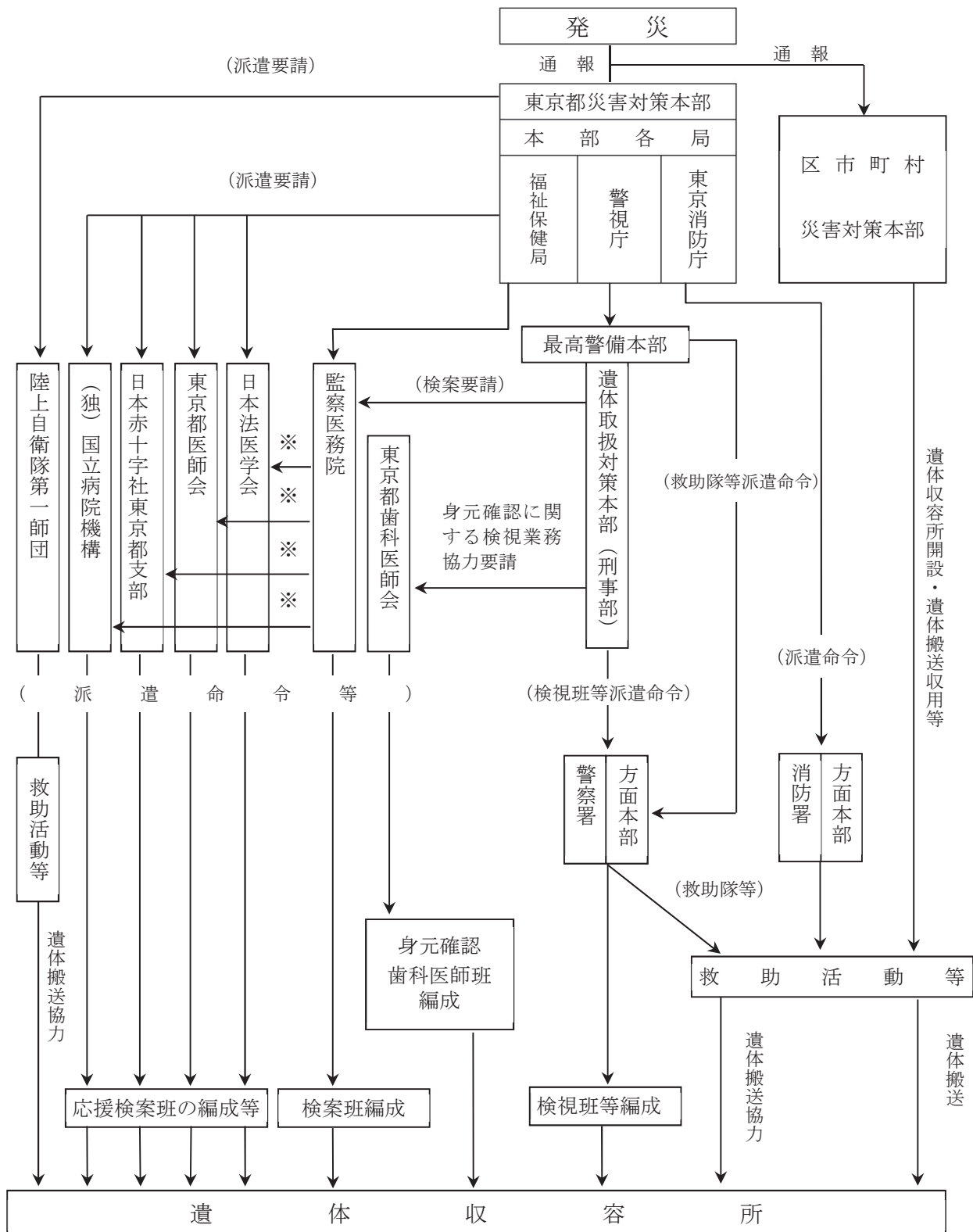
(都福祉保健局、本文 205 頁)

(令和 2 年 4 月現在)

品 名		数 量
1	救急医療資材セット新 7 点セット (医療器具及び薬品)	1 セット
2	現場携行用医療資器材	1 セット
3	トリアージ・タグ	5 0 0 枚
4	ベット兼担架	1 0 台
5	毛布	1 0 0 枚
6	空気枕	1 0 0 個
7	ガートル台	3 0 台
8	煮沸消毒用器材	5 式
9	ポータブル発電機及び付属品	病院の規模等に応じて、整備量 を設定すること。 ただし、水、常用発電、トイレ (簡易方式)は、使用可能な状況を 必ず確保すること。
1 0	大型投光器	
1 1	非常用キャンドル	
1 2	組立水槽	
1 3	浄水セット	
1 4	組立式簡易トイレ	
1 5	野外炊飯設備	
1 6	非常食	

資料第 64 遺体検視・検案活動等の発令、要請、情報連絡系統図

(各防災機関、本文 211 頁)



※ 災害時における検案医の派遣要請方法については、状況により、検案班の編成実務を担当する監察医務院から、直接要請する場合もある。その場合、監察医務院長は都福祉保健局長に対してその旨を報告する。

資料編

資料第 65 検視班の編成基準

(警視庁、本文 212 頁)

(各警察署毎に 3 班編成)

担当業務等	編成人員等	担当業務等	編成人員等
検視責任者	1	写真撮影	1
検視補助・記録	2	指紋採取	2
検案補助	1	合計	7

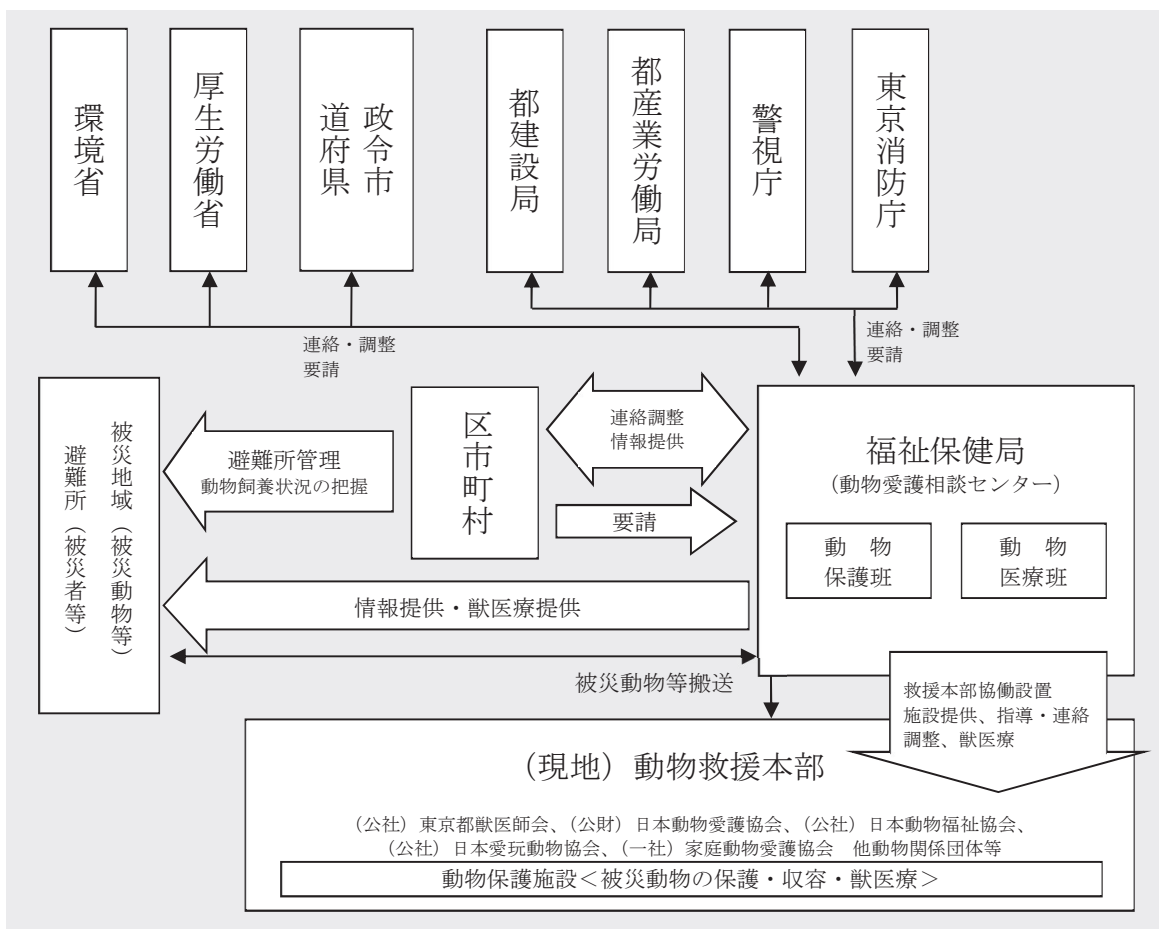
資料第 66 検案班処理能力

(都福祉保健局、本文 212 頁)

構成	構成人員			計	編成 班数	期間	出動 延班数	1 班処 理件数	処理可能 延件数
	監察医	事務	作業						
監察医務院	1 人	1 人	1 人	5 人	9 班	10 日	90 班	64 体 / 1 日	5,760 体
応援監察医等	2 人	—	—						

資料第 67 災害時における動物保護体制(48 時間から 72 時間後までの応急体制)

(都福祉保健局、本文 222 頁)



資料第 68 東海汽船所有船舶一覧

(東海汽船、本文 225 頁)

船名	総屯数	航行区域	輸送定員	輸送貨物
さるびあ丸	5, 019 t	限定近海	(沿海定員) 1, 546 人	9.8m×6.5m 130 型コンテナ 30 個
橘丸	5, 681 t	限定近海	(沿海定員) 865 人	9.8m×8.6m 130 型コンテナ 34 個
セブンアイランド愛 (ジェット船)	279.56 t	限定沿海	255 人	
セブンアイランド虹 (ジェット船)	281.14 t	限定沿海	255 人	
セブンアイランド友 (ジェット船)	164 t	限定沿海	255 人	
セブンアイランド大漁 (ジェット船)	165 t	限定沿海	255 人	

資料第 69 調達あっせん対象船舶一覧表

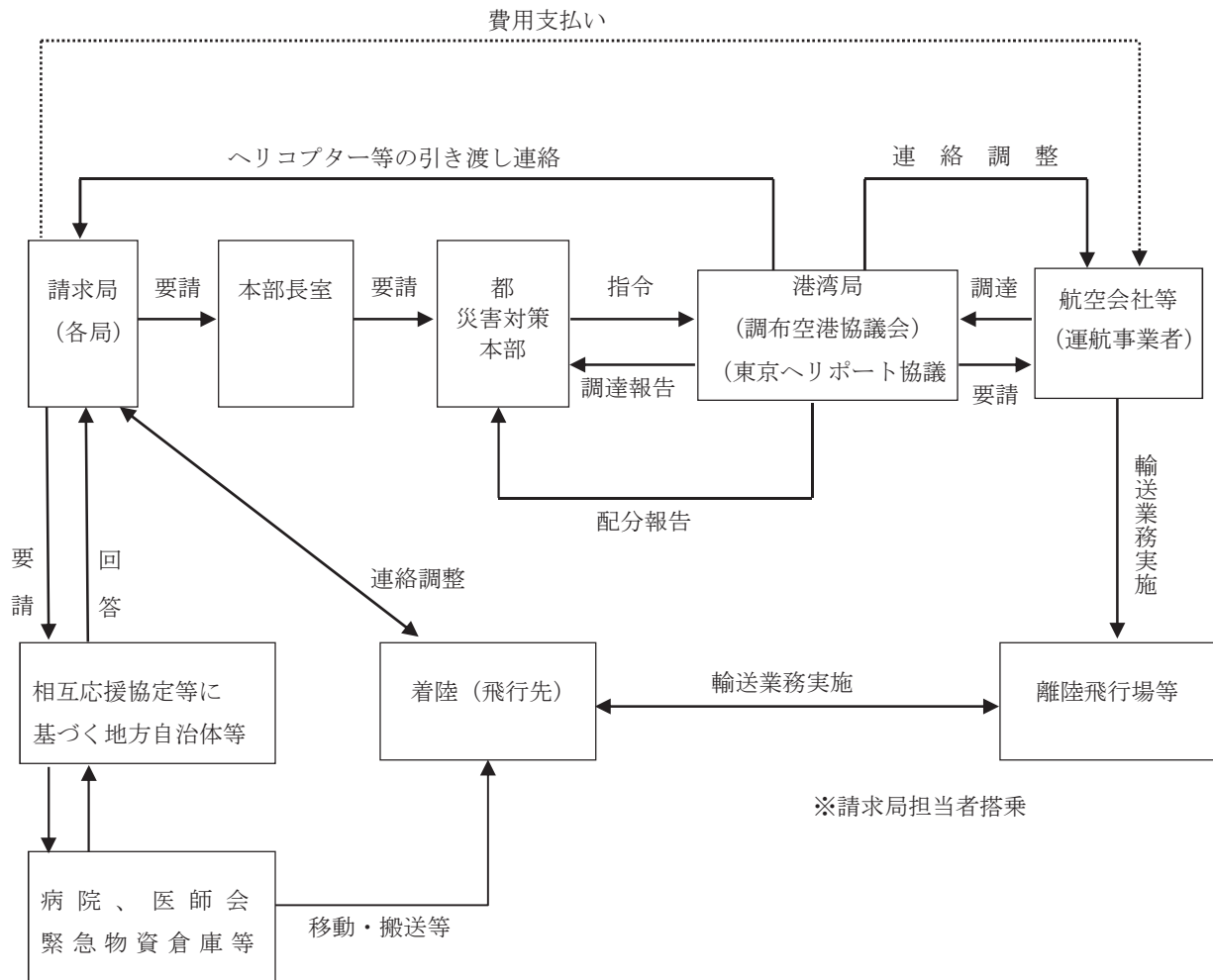
(関東運輸局、本文 225 頁)

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

事業者又は 団体名	住所・電話	船名	トン数	輸送能力		備考	
				人	容積 (m ³)		
東海汽船 (株)	港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サ ウスター 5F Tel.3436-1137	橘丸	5,681	596	574.3	貨客船	
		さるびあ丸	6,099	沿海 1,343 限定近海 693		"	
		セブンアイランド愛	280	255		旅客船	ジ エ ッ ト 船
		セブンアイランド結	176	241		"	
		セブンアイランド大漁	165	255		"	
		セブンアイランド友	164	255		"	
東京都観光汽船 (株)	台東区花川 戸 1-1-1 Tel.3457-7824	リバータウン	141	300		"	
		アワータウン	138	320		"	
		ジュビラー	146	300		"	
		竜馬	143	340		"	
		道灌	148	300		"	
		海舟	146	300		"	
		いりす	77	240		"	
		ヒミコ	114	160		"	
		ホテルナ	167	261		"	
		エメラルダス	132	100		"	
御座船 安宅丸	486	500		"			
観光汽船興業 (株)	中央区日本 橋茅場町 2-17-3 Tel.3457-1071	アーバンランチ I	19	41		"	
		アーバンランチ II	19	41		"	
		アーバンランチ III	19	41		"	
東京シップサービス (株)	港区海岸 3-1-3 Tel.3455-2121 3455-1461	第 30 港丸	11	34		"	
		第 31 港丸	11	36		"	
		しらさぎ	12	36		"	
		第 27 東港丸	14	50		"	
		第 55 港丸	14	46		"	
小笠原海運(株)	港区芝浦 3-7-9DK ビル 8F Tel.3451-5171	おがさわら丸	11,035	894	928.3	貨客船	
伊豆諸島開発 (株)	港区海岸 3-6-43 Tel.3455-3090	あおがしま丸	460	50	640.2	"	
		ははじま丸	453	200		"	
		ゆり丸	469	沿海 115 限定近海 40	930.6	"	
神新汽船 (株)	港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サ ウスター 5F Tel.3436-1146	フェリーあぜりあ	485	240	138.1	"	
東京都新島村	新島村本村 1-1-1 Tel.04992-7-0004	にしき	69	100		旅客船	

資料第 70 ヘリコプター等による緊急輸送業務実施の流れ

(都港湾局、本文 226 頁)



資料編

資料第 71 災害弔慰金等の支給

(福祉保健局、本文 232 頁)

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1 区市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母	死亡者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号)第 2 条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
	2 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した区市町村が 3 以上ある場合の災害	2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)		
災害障害見舞金	3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が 1 以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円	

※上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

資料第 72 災害救援物資等の支給

(日本赤十字社東京支部、本文 232 頁)

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備 考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼	毛布、緊急セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各 1 とする。
		床上浸水	毛布、緊急セット、バスタオル	
		避難所へ 1 晩以上避難	毛布、緊急セット、安眠セット	

資料第 73 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

1 災害援護資金の貸付

(都福祉保健局、本文 232 頁)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度 (都福祉保健局・区市町村)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>
災害援護資金・都制度 (都福祉保健局・区市町村)	国制度と同じ	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合 150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失又は流出</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

資料編

2 災害福祉基金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活福祉資金 (福祉資金) (都福祉保健局)	低所得世帯のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯 150万円以内	1 据置期間 貸付けの日から6ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%(据置期間中は無利子) 4 連帯保証人 原則必要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。
生活福祉資金 (緊急小口資金) (都福祉保健局)	低所得世帯のうち、被災によって、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯	1 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号)」 2 実施主体等 (1) 実施主体 東京都社会福祉協議会 (2) 窓口 区市町村社会福祉協議会	1 世帯 10万円以内	1 据置期間 貸付けの日から2ヶ月以内 2 償還期間 据置期間経過後12ヶ月以内 3 貸付利率 無利子 4 連帯保証人 不要 5 償還方法 月賦 6 申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

資料第 74 大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定

(都総務局、本文 239 頁)

(目的)

第 1 条 この協定は、東京都内（島しょを除く。）において、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料について、東京都（以下「甲」という。）と石油連盟（以下「乙」という。）が協力して、都内被災地へ安定的に供給するために必要な事項を定める。

(協力要請)

第 2 条 甲は、災害時において、乙に対し、石油燃料供給の協力を要請することができる。

2 乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。

3 甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。

一 災害対策上特に重要な施設で、甲が指定する施設に対する石油燃料の供給

二 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条による緊急通行車両その他甲が指定した車両に対する石油燃料の供給

三 都民、事業者等に対し石油燃料を販売する給油取扱所に対する石油燃料の供給

四 前号までに定めるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要なもの

4 甲は、乙が前項各号に掲げる要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

(優先実施)

第 3 条 乙は、前条第 3 項に定める甲の要請のうち、第一号及び第二号に掲げる内容を優先して実施する。

(費用の負担)

第 4 条 第 2 条の規定に基づき乙が供給した石油燃料の対価及び運搬費用については、原則として、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。

(実施細目)

第 5 条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

(協議)

第 6 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載が無い事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 20 年 11 月 26 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都
代表者 東京都知事 石原 慎 太 郎

乙 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
石油連盟
代表者 会長 天 坊 昭 彦

資料第 75 大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定

(都総務局、本文 239 頁)

制 定 平成 20 年 1 月 26 日
一部改正 平成 25 年 1 月 17 日
一部改正 平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、東京都（以下「甲」という。）と東京都石油業協同組合（以下「乙」という。）及び東京都石油商業組合（以下「丙」という。）とが協力して行う、災害応急・復旧対策活動及び都民生活の安定に必要な石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料の確保のための備蓄について必要な事項を定める。

(石油燃料の安定供給)

第 2 条 甲は、災害時において、乙及び丙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

- 一 災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの
 - 二 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの
 - 三 前 2 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

(石油燃料の安定供給に係る費用の負担)

第 3 条 前条第 2 項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料の対価及び運搬に要する費用については、甲が負担する。

(災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業の実施)

第 4 条 甲、乙及び丙は協力して、経済産業省資源エネルギー庁（以下「資源エネルギー庁」という。）が実施する災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業（以下「製品備蓄促進事業」という。）を推進する。

- 2 甲は、災害時において、乙及び丙に対し、製品備蓄促進事業により備蓄した石油燃料を甲が指定する緊急自動車等に供給することを要請する。
- 3 乙及び丙は、前項の石油燃料について、災害時において甲が指定する緊急自動車等への供給に限るよう、乙及び丙の支部及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 27 条第 1 項第 5 号及び石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第 33 条第 2 項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件（経済産業省告示第 243 号）の規定に基づき告示された石油販売事業者（中核給油所）を指導する。
- 4 前条の規定にかかわらず、第 2 項の規定により乙又は丙が供給した石油燃料に要する費用については、当該石油燃料の供給を受けた者が負担する。
- 5 甲は、平成 27 年度以降各年度に措置する予算の範囲内において、乙が行う製品備蓄促進事業の管理に要する経費を負担するものとし、その額は甲及び乙が協議の上、別に定める。
- 6 この事業の実施について必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(石油燃料の供給に係る払出し方法等)

第 5 条 第 2 条及び前条に規定する石油燃料の供給について、災害時の払出し等の方法等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(燃料供給における実効性確保)

第 6 条 甲は、石油燃料の安定的な供給並びに災害時の石油燃料確保のために甲及び中核給油所が備蓄した燃料等の供給が円滑かつ迅速に遂行されるよう、必要な情報を収集し、乙及び丙に適宜提供する。

- 2 乙又は丙は、燃料供給の実効性を確保するため、甲が指定する給油所に対して必要に応じて研修及び訓練等を実施する。

(実施細目)

第 7 条 この協定の実施に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(協議)

第 8 条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議して定める。

附 則
この協定は、平成20年11月26日から適用する。

附 則（平成24年12月27日付24総防管第1475号）
この協定は、平成25年2月1日から適用する。

附 則（平成26年12月26日付26総防管第2186号）
1 この協定は、平成26年12月26日から適用する。
2 第4条の2の規定は、平成27年度歳入歳出予算が、平成27年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、平成27年4月1日に確定させる。
3 第4条の2の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

附 則（平成28年4月1日付28総防計第46号）
1 この協定は、平成28年4月1日から適用する。
2 第4条の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、本規定の趣旨及び災害時における石油燃料確保の重要性を踏まえ、甲、乙、丙は継続して中核給油所における燃料備蓄に取り組むための協議を行うこととする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舩添 要一

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油業協同組合
代表者 理事長 矢島 幹也

丙 東京都千代田区永田町二丁目17番14号
東京都石油商業組合
代表者 理事長 矢島 幹也